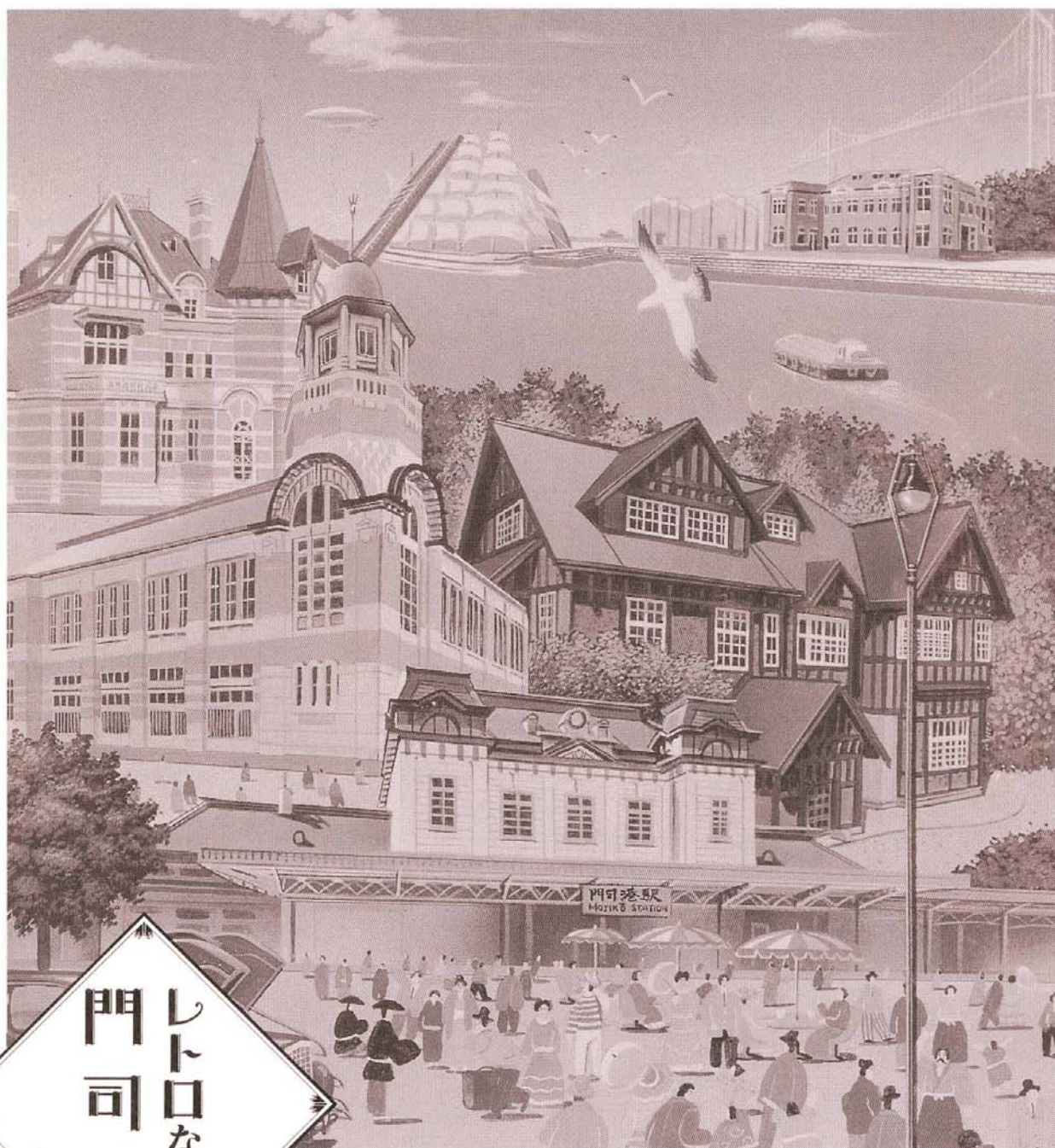


第 43 回

# 福岡県公民館大会



レトロな街  
門司港

平成 8 年 8 月 7 日

〈表紙〉

## 門 司 港 レ ト ロ

門司港地区は、明治中期から昭和初期にかけて、九州の鉄道の起点として、また、大陸貿易の拠点として発展し賑わっていました。

門司港駅周辺から和布刈公園にかけての地区は、エキゾチックな面影を残す数多くの歴史的建造物、変化に富んだウォーターフロントと美しく雄大な自然環境など魅力ある資源を有しています。

北九州市は、「門司港レトロめぐり海峡めぐり推進事業」を策定し、この地区を歴史と自然と文化が融合した新しい都市型観光の拠点として整備し、活性化を図るとともに、人々が親しみと誇りを持てる地域として整備を進めています。

第 43 回

# 福岡県公民館大会

主 催

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

福 岡 県 教 育 委 員 会

北 九 州 市 教 育 委 員 会

---

---

## 目 次

第43回福岡県公民館大会に寄せて	1
第43回福岡県公民館大会開催要項	2
平成8年度公民館役職員表彰一覧	6
平成8年度優良公民館表彰一覧	14
記念講演	20
分科会事例発表要旨	23

### 〔参 考 資 料〕

- 1 「地域における生涯学習機会の充実方策について」（答申）生涯学習審議会  
（平成8年4月24日）—— 抜すい ——
  - 2 福岡県公民館大会年表
  - 3 県内公立公民館一覧
- 
-

## 第43回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鏑 水 速 太

本日、ここ北九州市におきまして、県内各地から多数の参加を得て、第43回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係者各位の御尽力の賜であると深く感謝申し上げます。

さて、本県公民館連合会が昭和25年に設立されました時から本年度で45年、この間公民館は、社会の変化とともにその様相を大きく変えながらも、一貫して地域の社会教育の中核施設として学習機会や場を提供するとともに、社会教育関係団体等の育成や自主活動の支援、さらに地域課題解決のための学習援助等を行ってまいりました。

近年、社会の成熟化や国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生き甲斐を求めて、地域の人々の学習ニーズは増大し、かつ多様化、高度化してきております。こうした状況を背景として、今日、すべての人々が人間性豊かな生活を営むために、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築が求められており、社会教育も社会の変化や課題に対応し、新たな展開を目指していかなければなりません。とりわけ地域の人々の学習活動の拠点施設である公民館に大きな期待が寄せられております。

このため、県公民館大会では、ここ数年「住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方」をテーマに掲げ研究協議かさねております。どうか皆様の活発な研究協議により、生涯学習社会実現に向けての公民館の果たしていくべき新たな役割や方向を明らかにし、豊かで活力ある魅力的な街づくりのための実践に役立てていただくことを期待しております。

なお、本年4月、国の生涯学習審議会から「地域における生涯学習機会の充実方策について」の答申が文部大臣に対して提出されましたが、この答申（抜粋）を本大会資料として掲載しております。その中で公民館をはじめとする社会教育施設について、生涯学習機会を提供する場として、もっとも基本的な役割を担っているものとして捉え、その学習機会の充実方策が提言されております。県内各地域の公民館活動の充実発展のため、皆様の積極的な活用を期待しております。

終わりに、本大会の開催にあたり、御尽力をいただきました地元北九州市の皆様に深く感謝申し上げますとともに、御参加の皆様のお活躍と御健勝を祈念申し上げます。

## 第43回 福岡県公民館大会開催要項

### 1. 趣 旨

住民の学習意欲の高揚、学習活動の多様化等により、住民の公民館に対する期待は、ますます大きくなるとともに、学習した成果を活かす機会や場の提供など、公民館の役割と機能の、より一層の拡充が求められている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方を求めて、日頃の実践活動及び当面する課題などについて相互理解を深め、公民館の一層の充実・発展に資する。

### 2. 大会テーマ

住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方

### 3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、北九州市教育委員会

### 4. 後 援

福岡県、北九州市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

### 5. 期 日

平成8年8月7日(水)

### 6. 会 場

北九州市立小倉市民会館(主会場)ほか

〒803 北九州市小倉北区内3-1 TEL093-581-0331

### 7. 参 加 者

約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治(町内)公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者

## 8. 日 程

9:15~10:00	受 付	
10:00~11:00	大会式典	
	開会のことば	福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ	福岡県公民館連合会長 福岡県教育委員会教育長
	来賓祝辞	福岡県知事 福岡県議会議長 北九州市長
	表彰式	
	日程説明	
11:00~12:15	記念講演	
	演 題	「生涯学習時代における公民館」 — 粹な生き方と学衆国づくり —
	講 師	愛媛大学教育学部教授 讃岐幸治 氏
12:15~13:30	昼食・移動	
13:30~16:00	分科会	
16:00	閉 会	

## 会 場 一 覧

分科会場	分科会名	施 設 名
	第1分科会	北九州市立女性センター ホール (2階)
	第2分科会	北九州市立女性センター 大セミナー室 (5階)
	第3分科会	九州厚生年金会館 日本海 (2階)
	第4分科会	北九州市立小倉市民会館 ホール (1階)
	第5分科会	北九州市立小倉北中央公民館 ホール (3階)

全体会場	施 設 名
	北九州市立小倉市民会館 ホール

## 9. 分科会の構成

分 科 会		討 議 の ね ら い	討 議 の 柱
1	学習機会の提供と公民館	学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のニーズ、現代的課題に対応する学習機会の充実について</li> <li>・子どもの実態に対応した学習・体験活動のプログラムの開発と展開について</li> </ul>
2	学習情報の提供・相談と公民館	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について</li> <li>・学習相談の体制づくりについて</li> </ul>
3	学習集団の育成と公民館	学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材活用とボランティアの育成について</li> <li>・グループ・サークルの育成と援助の促進について</li> </ul>
4	学習・交流活動の推進と自治公民館	学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決のための学習、実践活動の推進について</li> <li>・地域における交流促進の場としての自治公民館のあり方について</li> </ul>
5	同和教育の推進と公民館	同和教育を推進する公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同和教育推進のための学習、実践活動について</li> <li>・同和問題解決のための啓発活動について</li> </ul>



助言者	司会者	事例発表者	記録者	会場責任者
福岡県教育庁指導 第二部社会教育課 企画指導班 主任社会教育主事  正平 辰男	北筑後教育事務所 (大刀洗町教育委員 会派遣) 社会教育主事  肥山 明夫	太宰府市中央公民館 公民館主事 榑木 久 小郡市教育委員会 主任主事 有馬 義明	北九州市立 東郷公民館 館長  藤崎 和美	北九州市立 小倉北中央公民館 係長  古賀 詳
福岡県立社会教育 総合センター 調査研究課 課長  木原 忠	福岡市教育委員会 主任社会教育主事  坂田一九夫	福岡市立博多市民 センター 主任社会教育主事 林 貞樹 築城町教育委員会 公民館係長 末次 千春	北九州市立 守恒公民館 館長  松本 洋一	北九州市立 小倉南中央公民館 係長  中村 聡
福岡教育大学 助教授  井上 豊久	北九州教育事務所 (遠賀町教育委員 会派遣) 社会教育主事  田中 廣志	水巻町中央公民館 公民館主事 芳賀 健児 筑後市中央公民館 館長 江里口 充	北九州市立 八幡東中央公民館 係長  山崎 義生	北九州市立 若松中央公民館 係長  三沢 信夫
元北九州市教育委員 会社会教育部長  仰木 忠幹	京築教育事務所 (太平村教育委員 会派遣) 社会教育主事  平井 厚志	田川市高住町公民館 館長 小路 正憲 勝山町教育委員会 社会教育係長 嶋田 政國	北九州市立 折尾公民館 館長  半田百合枝	北九州市立 八幡西中央公民館 係長  満井 邦章
福岡県教育庁指導 第二部同和教育課 啓発班 指導主事  徳田 敬	南筑後教育事務所 (三橋町教育委員 会派遣) 社会教育主事  立神 裕輝	鞍手町教育委員会 社会教育課長 吉田 廣文 三橋町教育委員会 同和教育係長 西田 親廣	北九州市立 戸畑中央公民館 社会教育指導員  岡崎 京子	北九州市立 戸畑中央公民館 係長  梶谷 昭晴

## 平成 8 年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があった者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立公民館職員 勤続 10年以上</li> <li>・自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上</li> <li>・公民館運営審議会委員 勤続 5年以上</li> </ul>	<div style="text-align: right;"> <p>ふな こし やす ひさ 船 越 安 久</p> <p>福岡市博多区 御供所公民館 主事</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都心部の空洞化する中、「地域活性化」に向けての事業の企画や団体育成に尽力した。</li> <li>2 毎月公民館だよりを発行し、校区民に愛される公民館づくりに努めた。</li> </ol>
<div style="text-align: right;"> <p>なか の みよこ 中 野 美代子</p> <p>北九州市 公民館運営審議会委員</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高須地区の婦人会を創設し、地域の女性団体の育成に尽力した。</li> <li>2 地域コミュニティ推進者として公民館活動に直接かわり、適切な助言・指導をもって公民館の振興・発展に貢献した。</li> </ol>	<div style="text-align: right;"> <p>まつ なが けい すけ 松 永 敬 介</p> <p>福岡市中央区 警固公民館 館長</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の連帯と健康づくりを目指し、初心者のための各種スポーツ講習会の開催等積極的に取り組んだ。</li> <li>2 中央区公民館主事会の会長として公民館相互の連携強化に尽力した。</li> </ol>
<div style="text-align: right;"> <p>やま もと たかし 山 本 孝</p> <p>福岡市東区 和白公民館 主事</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域性を生かした郷土史研究講座や地域が一体となったスポーツ行事等に積極的に取り組み、地域の社会教育活動に貢献した。</li> <li>2 同和教育の推進に努力した。</li> </ol>	<div style="text-align: right;"> <p>やす なか かず こ 安 仲 和 子</p> <p>福岡市中央区 草ヶ江公民館 主事</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特に青年学級の拡充のため、英会話の学習を通して、若者と高齢者の交流、ホームステイ、外国人によるコンサート等の実施に努めた。</li> <li>2 常に住民参画による「みんなの公民館」づくりを心がけ尽力した。</li> </ol>
<div style="text-align: right;"> <p>いけ うら じゅん こ 池 浦 順 子</p> <p>福岡市東区 和白東公民館 主事</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民が安心して暮らせる古里づくりを目指し、住民相互で支え合うボランティア組織の育成事業に積極的に取り組んだ。</li> <li>2 校区人権尊重推進組織の結成に尽力した。</li> </ol>	<div style="text-align: right;"> <p>や き ひさ え 八 木 久 江</p> <p>福岡市中央区 福浜公民館 主事</p> </div>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小・中学生を対象に劇団「かざぐるま」を組織し、発表活動と仲間づくりを行うことにより青少年の健全育成に尽力した。</li> <li>2 一人ひとりが大切にされる差別のない明るい町づくりに取り組んだ。</li> </ol>



くり た りょう すけ  
栗 田 良 介

福岡市南区  
西高宮公民館 館長

- 1 ゲートボール・グランドゴルフ大会での三世代交流事業を実施する等地域や世代をこえた住民の連帯感の高揚に努めた。
- 2 人権尊重を基盤にした公民館運営と地域づくりに尽力した。



かね こ よし お  
金 子 欣 夫

福岡市城南区  
堤丘公民館 館長

- 1 男性のための料理教室、いじめ問題を考える講演会等地域課題や現代的課題に取り組み、地域に根ざした公民館づくりに寄与した。
- 2 校区住民の人権意識調査を実施する等社会同和教育の充実に尽力した。



しら き ふみ え  
白 木 文 江

福岡市南区  
若久公民館 主事

- 1 介護教室、ボランティア育成講座、ふれあいランチの育成助成、校区マップづくり等社会の変化に即した新しい事業に積極的に取り組んだ。
- 2 各種団体相互のネットワークづくりに成果をあげた。



さか ぐち えみ こ  
坂 口 恵 美 子

福岡市早良区  
原西公民館 主事

- 1 「おやじサンデー」「孫と楽しく料理教室」など異年齢集団相互のふれあいを重視した事業に積極的に取り組んだ。
- 2 文化祭をはじめ校区の諸活動の推進に努め、地域活性化を図った。



た なか よし はる  
田 中 与 志 春

福岡市城南区  
金山公民館 館長

- 1 地域団体・公民館サークルの育成に積極的に取り組み、地域の諸団体の振興に寄与した。
- 2 校区人権尊重推進協議会の結成に尽力した。



ど い とみえ  
土 居 トミエ

福岡市早良区  
入部公民館 主事

- 1 年間40回にわたる町別同和教育研修会の実施に携わり、校区の同和教育の充実・発展に尽力した。
- 2 高齢者・青少年・女性を対象とした事業に積極的に取り組んだ。



こう ぐち し いち  
高 口 次 一

福岡市城南区  
田島公民館 館長

- 1 校区人権尊重推進協議会をいち早く結成し、その推進役として様々な差別の解消に向けて尽力した。
- 2 地域住民が自ら企画・運営する公民館活動の推進に努めた。



いわ さき ひで と  
岩 崎 秀 人

福岡市早良区  
賀茂公民館 館長

- 1 同和教育の推進に尽力し、手づくりの人尊劇を全市交流会で上演する等具体的な活動を展開し成果を収めた。
- 2 学校及びPTAとの連携を図り、青少年健全育成に貢献した。



さとう わしろう  
佐藤 和四郎

大牟田市

大牟田市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 地区公民館（三池・手鎌・駛馬）の施設整備に貢献した。
- 2 公民館主催の文化活動に積極的に参画し、住民の文化の向上と地域づくりに尽力した。



なが た いさお  
永田 勲

行橋市

行橋市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 学校週5日制にともない、校区公民館における「こども講座」の企画運営に貢献した。
- 2 環境美化運動と青少年の健全育成事業に尽力した。



おかむら あさこ  
岡村 朝子

久留米市

久留米市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 女性の地位と教養の向上に努め、女性事業「レディースセミナー」の基礎を築くとともに、自主グループ「生活を語る会」の創設にも尽力した。
- 2 長年にわたり市民の公民館利用の促進に努めた。



こがねまる てるお  
小金丸 輝生

前原市

加布里公民館 館長

- 1 地域文化（史跡・民俗）の調査活動に積極的に取り組み、地域文化の向上に努めた。
- 2 青少年問題に関する加布里大集会を創設し、継続実施することにより成果をあげた。



とみ なが せつ よ  
富永 節代

甘木市

安川公民館 主事

- 1 お茶の間学習や地域団体と学童との交流事業に積極的に取り組んだ。
- 2 地区住民の健康づくりと明るい町づくりのための諸活動の推進に努め住民の信頼も厚い。



かま だ いわお  
鎌田 岩雄

前原市

前原中央公民館 館長

- 1 校区公民館建設に尽力した。
- 2 校区の社会福祉協議会と連携し「ぬくもりネットワーク」を組織し、住民の福祉の充実に努めた。



みつ かさ ゆきお  
三笠 幸雄

甘木市

蟻城公民館 館長

- 1 親子読書会、図書まつり、読み聞かせ会、蔵書の増冊等公民館図書室の充実・発展に尽力した。
- 2 小学生と老人のふれあい文通や愛の弁当配布等地域福祉に貢献した。



まつ おか たかし  
松岡 隆

篠栗町

篠栗町中央公民館  
運営審議会委員

- 1 中央公民館の建設に多大な尽力をした。
- 2 公民館の運営に的確な意見をだし、公民館の振興・発展に寄与した。



もり きよ みつ  
森 清 光

新宮町

新宮町中央公民館  
運営審議会委員

- 1 長年にわたり地域の花いっぱい運動に取り組み、公民館の環境美化に努めた。
- 2 自治公民館活動の活性化に寄与した。



す やま まさ き  
須 山 正 樹

田主丸町

田主丸町公民館 係長

- 1 地域の連帯と健康づくりを目指したスポーツ・レクリエーションの普及に努めた。
- 2 社会教育関係団体の育成に取り組み、公民館活動の活性化を図った。



せん じゅ じょう しん  
千 手 浄 伸

鞍手町

鞍手町中央公民館 主事

- 1 町民体育祭を設立し、スポーツを通して町民の交流の場と位置付けた業績は大きい。
- 2 「出前公民館」を開設し、町民の生涯学習に対する動機付けを行った。



にし むら ひで お  
西 村 愛 夫

大木町

大木町公民館 館長

- 1 住民への情報提供事業として、月刊公民館報の定期的発行と内容の充実に尽力した。
- 2 豊かな経験と識見をもって公民館運営にあたり多大な業績を収めた。



あき はら なお え  
朝 原 直 江

鞍手町

鞍手町中央公民館  
事務主幹

- 1 各種関係団体と連携した公民館事業に積極的に取り組み、公民館の活性化に貢献した。
- 2 「出前公民館」に意欲的に取り組み、住民の生涯学習の推進に寄与した。



みや た やす とし  
宮 田 康 敏

城島町

城島町公民館  
運営審議会委員

- 1 住民の実態調査を実施し、特色ある公民館講座の開発等に向けての提案を積極的に行った。
- 2 11年間の長きにわたり、住民代表として公民館の発展に寄与した。



お がわ せい じ  
小 河 誠 嗣

吉井町

吉井町公民館 係長

- 1 分館対抗ソフトボール・バレーボール・綱引き等の大会を実施することにより地域スポーツの振興・発展に努めた。
- 2 文化財の保護、芸術文化の振興に尽力した。



その だ う いち  
園 田 宇 一

広川町

広川町中央公民館  
運営審議会委員

- 1 学校、家庭、地域が一体となった青少年健全育成に取り組んだ。
- 2 生涯学習に関する町民アンケート調査を公民館で実施し、生涯学習の基礎づくりに尽力した。



さとう つぎ お  
佐藤 次男

北九州市門司区

萩ヶ丘公民館 主事

- 1 校区自治協会や関係団体と連携し、地域福祉の向上と住みよいまちづくりの推進に貢献した。
- 2 長年にわたり地域の社会教育の振興に尽力した。



まつ い のぼる  
松井 昇

北九州市小倉南区

沼区公民館 館長

- 1 高齢者の健康維持事業として、毎月健康診断の実施に努めた。
- 2 公民館を青少年活動の拠点となるよう地域団体の連携に努めた。



かわ はら ゆき お  
川原 幸男

北九州市門司区

高砂公民館 館長

- 1 高砂公民館の改築に尽力した。
- 2 門司区公民館連絡協議会の役員として、門司区の自治公民館の振興・発展に貢献した。



うつみや ひで お  
宇津宮 英男

北九州市小倉南区

市丸公民館 館長

- 1 地域のふれあいを図るための各種事業の推進に努めた。
- 2 小倉南区類似公民館連合会の役員として、区の生涯学習の推進に貢献した。



ちか むら たかし  
近村 高

北九州市小倉北区

下富野公民館 館長

- 1 老人会、婦人会、青年会、子供会、町内会の公民館使用料の免除に尽力し、公民館利用の促進を図った。
- 2 地域住民の親睦を図り、明るい町づくりに貢献した。



なか の まさ あき  
中野 正昭

北九州市若松区

第12区公民館 館長

- 1 各種行事を通して地域住民の連帯意識の高揚に努め、明るく住みよいまちづくりに貢献した。
- 2 年長者福祉を重点に地域福祉の向上に努めた。



たか はし かめ いち  
高橋 亀市

北九州市小倉北区

黒住町公民館 館長

- 1 地域の文化活動に積極的に取り組み、地域文化の向上に貢献した。
- 2 小倉北区公民館連合会の役員として、自治公民館活動の活性化に貢献した。



しら かわ かめ お  
白川 亀雄

北九州市若松区

第8区公民館 館長

- 1 婦人の教養の向上に努めた。
- 2 青少年の健全育成及び年長者と青少年の交流事業に積極的に取り組み多大な功績を収めた。



たる み あきら  
垂 水 昭

北九州市若松区  
第2区公民館 館長

- 1 文化祭を開催し、地域文化の向上に努めた。
- 2 環境美化運動を積極的に推進し、住みよいまちづくりに貢献した。



つな わき つぎ まつ  
綱 脇 次 松

飯塚市  
上三緒第二町内公民館  
館長

- 1 青少年健全育成及び地域福祉を中心とした公民館活動の推進に取り組み多大な功績を収めた。
- 2 旧産炭地のイメージを払拭する公民館活動に尽力した。



いの うえ けん じ  
井 上 健 次

久留米市  
安武校区公民館 館長

- 1 各種団体の連携を図り、校区公民館活動の充実・発展に努めた。
- 2 市の生涯学習の推進者として、全市の生涯学習の環境整備に尽力した。



ます だ よし と  
栴 田 良 人

田川市  
三井平原公民館 主事

- 1 三世代交流等の各種事業に取り組み、特に独居老人と子供達による月2回の昼食会の実施に尽力した。
- 2 地域清掃デーの実施や花いっぱい運動の推進に努めた。



よし だ たか お  
吉 田 隆 夫

直方市  
植木校区公民館 館長

- 1 少年野球を通して青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
- 2 小学校の文化祭に、校区民の積極的な作品出展を促し、地域文化の向上に努めた。



ふじ みつ わか お  
藤 光 若 生

田川市  
下伊田西公民館 主事

- 1 世代を越えた「ふれあい事業」に青壮年部を結成し、老人家庭への奉仕活動を行い、地域住民の高い評価を受けた。
- 2 常に清掃活動に携わり、明るい公民館づくりに尽力した。



むら せ ただ と  
村 瀬 忠 人

飯塚市  
鎮西公民館 運営審議委員

- 1 鎮西地区の郷土芸能（獅子舞・子ども宮相撲等）の復活に積極的に取り組み、地域の活性化に寄与した。
- 2 運営審議委員長として、会議の円滑な運営に尽力した。



た なか きかえ  
田 中 榮

筑後市  
久恵区公民館 館長

- 1 よど祭、しめ縄づくり等伝承活動をおこし、ふるさとづくりに貢献した。
- 2 各種趣味講座等を開設し、公民館の利用促進に努めた。



さとうしひさ  
佐藤敏壽

大川市  
紅粉屋町公民館 館長

- 1 独自のアイデアを活かした「町内公民館報」を発行し、住民の連帯を深め、公民館活動の充実に貢献した。
- 2 地区の伝承芸能「四ツ竹踊り」の復活と普及・保存に尽力した。



しらいしまさひこ  
白石昌彦

筑紫野市  
大坪公民館 館長

- 1 地域に根ざした公民館活動を推進し、地域づくりに貢献した。
- 2 市の自治公民館活動の振興に努めた。



ほりた きたし  
堀田 訓

大川市  
幡保公民館 館長

- 1 スポーツ・レクリエーションを通して地域住民の交流を図り、住民の融和と連帯の輪の広がり尽力した。
- 2 子ども達の交流事業を通して青少年の健全育成に努めた。



しばた ひで のぶ  
柴田 英信

筑紫野市  
宮田町公民館 館長

- 1 公民館活動を通して地域づくりに貢献した。
- 2 市の自治公民館活動の振興に努めた。



まつおてるお  
松尾 輝雄

中間市  
中牟田公民館 館長

- 1 多年にわたり、住民の文化の向上と福祉の増進に努めた。
- 2 子ども会活動を積極的に支援し、青少年の健全育成に貢献した。



あんどくまお  
安東 熊夫

大野城市  
白木原公民館 館長

- 1 公民館運営委員会の定期開催と委員の研修の充実に努めることにより、公民館の組織づくりに貢献した。
- 2 史跡探訪や花づくりを通して高齢者学級の内容充実に努めた。



はらのぶお  
原 信夫

中間市  
寿町公民館 館長

- 1 社会同和研究会会員の経験を活かし、啓発活動に積極的に取り組み、差別のないまちづくりに寄与した。
- 2 老人会や子ども会活動を通して、地域福祉の発展に貢献した。



おかだくまし  
岡田 熊次

宗像市  
東旭ヶ丘自治公民館 館長

- 1 自治公民館の建設にあたっては新旧住民のまとめ役として尽力した。
- 2 市民学習ネットワーク事業を自治公民館にも導入し、住民の学習機会の拡充と自治公民館活動の活性化を図った。





ふく がわ むつ お  
福 川 陸 郎

那珂川町

丸の口区公民館 館長

- 1 区同和問題研修会、クリーンキャンペーン、区民夏祭等の実施及び年4回の公民館報の発行等積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに貢献した。



おく むら しず たか  
奥 村 静 隆

香春町

柿下公民館 館長

- 1 柿下公民館建設に尽力した。
- 2 綱引き大会、グランドゴルフ大会等を開催し、住民が気軽に参加し、交流を深める地域活動の推進に貢献した。



ほん だ まさ のり  
本 田 正 則

那珂川町

松原区公民館 館長

- 1 自治公民館活動の活性化を図るため、地域事業の充実に取り組んだ。
- 2 町区公民館連絡協議会の事務局長として、各区公民館の連携強化に努めた。



くわ の ひろ ゆき  
桑 野 裕 之

添田町

添田東公民館 館長

- 1 地域の文化・体育事業に積極的に取り組み、多大な業績を収めた。
- 2 町内39自治公民館の館長研修会の基礎づくりに尽力した。



こ だま きよし  
小 玉 清

穂波町

南尾二区公民館 館長

- 1 高齢者並びに独居老人等に対する地域福祉活動に尽力した。
- 2 行政と住民のパイプ役として地域の環境の改善に貢献した。

・公立公民館職員	23名
・自治（町内）公民館長・主事等	29名
・公民館運営審議会委員	8名
計	60名

## 平成 8 年度優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
公	1	北九州市	篠崎公民館	〒803 北九州市小倉北区真鶴1丁目 5-15 ☎(093)-571-3281	有満幸雄	m <sup>2</sup> 北九州総合 労働会館内
	2		高須公民館	〒808-01 北九州市若松区高須北1丁目 1-2 ☎(093)-741-5707	芦刈康浩	1,200
立 公 民 館	3	福岡市	香椎東公民館	〒813 福岡市東区香椎台1丁目 3-7 ☎(092)-672-7098	武内公磨	711
	4		三筑公民館	〒816 福岡市博多区三筑1丁目 7-32 ☎(092)-573-4664	安東英市	495
	5		東若久公民館	〒815 福岡市南区若久6丁目30-12 ☎(092)-541-9548	矢野正一	692
	6		鶴田公民館	〒815 福岡市南区鶴田3丁目7-2 ☎(092)-566-2593	宮本松義	496
	7		四箇田公民館	〒811-11 福岡市早良区大字四箇520-5 ☎(092)-811-2180	金森照雄	562
	8		石丸公民館	〒819 福岡市西区石丸2丁目37-1 ☎(092)-881-4983	山下輝夫	533

設 状 況			設 備 の 状 況	特 色
建物延面積	構 造	建築年月日		
㎡ 684	鉄 筋 5 階 建 (2階部分)	昭55. 4. 20	講堂 和室 集会室(2) 調理室	学校週5日制に伴い実施されてた「生きいき子供講座」ではボランティアが指導に当たっている。その他ボランティアの地域活動の拠点となっている。
719	鉄 筋 2 階 建	平3. 4. 25	講堂 集会室(3) 和室(2) 調理室	32団体を含むコミュニティ推進協議会と一体となって新しいまちづくりに取り組んでいる。また、文化祭等小・中学校と連携して実施している。
282	鉄 筋 2 階 建	昭57. 4. 1	講堂 学習室 和室	ボランティア講座は開館以来継続して実施し、地域の高齢者のケア活動として取り組んでいる。また親子読書の文庫活動も好評である。
339	鉄 筋 2 階 建	昭59. 4. 1	講堂 和室 学習室	留学生との継続的な交流の機会をもち、市民レベルの国際交流事業に取り組んでいる。また高齢者教室では自分史づくりを行っている。
159	鉄 筋 2 階 建	昭57. 9. 27	講堂 和室 学習室	人権尊重推進協議会と連携し、人権シンポジウムの開催や人権標語の看板を作成する等ユニークな取り組みをしている。
219	鉄 筋 2 階 建	昭58. 4. 1	講堂 和室 学習室	人権尊重を公民館運営の基盤にすえ、人権尊重推進協議会との共催による町別研修や校区あげでの記念事業等の取り組みは他の模範となっている。
208	鉄 筋 2 階 建	昭57. 4. 1	講堂 学習室 和室	親と子のふれあいを中心とした事業「なんでも体験教室」では父親と子どもが野外活動を通して体験の喜びを分かち合う事業に力を入れている。
281	鉄 筋 2 階 建	昭57. 9. 1	ホール 学習室 和室	明るく住みよい町づくりと一人ひとりを大切にす町づくりを目指して、公民館サークル単位でのきめ細かい同和教育の研修を継続的に実施している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
公立 公民館	9	福岡市	福岡市福重公民館	〒816 福岡市西区福重4丁目24-33 ☎(092)-882-1839	奈須芳人	㎡ 495
	10	甘木市	甘木市金川公民館	〒838 甘木市大字屋永3266 ☎(0946)-22-2242	加峯國男	1,536
	11	行橋市	行橋市今川公民館	〒824 行橋市大字寺畔41-2 ☎(09302)-5-1070	山下治美	2,513
自治 (町内) 公民館	12	大牟田市	大牟田市深浦公民館	〒836 大牟田市大字岬46	室岡幸人	1,357
	13	飯塚市	飯塚市五穀神公民館	〒820 飯塚市大字菰田86 ☎(0948)-24-3205	今村繁樹	384
	14	田川市	田川市文字山公民館	〒826 田川市大字弓削田1647-2 ☎(0947)-45-0700	今永松雄	469
	15	大川市	大川市大橋公民館	〒831 大川市大字大橋404 ☎(0944)-87-5962	古賀久隆	550
	16	中間市	中間市土手ノ内一區公民館	〒809 中間市土手ノ内一區 ☎(093)-245-3520	内山明	452

設 状 況			設 備 の 状 況	特 色
建物延面積	構 造	建築年月日		
m <sup>2</sup> 288	鉄 筋 2 階 建	昭58. 4. 1	ホール 学習室 和室	子どものひろばや子育て講座の実績をもとに、家庭教育ふれあい推進事業を企画し、母親同士の交流や子育てネットワークづくりに取り組んでいる。
378	木 造	昭35. 7. 1	大広間 図書室 中会議室 調理室	学校週5日制に対応し、家庭、地域、学校との連携を蜜にし、子ども達の交流を深め、生活の知恵や地域の結びつきを目指す活動に取り組んでいる。
574	鉄 筋 2 階 建	昭63. 3. 31	大会議室 実習室 和室 学習室	自主グループの活動、公民館報「清流」の毎月の発行、各種団体で組織する町づくりの会による美化活動等開かれた公民館づくりに取り組んでいる。
247	鉄 筋 2 階 建	昭56. 4.	ホール 和室 調理室	各種サークル活動が盛んである。また独居老人に対する給食サービスを実施し地域福祉に貢献している。広報活動として毎月広報紙を発行している。
153	木 造 平 屋	平 3. 4. 28	集会室 和室 調理室	どんどん焼、桜まつり、子供山笠等地区の行事・事業に区はもちろん町内全体に呼かけて開催し、連帯感あふれる地域づくりに取り組んでいる。
141	木 造 平 屋	昭42. 9. (平7. 7新築)	和室 集会室	伝統文化事業（神幸祭）、世代間交流事業等、一人ひとりが一つのものを作り上げる過程で「ふれあい」の輪をひろげることを目指して活動している。
195	木 造	平 2. 9	ホール 和室 料理室 ゲートボール場	「グランドワーク」（福祉環境美化推進委員会）を結成し、植樹・植栽や老人を招いての昼食会等区域ぐるみの福祉活動に取り組んでいる。
150	平 屋 瓦 葺 建	昭28. 2. 8	学習室 和室	子ども会、婦人会、老人部等の活動が活発で、特に三世代のふれあい行事に力を入れている。また以前中央館の分館であった歴史のある公民館である。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
自治 (町内) 公民館	17	筑紫野市	筑紫野市美しが丘南公民館 うつくしがおか 美しが丘南公民館	〒818 筑紫野市美しが丘南 1-6-1 ☎(092)-927-0885	横田 了	m <sup>2</sup> 810
	18	大野城市	大野城市下筒井公民館 しもつづい 下筒井公民館	〒816 大野城市筒井2丁目2-2 ☎(092)-571-4115	中村 清利	303
	19	粕屋郡	篠栗町 粕屋郡篠栗町明治区公民分館 めいじく 明治区公民分館	〒811-24 粕屋郡篠栗町大字津波黒221 ☎(092)-947-3540	山本 和人	377
	20	八女郡	広川町 八女郡広川町馬場公民館 ばば 馬場公民館	〒834-01 八女郡広川町大字水原 1352-1 ☎(0943)-32-4929	姫野 隆臣	634
	21	山門郡	瀬高町 山門郡瀬高町上長田公民館 かみながた 上長田公民館	〒835 山門郡瀬高町大字長田1838 ☎(0944)-63-7261	古川 力	600
	22	田川郡	添田町 田川郡添田町彦三公民館 ひこさん 彦三公民館	〒824-07 田川郡添田町大字落合1752 ☎(0947)-85-0169	篠崎 嘉丈	495

設 状 況			設 備 の 状 況	特 色
建物延面積	構 造	建築年月日		
㎡ 398	鉄 骨	平 6. 6. 30	集会室 会議室 ホール 和室・調理室	市小地区公民館のモデル地区としてサークル活動や中学生が参画した活動を通して、新しい地域・ふるさとづくりに取り組んでいる。
315	鉄 筋 2 階 建	昭49. 3. 25	学習室 集会室 実習室	文庫活動に絵馬作りを取り入れ、伝承文化の保存に貢献している。また「父親の会」を組織し、公民館活動に男性の参加を促し活性化を図っている。
296	木 造 2 階 建	昭30.	会議室 和室(3) 大広間	高齢化が進む地区で、平成6年度からミ文化祭「区民まつり」を実施し、区民が一体となって手づくりの活動に取り組んでいる。
126	木 造 平 屋 建	昭50. 3. 2	大会議室 中会議室 小会議室 料理室	「区民の健康と融和」を目標にかかげ、中でも壮年の男性料理講習会では女性を招待しての試食会を実施し、地域の連帯意識の高揚に努めている。
242	木 造	昭55. 5. 1	ホール 図書室 和室	公民館の活動組織が確立し、各部が積極的に活動を展開している。なかでも文化部の文庫活動はボランティアによる地域全体の活動となっている。
131	木 造 平 屋 建	昭48. 11. 1	和室 広間 厨房	運営委員会を定期的開催し、地域の伝統行事、人の和をつくる行事、教養を身につける行事等に積極的に取り組んでいる。

## 『生涯学習時代における公民館』

— 粋な生き方と学衆国づくり —

さぬき こうじ  
讃岐 幸治

愛媛大学教育学部 教授



鹿児島県出身 昭和15年9月27日生まれ  
広島大学大学院教育学研究科修了  
現在愛媛大学教育学部の教育社会学担当教授及び附属小学校校長兼務

### 〔社会的活動としては〕

(国レベルでは)

中国四国教育学会副会長、文部省生涯学習局婦人の社会参加支援特別事業企画運営委員、国立教育会館・国立社会教育研修所・国立婦人教育会館等の講師、国立大洲青年の家運委員、日本青年奉仕協会評議員など。

(県レベルでは)

愛媛県シンクタンク幹事、愛媛県生活文化県政推進懇談会委員・地域づくり専門部会委員長、愛媛県生涯学習ボランティア事業運営委員会会長、愛媛県学校週5日制推進会議会長、愛媛県公民館連合会専門委員、愛媛県ふるさと再発見・創造塾(塾長知事)総合アドバイザー、高知県生涯学習審議会委員など。

(市レベルでは)

松山市生涯教育推進会議座長、松山コンベンション・ビューロー運営企画委員会会長など。

(地域レベルでは)

自治公民館長など。

### 〔主な編著書としては〕

「人間発達の社会学」アカデミア出版、「生涯学習」ミネルバァ書房、「ライフサイクルと共育」青葉書房、「ボランティア・ラーニング—生涯学習、社会教育スタッフのためのボランティア支援マニュアル」JYVAなど。



————— ヂ      𠄎 —————

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 rows.

————— ヌ      ㄗ —————

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

# 分科会事例発表要旨

## 第1分科会 学習機会の提供と公民館

### 学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・住民のニーズ、現代的課題に対応する学習機会の充実について  
 ・子どもの実態に対応した学習・体験活動のプログラムの開発と展開について

助言者 福岡県教育庁指導第二部社会教育課 企画指導班

主任社会教育主事 正平辰男

司会者 北筑後教育事務所（大刀洗町教育委員会派遣）

社会教育主事 肥山明夫

記録者 北九州市立東郷公民館 館長

藤崎和美

会場責任者 北九州市立小倉北中央公民館 係長

古賀 詳

## 学習機会の提供の場としての中央公民館の役割と課題

太宰府市中央公民館 公民館主事 橋木 久

### 1. はじめに

(1) 本市は、福岡市の南約16kmに位置し、北部は宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接している。市内は九州自動車道、国道3号線、県道121号線、県道福岡筑紫線、並びにJR鹿児島本線、西鉄大牟田線及び太宰府線が走り、交通至便で気候、風土、景観にも恵まれた住宅・文教都市である。

- ・面積 29.71km<sup>2</sup>
- ・人口 63,725人（H8. 4. 30現在）

(2) 本市の中央公民館は昭和61年11月3日に市民図書館との複合施設として開館した。

- ・構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- ・延床面積 5,336m<sup>2</sup>
  - 1階（市民図書館）1,782m<sup>2</sup>
  - 2階（中央公民館）1,786m<sup>2</sup>
  - 3階（中央公民館）1,078m<sup>2</sup>
  - 4階（中央公民館）690m<sup>2</sup>

(3) 中央公民館の主な施設及び利用状況（H7年度）

〔資料1〕中央公民館の施設及び利用状況

階	施設の名称	面積(m <sup>2</sup> )	定員数	年間利用者数
2階	研修室 1	45.75	36	19,021
	研修室 2	43.34	36	
	研修室 3	49.68	36	
	会議室	43.70	30	6,050
3階	視聴覚室	61.16	54	6,122
	和室（くす）	10畳		4,766
	和室（うめ）	20畳		
	児童室	39.41	10	385
階	実習室	29.11	21	958
	リハーサル室	79.17	36	10,028
4	多目的ホール	201.74	165	18,416
ホール関係	ホール	1306.50	602	40,292
	楽屋1（和室）	12畳		2,231
	楽屋2（和室）	8畳		
	楽屋3（洋室）	41.04	24	
その他	2階ロビー	204.76		
	3階ギャラリー	37.97		

## 2. 学習機会の提供の場としての中央公民館の役割

公民館における学習機会の提供は、市民が自主的に学習するために施設を利用させる場合と公民館が主催した各種の事業を通して、市民に学習の機会を与える場合がある。

(1) 施設を利用させることで学習機会を提供する場合

- ① 定期的な利用
  - ・稽古ごとや習いごとをするため
- ② 不定期的な利用
  - ・各種団体が主催として行う講演会や音楽会や講習会等

(2) 主催事業を通して学習機会を提供する場合

- ① 一定期間を通して行う事業
  - ・まほろば市民大学、家庭菜園教室
- ② 一回だけの事業
  - ・講演会、音楽会、文化祭

## 3. 施設提供「定期利用団体」の実際と課題

- (1) 事業の目的
  - ・生涯学習の一貫としての自主学習を推進するために施設を提供する。
- (2) 定期利用の規定
- (3) 定期利用団体の数（H8年度）

〔資料2〕 中央公民館定期利用団体（H8年度）

学習の分野	団体数	会員数
茶 道	2	20
華 道	2	27
書 道	10	147
絵 画	6	104
語 学	6	89
文 学	7	224
手 工 芸	7	105
体 操	5	55
ダ ン ス	7	103
コ ー ラ ス ・ 歌	8	215
謡 曲 ・ 民 謡	4	53
器 楽	5	106
そ の 他	1	23

(4) 中央公民館主催で定期利用団体の調整会議

- ① 施設利用の希望調査（資料）
- ② 施設利用の希望一覧表作成（資料）
- ③ 定期利用団体の調整会議
  - ・各利用団体の代表者が出席

・定期利用規定の説明と注意事項

- (5) 定期利用の課題
  - ① 定期利用団体の増加に伴う利用施設の不足
    - ・施設が飽和状態になり、利用団体の要望に応じられない。
  - ② 定期利用団体の調整会議が難航する。
    - ・長年利用している団体が権利意識が強く、新規加入団体の利用が狭められる。
  - ③ 定期利用規定違反のチェックが困難である。
    - ・特に長年利用している団体に違反が目立つ
    - ・少ない人数で利用している団体
- (6) 課題解決のための方策
  - ・年一回の定期利用団体の調整会議だけでなく年度途中で定期利用団体の会議を開催し、定期利用の自主運営を考えている。
  - ・仮称「中央公民館定期利用団体連絡会」の発足

## 4. 主催「まほろば市民大学」の実際と課題

- (1) 事業の目的
  - ① 生涯学習の一貫として、男女、年齢を問わず成人対象に行う講座
  - ② 主に初心者を対象に呼びかけ、修了後は定期利用団体に加入出来ることを期待している。
- (2) 講座の期間と内容
  - ① 期間 5月～3月まで
  - ② 内容
    - ・教養講座（午前） 13回
    - ・専門コース（午後） 20回
- (3) 応募の方法
  - ① 市の広報紙「太宰府」に掲載した。
  - ② 市の公共施設の受付等に手作りの応募チラシを置いた。
- (4) 応募の状況と対処
  - ① 平成7年度は定員より僅かに多かったため、希望者全員を受講させた。
  - ② 平成8年度は定員より約30%多かったため抽選して受講者を決定した。
    - ・施設の関係で定員を増やすことができない
- (5) 平成8年度受講生の構成
  - ① 年齢 60才代を中心に30才代～80才代
  - ② 性別 女性が僅かに多い。
- (6) まほろば市民大学の改善
  - ① 受講生の意識変革
    - ・専門コースの重視→人間関係の重視

- ・教わること→学ぶことへ
- ② 意識改革のための方途
  - ・自治活動の推進
  - ・受動だけでなく能動的学習
- (7) まほろば市民大学の今後の課題
  - ① 希望者全員が受講できる講座の工夫
    - ・全員受講できる施設が無い場合専門コースのあり方を検討する必要がある。
    - ・初心者の受講を優先する。
  - ② 固定化しない専門コースの工夫
    - ・市民の学習意欲は、現行の専門コースだけではない。
    - ・専門コースの内容と講師の選択
  - ③ 自主運営するための工夫
    - ・教養講座の講師を受講生や修了生から選ぶ
    - ・初心者だけでは自主運営が難しい。

#### 5. 学習機会の提供の場としての中央公民館の課題

- (1) 施設の関係で市民のニーズに応えられない。
  - ① 定期利用団体の利用が増やせない。
  - ② 中央公民館主催講座に希望者を全員受け入れられない。

- (2) 講演会や音楽会等が同じ時期に集中してホール使用の調整が難しい。
- ① 市内の公共施設の事業が10月から12月に集中している。
- ② 無料であるが、入場者が少ない。

#### 6. おわりに

- (1) 中央公民館に対する市民の意識を変革していく必要がある。
  - ・施設提供の場から学習情報センターへ
- (2) 文化センターと中央公民館の役割の明確化

#### 〔別途資料〕

- (1) 定期利用団体調整会議資料
  - ・部屋割り 曜日割り表
- (2) 中央公民館利用規定
- (3) 中央公民館主催講座一覧表
- (4) まほろば市民大学関係
  - ・教養講座予定表
  - ・ホームルームの実際
  - ・「私の体験発表」計画案
  - ・専門コース学習計画表
  - ・自治会組織と活動
  - ・自治会年間計画表

## 「きみもやってみないか？ おもしろ教室」

### — 子ども向け講座より —

小郡市教育委員会 主任主事 有馬 義明

#### 1. はじめに

小郡市は筑前、筑後、肥前の境界に位置し、古くから南北交通の通過地で、現在も交通の便がよいため人口が増加し、福岡・久留米両都市圏のベッドタウンとして都市化が進んでいます。面積45.5km<sup>2</sup>で南北に細長く、人口約5万人で、緑豊かな田園都市です。

小学校は7校、中学校は5校で、市の北部に建設計画の小学校もあり、子ども数は増えていますが、市の南部では過疎化になっている現状もあります。

こうした中で、中央公民館は住民の学習ニーズに

応えるために、幅広い年齢層・テーマをもった主催講座を展開しています。平成8年度は25の講座を開設しますが、ここでは特に「子ども向け講座」について述べます。

#### 2. 誕生！子ども向け講座

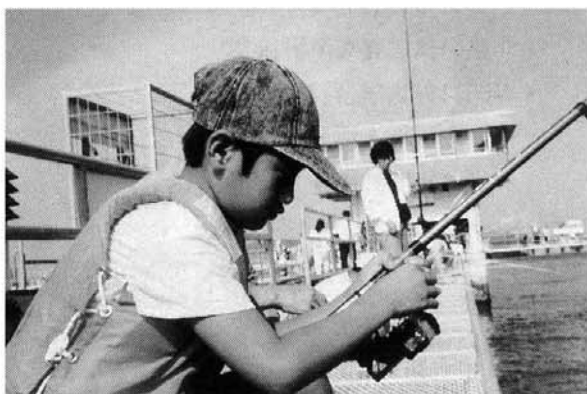
平成4年9月から、学校週5日制がスタートし、少子化、核家族化などが進行する社会の変化の中で、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを主人公とする教育のあり方が問われてきました。

小郡市でも子どもの生活体験の不足を補うため、各校区の青少年学校外活動促進実行委員会の取組み

で、伝承遊びや創造的な遊びを行いました。しかし校区によっては取り組みに格差があること、子どもたちの学習要求に応えるためのメニューが用意できないこと、などが課題となってきました。

そこで、平成6年度より中央公民館主催講座の中に、子ども向け講座を取り入れました。それは子どもたちに人気のあったNHK「舞ちゃんの料理教室」の小郡版「子ども料理教室」と、自然体験の一つとしての「子どもつり教室」の2講座です。

これらの講座を開設するにあたり、特に留意したことは、会場は子どもたちが集まりやすい、市の中心部であること、また、第二の学校にならぬよう、遊びと実技を柱に、直接体験活動を重視した内容とすることです。これらの講座で、「子ども講座」は人気があり、子どもたちは生き生きとした表情で参加していました。



子どもつり教室

### 3. おじいちゃん先生とふれあい講座

平成7年度からは小郡市では県費補助の青少年学校外促進事業を、青少年高齢者交流事業にステップアップしました。この事業は、本来、いろいろな特技をもつ熟年の指導者が、学校や地域の要請を受け、学習指導を行うことを目的としたものです。しかし現状としては、PR不足もあります。要請が少なく、せっかく登録している指導者に申し訳ないという気持ちもあり、いくつか講座として参加者に呼びかけてみました。

そこで登場したのが、「子どもパソコン塾」・「ジュニア陶芸教室」の2講座です。それまで青少年高齢者等交流事業で指導者を派遣する場合は1～2回程度でした。しかし公民館講座として開設する場合は、少なくとも基本の習得までは、指導が行き

届くよう定員を各20名と少なくし、それぞれ4回講座としました。

しかし子どもの学習ニーズは高く、それぞれ定員をオーバーする申込みがあり、また内容も充実していたことで、今や子ども向けの人気講座となっています。



ジュニア陶芸教室

### 4. 親子で参加してみませんか

平成6年度・7年度で、小郡市の子ども向け講座はある程度、市民への周知ができたと思われます。

しかしその中で、対象者が小学校高学年や中学生に偏っているという市民の声もあり、小学校低学年も参加できる講座の開設が望まれていました。

主催者側が講座開設で悩むことの一つに、安全面の問題があります。どうしても小学校低学年を対象にした場合は、特に安全面の配慮が必要です。また、学校週5日制の目的である子どもを家庭に帰すということを、講座開設に照らし合わせてみました。

そこで今年度は、親子で参加する講座の開設に取り組んでいます。「パパと一緒にクッキング講座」「どろんこ塾」（さつまいもを栽培する講座）「家族で歴史散歩講座」などです。担当者はいずれも一人なのですが、保護者が一緒なので安全面でも安心できます。また、普段とは違う親子のふれあいにつながればと考えています。



パパと一緒にクッキング教室



家庭で歴史散歩講座

## 5. 福祉講座とは一味違う

対象者が偏っているということを考えた場合、公民館主催講座の参加者は全般として健常者であることがほとんどです。そこで障害者を対象にした講座を始めてみました。「希望の家講座」がそれです。

この「希望の家講座」は知的障害をもつ子どもたちを対象に、市内の小郡養護学校と連携して開設するものです。やはりこの講座でも安全面での配慮が特に必要なので、まずは手軽にできる内容からするようにしています。



希望の家講座

## 6. 「子ども講座」をボランティア活動の中へ

今はボランティア花盛りの時代です。日本では従来ボランティア活動が根つきにくい土壌だといわれてきましたが、ここ数年、ブームにまでなっているような感じさえします。小郡市でもボランティア団体が数多く存在します。もちろん福祉ボランティアにとどまらず、生涯学習ボランティアを含めてのことです。

子どもの学習要求を最大限取り入れ「子ども講座」を今までのように開設したとしたら、もちろん予算などいくらあっても足りません。そこで今後は先程のボランティア団体の活動の一環として、「子ども講座」が成り立つのかを検討したいと思っています。

具体的には今年度の講座で該当するのは、先述の「家族で歴史散歩講座」の指導者「郷土史研究会」と、「天文教室」の指導者「天文スタッフボランティア」があげられます。いずれも生涯学習ボランティアとして団体で登録されており、それぞれの「子ども講座」を快く引き受けてもらっています。

ともかく、これらの団体の意向と、これからの公民館主催講座の方向性が合致するかどうかは、今年度のこうした講座の運営にかかっています。「子ども講座」をボランティア活動の中へ取り入れるかどうかは、今後の課題です。





## 第2分科会 学習情報の提供・相談と公民館

学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について  
・学習相談の体制づくりについて

助言者	福岡県立社会教育総合センター調査研究課 課長	木原 忠
司会者	福岡市教育委員会 主任社会教育主事	坂田 一九夫
記録者	北九州市立守恒公民館 館長	松本 洋一
会場責任者	北九州市立小倉南中央公民館 係長	中村 聡

## 多様な学習需要に応えるために

福岡市立博多市民センター 主任社会教育主事 林 貞樹

### 1. 福岡市における学習情報提供の現状

本市では、市民の意識や生活実態をとらえることにより、生涯学習施策のための基礎的な資料を得ようという意図のもとに、三次（平成元年～3年）にわたる「福岡市における生涯学習に関する調査」が実施された。

これらの調査結果から、本市の生涯学習のための行政施策に対する市民の要望内容をみると、ソフト面の施策としては、「学習に関する情報提供」「市民センター、公民館などの講座、学級の内容充実」「学習に関する相談窓口の設置」「学習施設職員の充実」で計58.1%の高率を示している。（第2次調査）

また、市民に学習意欲はあっても、現実には学習に取り組めない理由のなかで、「自分の希望にあう情報がない」「適当な場所、施設、設備がない」「どこでどのようなことがあっているのか知らない」「指導者や教えてくれる人がいない」というのが、計26.6%で、全て情報提供に関係した事柄である。

現在、「生涯学習関係講師名簿」「生涯学習関連施設ガイド」、事業案内情報である「生涯学習情報誌ふくおか」の発行などが行われているが、効果的な情報を市民に届けるためには、まだ不十分であることを示している。

また、市民が学習に取り組もうとするきっかけとして、行政からの情報入手が最も多く、なかでも「市政だより」や「公民館だより」が大きな位置を占めている調査結果も出ている。市民の必要な情報を、必要なときに提供することの重要性を示している。（第1次調査）



所狭しと並んだ学習情報

### 2. 博多市民センターでの取り組み

(1) 市民センターは、市民の教育、文化等の振興や社会福祉の増進に寄与し、新しい地域社会の形成

に努めるための、行政区の中心施設として設置された社会教育施設である。区の中央公民館としての役割をもつと同時に、市民が自主的な学習、文化活動や集会に気軽に利用できるコミュニティセンターでもある。

- (2) 主催事業は、市民大学講座をはじめとする学級・講座・講演会・催しなど市民を対象とする指導者研修・指導者養成研修・集会などの事業がある。

市民を対象とした事業としては、市民のニーズ等を考慮に入れながら、学習内容や分野等に工夫し、多様な形で展開してきた。「市民大学講座」「婦人講座」「明日の親のための学級」「外国語講座」「老人大学講座」「パソコン入門講座」「博多名所めぐり」「学術文化講演会」「親子人形劇」などの事業がある。

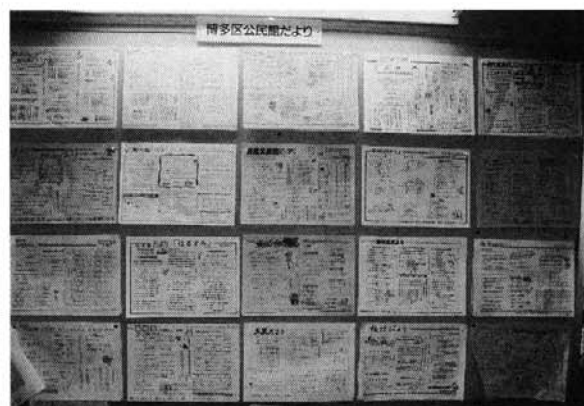
そして指導者を対象とした事業としては、「PTA新聞づくり講座」「子ども会育成指導者研修」「16mm映写機講習会」「公民館職員研修」「区生涯学習フェスティバル」などを実施し、社会教育関係者が地域で十分に活動できるよう研修の機会を提供している。

- (3) 本市においては、一小学校区一公民館という基本方針のもと、現在139館の公民館が設置されており、市民が気軽に利用できる社会教育施設としての本市の大きな特色となっている。博多区には、21の地域公民館が設置されており、市民センターはこの地域公民館と連携をとりながら、多様な市民の学習要求に応える公民館の運営および事業の実施についての指導とその援助にあっている。そのために「公民館連絡会」を定例的に開いたり、各種研修を実施している。

- (4) 生涯学習時代において市民の学習意欲が高まるなか、学習情報提供・学習相談が市民センターにとって重要な役割になってきている。学習情報の提供については、「市民センターだより」の発行をはじめ、2階ロビーに「公民館だより」の特設掲示コーナーを設けるとともに、生涯学習関係のチラシやパンフレット等をおき、学習情報の提供に努めている。

市民センターの存在が知れ渡るにつれ市民の学習相談は増加しつつあり、窓口には、会議室の利用、主催事業への参加申込みの他に、公民館サークル関係や、転入してきた市民の生活関連情報の問い合わせが多くなってきている。

このような市民の多様な学習需要に応えるために、事業の見直しを図るとともに、学習情報を幅広く市民に提供するために「リビング福岡」「めさーじゅ」「シティ情報ふくおか」など民間情報誌も活用し、青年層への受講をひろげている。



ロビーに掲示されている「公民館だより」

- (5) 生涯学習を推進していく施設としての機能や地域社会の形成などに対する公民館への期待はますます大きくなっており、公民館職員の研修とともに、公民館連絡会での公民館主事相互の「情報提供」を平成6年度から実施し、学習リーダーとしての資質の向上を図っている。

具体的には、各公民館の特色ある事業を報告してもらい、市民の多様化・高度化していく学習要求に対応する事業を展開できるように情報を交換し合っている。そこで取り上げられた事例は「男性料理教室」「介護教室」「親子やきもの教室」「てん刻教室」「子育てひろば」「おやじ大学」などであった。

### 3. 今後の課題

平成6年3月、福岡市社会教育委員会議は、「福岡市における生涯学習推進のあり方について」答申し、その中で「学習情報の提供と学習相談等のあり方」を次のように提言している。

「市民の学習要求を具体的な学習活動へと展開できるよう支援していくために、学習に関連した様々な情報をいつでも容易に提供できるようにしていく必要がある。そのためには、公的機関や民間など市民に提供されている多くの学習情報を体系的に整理し、学習相談にも対応できるような総合的、効果的なシステムの整備が必要である。」

このような提言もあり、平成9年度から公共施設予約案内システムが導入されることが決定しているので、施設情報の提供は、解決しつつある。しかしながら、市民が必要とする学習情報を的確かつ迅速に提供し、市民の自発的な学習活動を援助していくには、まだまだ課題は多い。

今後の課題は、①民間や関係団体、広域的な情報を含めた学習情報の体系的な整備充実 ②「子育て相談事業」等学習相談事業の多様化 ③「市民が学習の必要を感じたとき、それをどこでどのように学べば必要なものを身につけることができるか」を助言できるスタッフの充実、などである。

## 築城町における学習情報提供・相談

築城町教育委員会 公民館係長 末次千春

- 町内3公民館—生涯学習事業推進
- 公民館活動の活性化—にぎわいが交流する住みよ  
いまちづくり

### 1. 築城町の概要

福岡県の東部に位置する三方を山に囲まれ、町の中心部に2級河川城井川、小山田川及び音無川の流れる緑豊かな、人口11,000人の山と田園の町である。

基幹産業は農業で、米麦を主体とした一部施設園芸を取り入れた複合経営農家も増加している。

さらに、日本三大楠の一つ「本庄の大楠」を初め歴史的にも貴重な史跡が多数存在している。

### 2. 生涯学習推進の経過の概要

#### (1) 平成3年度～7年度

- 平成3年度—学び合う社会づくりのための高齢者学習いきいき講座に関するアンケート調査を実施（町内老人会1347人対象）

- 平成6年度—教育委員会が社会教育委員の会議に「築城町社会教育行政における生涯学習推進の方策について」諮問中

#### (2) 平成3年度～7年度

平成3年度より、国、県、の補助金を受け築城町リフレッシュ・成人学級を実施している。

実施に当たっては、アンケート調査を参考にし、事務局で計画し、築城町高齢者教育・成人教育促進委員会の方々に意見を聴いて実施している。

### 3. 事業の提供 …………… 詳細 資料

- (1) 学習情報の提供と学習相談… 略 別項
- (2) 学習機会の提供 …………… 主催事業を中心

#### ア 各年代層に応じた学習機会の提供

##### ○小、中学校を対象

- ・子供会研修会・日韓友好の翼・カルタ大会
- ・習字教室・ニュースポーツ教室・子供会相撲大会・ロードレース大会・ドッジボール大会・海洋スポーツ（カヌー、ヨット、ローボート、水泳教室）・夏休み青少年・ふれあい体験活動

##### ○成人を対象

- スポーツ教室・舞踊教室・カラオケ教室・陶芸教室・レディース水泳教室・綱引大会・健康体操・レディースソフトボール大会

- 成人学級 [一般教養の部 (57回)・専門の部 (11講座 19学級を実施)]

##### ○高齢者を対象

- ゲートボール大会・女性ゲートボール大会・女性グラウンドゴルフ大会・木彫教室・カラオケ教室・陶芸教室

- リフレッシュ学級 [一般教養の部 (57回)・専門の部 (11講座 19学級を実施)]

以上、旧村毎にある、上城井、下城井、築城公民館及び、同研センター、町福祉センター、町営グラウンド（ゲートボール場3面、テニスコート2面、野球1面、ソフトボール4面）、海洋センター（体育館、プール、艇庫）、勤労者体育館（剣道、柔道）等、町内小・中学校、体育館、武道館、相撲場等を利用した活動、学級づくりを考えている。

## イ 自主学習グループの育成

リフレッシュ・成人学級で3年過ごした講座  
及び各種学習グループの自主的活動の指導

## ウ 全町民を対象

- ・町民体育祭・築城町あるこう会バスハイク
- ・人権問題研修会
- ・ふるさと祭り・チャレンジデー96（5月29日）

## (3) 施設、設備の整備

- ・総合文化センター（図書、資料館）
- ・宿泊施設の建設

## 4. 情報提供と学習相談

- 学習情報の提供—公民館から
- 必要なものは—公民館（住民サービスコーナーから）

### (1) 情報提供と基本的考え

- 住民が学習課題を読み取り、自己の生涯学習を効果的に進めることができるよう援助促進を図る情報
- 青少年（小、中学生）に関しては、休み期間を利用して公民館行事を紹介。
- 住民から何を学ぶか事業通信により選択してもらう。

### (2) 学習機会の提供に関する情報の提供

- 平成3年度までは、公民館だよりを発行していたが平成4年度より町広報誌と併合発行した。しかし平成7年度より公民館だより「おおくす」を発行。
- 従来より築城スポーツを毎月発行している。
- 町の行事予告と結果報告を主に発行している。
- 全町民（各団体）等を対象とした主要事業の場合は、全家庭にチラシを配布するとともにポスター看板等により意識の高揚と周知を図っている。

※以上4つについては、町の行政配布機関を通して提供している。

- 小、中、高校は、教育委員会を通して提供している。
- 町内3公民館、海洋センター等の学習の拠点は勿論、人の集まる農協支所及び郵便局、JR築城駅前に電光インフォメーションを設置している。

### (3) 情報の収集について

- 住民の多種多様な学習ニーズに応えるため広

範な情報の収集が必要である。そのためあらかじめ築城町高齢者、成人学級促進委員の意見を聴き、近隣市町村と郡の学級と重複しないよう努めている。

○リフレッシュ・成人学級の実施にあたっては、学習内容の希望を取り実施している。

### (1) 学習希望についての考え方

住民の学習への関心と意欲を高め、学習機会の提供を行うという考えのもとに

ア、学習者が持っている学習ニーズを把握し、学習まで結びつける。

イ、学級の質を高め、継続学習が行われるようにする。

ウ、新規学習内容が決まったら3年間は、希望により受講が出来るようにする。

エ、同講座が3年を経過すると、自主サークルに移行する。

オ、あらかじめ新年度事業計画を決めるに当り町民に希望調査を実施して3公民館毎に10人以上参加のあるものから選んで決める。

### (2) 相談の方法

- 相談体制は不十分だが現在の社会教育係の中で行っている。
- 自主サークルの学習、計画、学習内容、講師、運営等についての相談を行う

## 5. まとめと今後の課題

公民館の活性化は、町民一人一人が自己の啓発・向上と地域の豊かさづくりのため、自ら進んで学習活動に参加し行動することである。

そのためには、住民の学習ニーズに応える学習機会の提供に努めなければならないが、その前提として、学習情報の提供と学習相談が必須の要件である。

築城町は、この様な観点に立ち、学習情報の提供と相談事業に力を注いできたがまだまだ不十分である。

今までの歩みを謙虚に反省し、これからの課題について考えたい。

- (1) 情報誌については、住民と行政が情報誌を核としてコミュニティを形成するものにする。
- (2) 学習機会の情報提供については、主催事業だけでなく民間や関係団体、隣接市町村の広域的な情報の提供に努めなければならない。
- (3) 学習相談については、実質的な相談に応えられるよう相談体制の整備が必要である。

(4) 昨年まで、公民館毎に婦人会分会があったが今年より、下城井公民館管内の婦人会がなくなり町内3分会が2分会となった。

今後は、その2分会の組織づくりに努めなければならぬと考えている。

(5) 多種多様、かつ大量の情報の提供は情報の氾濫

を招く恐れもあり、整理、統合も考慮しなければならない。

(6) 学習相談は多種多様にわたり段階も様々である。それに適切に対応するには相談員の資質、能力を高めなければならない。そのための研究が必要である

平成8年度 築城町リフレッシュ学級・成人学級（一般教養の部）

会場別 前期 4月～8月分予定表

重点 課題	学 習 内 容	学 習 方 法	時間	回数	講 師	日 程					
						築城公民館	時 間	下城井公民館	時 間	上城井公民館	時 間
ゆとりある生きがいへのライフスタイルづくりを学ぶ	開講式・説明 花柳綾藤代社中	式典説明 アトラク ション	3	全1回	教育委員会 石田 藤子 他4名	上城井公民館 で実施		上城井公民館 で実施		4月30日(火)	13:30 ? 16:30
	ハイキング(野山の春の 葉草散策)	遠足散 策説明	6	全1回	教育委員会 小倉葉草研究会 石橋 顕	5月18日(土) 上城井公民館(午前9時出発)→寒田ちのみ坂散策(春の葉草散策) →上城井公民館着(午後3時予定) ※ 雨天の場合6月1日(土)					9:00 ? 15:00
	美化活動(花づくり) 美化活動(花づくり)除草 美化活動(花づくり) 美化活動(大掃除)	活 動	2	各4回	教育委員会 ボランティア	5月27日(月) 13:00~ 7月1日(月) 13:00~ 10月7日(月) 13:00~ 12月27日(金) 10:00~	5月27日(月) 10:00~ 7月1日(月) 10:00~ 10月7日(月) 10:00~ 12月26日(木) 10:00~	5月30日(木) 13:00~ 7月3日(水) 13:00~ 10月2日(水) 13:00~ 11月26日(木) 13:00~			
	楽しいレクリエーション ゲーム	講 義 実 技	2	各1回	苅田レクダンス 愛好会	5月20日(月) 13:00~ 15:00	5月20日(月) 10:00~ 12:00	下城井・築城 町公民館で受 講下さい			
	スポーツ講演(疾患者や 健康者の運動処方他)国 際チャレンジデー	講 演 実 技	1	全1回	福岡大学助教授 田 中 守	下城井公民館 で受講下さい	5月29日(水) 13:30~ 14:30	下城井公民館 で受講下さい			
	体力テスト (生活の指導)	実 技 指 導	2	各1回	教育委員会 戸畑 博文 高城 博文	6月3日(月) 13:00~ 15:00	6月3日(月) 9:00~ 12:00	6月5日(水) 13:00~ 15:00			
	情報化社会 人と情報—マルチメディ ア	講 義	2	各1回	築城町大字築城 大学教授 椋本 智治	6月17日(月) 13:30~ 15:30	6月17日(月) 10:00~ 12:00	築城町・下城 井公民館で受 講下さい			
	救急処置 (蘇生法他)	講 義 実 技	2	全1回	日本赤十字社	7月15日(月) 13:00~ 15:00	築城町公民館 で受講下さい	築城町公民館 で受講下さい			
	健康と薬 (薬の使用法)	講 義	2	各1回	千葉大学助教授 上野 光一	7月29日(月) 10:00~ 12:00	7月29日(月) 13:30~ 15:30	7月30日(火) 9:00~ 11:00			
	同和問題講演会 人権講演会	講 話 映 画		全1回	教育委員会 同和对策課	7月?日( ) 12月?日( )	築城町公民館 で受講下さい	築城町公民館 で受講下さい			
	ドキュメンタリー映画鑑 賞	鑑 賞	3	各1回	教育委員会	8月5日(月) 13:00~ 16:00	8月5日(月) 9:00~ 12:00	8月7日(水) 13:00~ 16:00			
	ファッション (着付)	講 義 実 技	2	各1回	京都きもの学院 上田 美知子	8月6日(火) 10:00~ 12:00	8月2日(金) 13:00~ 15:00	8月1日(木) 10:00~ 12:00			
	成人と健康について	講 義	2	全1回	築上保育所 宮尾 清美	下城井公民館 で受講下さい	8月29日(木) 13:30~ 15:30	下城井公民館 で受講下さい			

平成8年度 築城町リフレッシュ学級・成人学級 実施計画（専門の部）

重点 課題	学習課題	学習内容	学習方法		講 師	日 程						
			時間	回数		築 城 町 公 民 館		時 間	下 城 井 公 民 館	時 間	上 城 井 公 民 館	時 間
ゆ と り あ る 生 き が い へ の ラ イ フ ス タ イ ル づ く り を 学 ぶ	パッチ ワーク	パッチ ワークの 基本	講 実	義 習	菊田町若久町3 丁目6-3 たか ばし れい 子 高 橋 良 子 ☎093-434-1455	毎月、第1火曜日 5月7日 10月1日 6月4日 11月5日 7月2日 12月3日 8月6日 1月7日 9月3日 2月4日	13:00 ?	毎月 第3火曜日 5月21日 10月15日 6月18日 11月19日 7月16日 12月17日 8月20日 1月21日 9月17日 2月18日	13:30 ?	毎月 第3火曜日 5月21日 10月15日 6月18日 11月19日 7月16日 12月17日 8月20日 1月21日 9月17日 2月18日	10:00 ?	
	七宝焼き	七つの色 を焼いて ブローチ 等を作ろ う七宝焼 きの基本	講 実	義 習	行橋市高瀬 と ね 比 呂 刀 祢 比 呂 ☎09302-2-1965	毎月 第2火曜日 5月14日 10月8日 6月11日 11月12日 7月9日 12月10日 8月13日 1月14日 9月10日 2月18日	13:00 ?	毎月 第1火曜日 5月7日 10月1日 6月4日 11月5日 7月2日 12月3日 8月6日 1月7日 9月3日 2月4日	13:00 ?	毎月 第1金曜日 5月10日 10月4日 6月7日 11月1日 7月5日 12月6日 8月2日 1月7日 9月6日 2月7日	9:00 ?	
	ワープロ	基本操作	講 実	義 習	福岡県春日市春 日公園3-48 九州松下テクニカ ルサービス おか たい いち 岡 泰 一 ☎092-592-2121	8月木曜日短期講習 8月1日 8月8日 8月22日 8月29日	10:00 ?	下城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		上城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	園 芸	バラを中 心に園芸 の基本	講 実	義 習	北九州市戸畑区 夜宮二丁目8-28 号 たか じょう ひろ ぶみ 高 城 博 文 ☎093-881-1880	毎月 第1金曜日 5月17日 10月4日 6月7日 11月1日 7月5日 12月6日 8月2日 1月10日 9月6日 2月7日	13:30 ?	下城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		上城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	囲 碁	囲碁の 基本	講 実	義 習	北九州市戸畑区 夜宮二丁目8-28 号 たか じょう ひろ ぶみ 高 城 博 文 ☎093-881-1880	毎月 第1、第3金曜日 5月 17日 10月4日18日 6月7日21日 11月1日15日 7月5日19日 12月6日20日 8月2日 1月10日17日 9月6日20日 2月7日21日	9:00 ?	下城井無し 築城町公民館で受講し て下さい。		上城井無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	民 謡	民謡の 基本	講 実	義 習	築城町大字下香 築 にし ばた ひろ ぶみ 西 畑 寛 美 ☎09305-2-1120	毎月 第1、第3木曜日 5月2日16日 10月3日17日 6月6日20日 11月7日21日 7月4日18日 12月5日19日 8月1日 1月 16日 9月5日19日 2月6日	13:30 ?	下城井無し 築城町公民館で受講し て下さい。		上城井無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	英 会 話	外国旅行 実用英 会話	講 実	義 習	築城町大字築城 た なか ちよ せい 田 中 弥 生 ☎09305-2-2159	毎月 第1、第3火曜日 5月7日21日 10月1日15日 6月4日18日 11月5日19日 7月2日16日 12月3日17日 8月6日20日 1月7日21日 9月3日17日 2月4日8日	10:00 ?	下城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		上城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	茶 道	茶道の 基本	講 実	義 習	築城町大字築城 い の う え 井 上 トシ子 ☎09305-2-0786	毎月 第1、第3金曜日 5月 17日 10月4日18日 6月7日21日 11月1日15日 7月5日19日 12月6日20日 8月2日 1月10日17日 9月6日20日 2月7日	13:30 ?	毎月 第1、第3金曜日 5月 17日 10月4日18日 6月7日21日 11月1日15日 7月5日19日 12月6日20日 8月2日 1月10日17日 9月6日20日 2月7日	9:30 ?	上城井公民館無し 築城町公民館で受講し て下さい。		
	舞 踊	舞踊の 基本	講 実	義 習	築城町大字下別 府 なが の ちよ せい 長 野 千恵子 ☎09305-2-1148	毎月 第2、第4木曜日 5月9日23日 10月24日 6月13日27日 11月14日28日 7月11日25日 12月12日 8月8日22日 1月9日23日 9月12日26日 2月13日	13:30 ?	下城井公民館無し上城 井・築城町公民館で受 講して下さい。		毎月 第1、第3木曜日 5月16日 10月3日17日 6月6日20日 11月7日21日 7月4日18日 12月5日19日 8月1日15日 1月16日 9月5日19日 2月6日	13:30 ?	
	カラオケ	歌の基本	講 実	義 習	築城町大字東築 城101番 お く だ よし ぶみ 奥 田 美 房 ☎09305-2-0265	毎月 第1、第3水曜日 5月1日15日 10月2日16日 6月5日19日 11月6日20日 7月3日17日 12月4日18日 8月7日21日 2月5日 9月4日18日	10:00 ?	下城井公民館無し上城 井・築城町公民館で受 講して下さい。		上城井公民館無し上城 井・築城町公民館で受 講して下さい。		
手描友禅	基本	講 実	義 習	京都郡苅田町新 津1458 キ の てる 子 小 野 照 子 ☎09302-9-7934 ☎093-473-9838	毎月 第1、第3水曜日 5月1日15日 10月2日16日 6月5日19日 11月6日20日 7月3日17日 12月4日18日 8月7日21日 2月5日 9月4日18日	13:00 ?	下城井公民館無し上城 井・築城町公民館で受 講して下さい。		毎月 第1、第3水曜日 5月1日15日 10月2日16日 6月5日19日 11月6日20日 7月3日17日 12月4日18日 8月7日21日 2月5日 9月4日18日	9:00 ?		

### 第3分科会 学習集団の育成と公民館

学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・地域の人材活用とボランティアの育成について  
・グループ・サークルの育成と援助の促進について

助言者	福岡教育大学 助教授	井上 豊久
司会者	北九州教育事務所（遠賀町教育委員会派遣）社会教育主事	田中 廣志
記録者	北九州市立八幡東中央公民館 係長	山崎 義生
会場責任者	北九州市立若松中央公民館 係長	三沢 信夫

## 水巻町における公民館活動の活性化と コーディネーター制度の運用について

水巻町中央公民館 公民館主事 芳賀 健児

#### [水巻町の概要]

本町は、福岡県の北部に位置し、東は北九州市、西は遠賀川に接し、南北に細長い町で、面積は、11.03km<sup>2</sup>、人口は31,288人、（平成7年10月1日の国勢調査）で中央部を国道3号線と鹿児島本線が横断しています。

遠賀川と共に歴史を積み重ねてきた当町は、稲作発祥の地として知られ、弥生式土器が発見された立屋敷遺跡や遠賀川のほとりの八剣神社には、日本武尊と碓姫の伝説が秘められた樹齢1800年といわれる大銀杏があります。

明治・大正時代に入り、富国強兵策で、豊富な石炭鉱脈の発掘によって、石炭産業の町として、大いに栄え、人口も急増しましたが、昭和30年代後半からのエネルギー革命により、昭和46年石炭産業の終えんを迎えました。

町勢は、一時衰退しましたが、炭鉱跡地の再開発と併せて、積極的な住宅政策を進め、現在は、住環境の整備、又は碓姫の伝説にちなんで「碓の里」という地域イメージを設け、明るく、健康で、住みよい町づくりを進めています。

#### [水巻町公民館主催事業の概要]

##### 1. 高齢者学習（みまきシルバー大学）

この講座は、高齢者へ学習や社会活動参加への機会を与え、豊かな生活体験を生かしながら、身体的・精神的能力の維持発展を助長し、よろこびと自信をもって、生きがいのある生活を創り出すことを目的とし、学習については、教養コース（人権問題・時事問題・環境問題等）と選択コース（趣味の美術工芸等）に分かれています。



みまきシルバー大学の学習風景

## 2. 成人学習（ヤングカルチャー）

この講座は、若者たちが、スポーツ・レクリエーション・創作・工芸・野外活動を通して仲間づくりを行うセミナーで、対象者は、30歳未満の男女の7回コースです。

## 3. 公民館文化趣味講座

趣味やボランティアを通して、自己の生き甲斐を見つけ、仲間づくりと精神的なうるおいと、豊かな個性の実現を目ざす目的で開講するものです。

趣味の創作活動・教育講座を通し、手芸工芸創作・美術絵画・語学学習・郷土の歴史・ボランティア活動等を実施します。

## 4. 遊友夏ごっこづくり（小学生5・6年生対象）

夏休み期間に観察・工芸・語りごっこを通して、友情の輪を広げ、楽しい仲間づくりを体験するものです。

	学習内容	方 法
1	友達ごっこ	たのしい仲間づくり
2	冒険ごっこ	ふるさとウォークラリー
3	親睦ごっこ	グランドゴルフ
4	木工ごっこ	自由工作をしよう
5	体験ごっこ	夏スキーをしよう

## 5. 文化公演会及び音楽演奏会

地域文化の向上とふるさと住民の輪づくり、また町の活性化と情操の豊かさを求めて、文化公演会及び演奏会の催しを開催・実施するものです。

平成7年度は、音楽演奏会等に、サロンコンサート（6/25）・ロシア古典ギターとピアノ（11/5）・水巻町民寄席・落語独演会（11/28）、さらに水巻町出身の風景画家で昭和20年に亡くなられた大貝弥太郎先生の遺作絵画展を水巻町南部公民館で、住民による運営委員会を発足させ、社会教育主事・社会教育指導員・コーディネーター等による実行委員会で企画・立案し開催（10/1～10/13）いたしました。

## 6. 水巻町少年少女ボランティアサークル活動

水巻町の小学生・中学生が一緒になって、水巻町の近くに伝わっている郷土の民話等を勉強し、みんなで力をあわせて創作作品をつくり、地域のおじいちゃんやおばあちゃんとのふれあい活動を通して発表の機会をもち、ボランティア活動の楽しさを理解するものです。

## (1) 創作活動班別の学習内容

- 第一班 「キリ絵で童話劇をつくろう」コース
  - 第二班 「菊の大輪を咲かせよう」コース
  - 第三班 「へやを美しく生花で」コース
  - 第四班 「布を使ってパッチワークをしよう」コース
  - 第五班 「点字を学ぼう」コース
  - 第六班 「手話を学ぼう」コース
- の6コースがあります。



(老人ホーム) 松快苑で菊をプレゼントする児童たち

## 生涯学習コーディネーター制度の目的

1. 生涯学習への住民参加
2. 多種多様な生涯学習への住民要求に対応するための民間導入
3. 住みよいまちづくりを行うため、機能性を高め、充実した公民館活動を推進する。
4. 家庭婦人の生涯学習ボランティアとして公民館活動への活用

## 生涯学習コーディネーターの役割・効果

1. 住民・諸団体と公民館活動との事業連絡・調整役を行う。  
※講座・学級に出席して、参加者に参加の意図やあり方を聞くなど学習者の接点役となる。  
※生きがいある充実した生活をめざす住民と公民館との距離が近くなる。
2. 行政の生涯学習の推進・活性化役として住民の真意を公民館事業に生かす。  
※町の声・学習者の意見・要望を講座・学習に取り入れ、新鮮な学習を展開出来るようにする。



平成7年度 水巻町中央公民館・水巻町南部公民館 行事結果表

水巻町中央公民館			水巻町南部公民館							
月	日	曜	行	事	名	日	曜	行	事	名
4										
5	19	金	みまき美術鑑賞			18	木	みまき女性短期大学	7/13まで 計9回	
			松岡清次郎コレクション「フランス印象派からエコール・ロ・パリ展」福岡県立美術館 14名					フランス刺繍	16人	
	25	水	みまき美術鑑賞「ルネ・マグリット展」福岡市立美術館 11名					リフォーム洋裁	17人	
	26	金	春の文化祭(5月20-31日)「さつき展・美術工芸展」					料理(パンづくり)	20人	
6	25	日	サロンコンサート 120人(入場限定)							
7	5	水	盆踊り太鼓講習会 36人(9地区)			8	土	第37回水巻町珠算競技大会		
	10	水	盆おどり講習会 300人					小学生 49名(4年20人 5年14人 6年15人)		
	30	日	16ミリ映写技術講習会(水巻)					中学生 5名 計 54名		
8	3	木	福岡県公民館大会(行橋市)							
	10	木	文化祭開催のための会議(11月まで3回)							
9										
10	14	土	第34回青少年読書大会 参加児童 215名			1	日	大貝彌太郎遺作展(13日まで)	2,859人	
						16	月	趣味講座(1月16日まで・各講座12回)		
	29	日	文化祭 お茶会・美術工芸展・園芸・自由作品展示					やさしい木彫り 14人		
								楽しいパンづくり 19人		
								健康エアロビクス 28人		
11	1	水	3日 水巻町芸能まつり(終日満員)			1	水	文化祭行事 美術工芸・自由作品展示		
	5	水	4日 水巻町俳句会・水巻町短歌会					水巻詩吟大会(5日)		
	5	日	5日 水巻町歌謡まつり			6	月	8mmビデオ編集講座		
			ロシアギター・ピアノデュオ リサイタル 524人					(1回目6~10 5回 8人・2回目20~24 5回 8人)		
								生涯学習地域推進講座		
	26	日	古今亭志ん朝独演会 578人			11	土	頃末 地区 25人		
	28	火	豊中市公民館運営審議会委員視察			19	日	宮尾台地区 24人		
						25	土	二 地区 33人		
12	5	火	公民館運営審議会			10	日	親子ふれあい学習		
								ケーキづくり 20組 25人		
								クリスマスリース 10組 17人		
								タコづくり 10組 14人		
								注連縄づくり 10組 15人		
								ウッドバーニング 10組 17人 計88人		
1	15	月	成人の日式典(該当成人予定者 476名)			26	金	生涯学習地域推進講座		
	20	土	新春講演「読売巨人軍 桑田真澄」 (主催 中遠地区商工会) 630名					宮尾台 地区 23人		
2						28	水	吉田ノ三地区 42人		
3	21		公民館運営審議会			17	日	樋口 地区 28人		
			学級講座名(期間 回数)	対象者(参加数)	内 容 等					
学 級 と 民 館 講 座	中 央 公 民 館	コミュニティカルチャー ヤング水巻	30歳未満の青年男女	仲間づくり 野外活動 中国料理						
		10月17日-12月2日 7回	14人	陶芸 ゴルフ クリスマスパーティ						
		みまきシルバー大学	60歳以上の男女	書道 陶芸 健康ダンス						
		6月16日-11月10日 教養7回 選択15回	115人	ふるさとの歴史 クッキング						
		家庭教育学級	小中学生の母親	(テーマ)						
		前期6月13日-10月24日 8回	40人 36人	生き生きお母さんの社会学						
		後期11月17日-2月23日 8回		つまみ食い趣味講座 英会話教室						
		趣味講座	成人	工房めぐりと創作						
		つまみ12月より10回	30人 17人 20人							
		工房12月より5回 英会話1月より12回								
遊友夏ごっこづくり	小学5・6年生	クラフト(飛行機) ウッドバーニング								
7月25日-8月29日 5回	71人	仲間づくり 夏スキー								
水巻町少年少女ボランティアサークル	小中学生	菊づくり7人 切り絵(影絵)9人 点字3人								
6月10日-2月10日 8回	60人	手話21人 パッチワーク16人 生花4人 施設訪問								
わたし達のための政治講座(3月19・26日)	一般成人 30人	選挙管理委員会との共催事業								
趣味講座	成人 68人	料理18人 かずら工芸15人 革工芸15人 茶道20人								
生涯学習	・頃末 地区(11月11日 25人)	テーマ「婦人サークルへの期待と役割」								
地域推進講座	・宮尾台 地区(11月19日 24人)	「地域で期待される、高齢者の役割」								
	・二 地区(11月25日 33人)	「地域で期待される、高齢者の役割」								
合計 211人	・美吉野 地区(1月26日 23人)	「教養を深め生活を豊かに(食生活と健康管理について)」								
	・吉田ノ三地区(2月28日 42人)	「高齢者の地域参加への役割」								
	・樋口 地区(3月17日 28人)	「これからの冠婚葬祭について」								

☆ 生涯学習だよりの発行(7月25日号・12月25日号・3月25日号) 10月10日号(文化祭特集号)

# 筑後市中央公民館におけるグループ・サークルの育成と援助の促進について

筑後市中央公民館 館長 江里口 充

## 1. 筑後市の概要

福岡県の南部、筑後平野の中央部にあり、概ね平坦な地形をもつ都市で、市の南端を矢部川が西流し、肥沃な土壤に恵まれ、西部にはこの地方特有のクレークが多く見られます。福岡市から南へ40kmの位置にあって久留米市の南隣にあたります。福岡市までJRで35分、また九州自動車道八女インターが市東端にあり、市中心部まで3分で行けます。市中央部を国道209号とJR鹿児島本線が南北に、国道442号が東西に交差し筑後地区の交通の要衝の地です。

藩政のころは上妻、下妻両郡に属し、市の中央の旧羽犬塚町は筑前から肥後、薩摩方面に通じる九州街道（坊の津街道）の宿場町として古くから栄えました。近代になっても道路や鉄道の開通により交通の要衝の役割を担い、肥沃な農地が広がる中に工場等も数多く立地するに至りました。昭和29年4月に羽犬塚町と水田村、古川村、岡山村の一部が合併して筑後市が誕生、その後三潞郡西牟田町、八女郡下広川村の一部を編入し現在に至っています。

人口は年々漸増しており平成6年には45,000人を越えており、福岡市を中心とする人口増加圏の南の外縁上にあり、次第に都市化しています。産業構造は第三次産業の比重が高まりつつあり、周辺他都市などと比べると第二次産業、特に製造業の割合がかなり高く、筑後地区でも有数の工業都市です。

## 2. 生涯学習まちづくりの取り組み

昭和63年度から平成3年度まで国の生涯学習まちづくりモデル市の指定を受けました。その間の取り組みとしては、概ね次のとおりです。

- (1) 生涯学習に関する市民意識調査 企業内教育に関するアンケートの実施
- (2) 生涯学習についてPR（職員研修の実施、市議会への周知、市民への広報紙の発行）を図る。
- (3) 筑後市における生涯学習のあり方について生涯学習推進委員会に諮問（平成元年諮問・平成3年答申）

(4) 筑後市における青少年健全育成のための施策について社会教育委員の会議に諮問（平成元年10月諮問・平成2年6月答申）

(5) 多様な学習機会の提供＝主催事業と共催事業（部課局、他団体等との連携、協力）について検討実施

- ① 生涯各期における学習目標に応じた学習機会の提供
- ② 筑後ふれあい塾の開設（大学、高校等との連携）
- ③ 自主グループの育成（各種学習グループ、家庭教育学級、主催事業受講後におけるグループ活動の推進）
- ④ 自治公民館活動への学習情報の提供
- ⑤ 市民学習ネットワーク事業の実施（有志指導者による学習の提供）
- ⑥ 広報紙「生涯学習ちくご」の発行により学習情報の提供
- ⑦ 学習情報の提供と学習相談のために生涯学習情報相談員の配置
- ⑧ 生涯学習推進大会、フェア、シンポジウム等の開催

## 3. 生涯学習時代における公民館

昭和24年制定の社会教育法に基づき公民館の目的が示されています。また数々の社会教育審議会答申等に社会教育、公民館活動についての考え方が記されています。このなかで活動方法については各地方自治体で違っています。各地域の特性を活かしながら公民館事業は進められており、地方の時代といわれるなか住民の学習要望は複雑多岐にわたり、このような中で生涯学習や地域活動の拠点としての公民館の役割は益々重大となってきています。

とりわけ、公民館が住民の生活文化、教養の向上、地域課題解決のための学習の場として住民の学習意欲を掘り起こし、自主的・主体的活動へと発展させるという視点に立った事業の企画と指導・助成が重要な課題であります。

#### 4. グループ、サークル（学習集団）の育成と公民館について

グループ、サークルの育成で重要なことは、グループワークの指導、リーダーの育成それに、会員一人一人がグループの一員として参加、活動できるような指導・育成が重要となっています。しかし、この分野での現状は個々人の活動が中心で、グループ活動となりますと未だ遅れており、この点の指導・強化が急がれています。併せて大切なことはグループリーダーの育成であります。いまからのグループ、サークルの活動は、なくなりつつある人々の連帯感を醸成するとともに集団としての性格の学習と行動・実践につながる地域活動、まちづくり活動が重要となっています。

##### (1) 主催事業（講座、学級等）受講後の自主サークル活動への移行の指導

中央公民館事業で、とくに女性専科、親子教室、音楽教室、実年学級、演劇教室などから自主サークル活動のための援助（施設利用、グループ、サークル活動のための指導・援助）

- ① 女性専科＝まちづくりグループへ移行。
- ② 親子教室＝チャイルドグループとして他のグループとネットワークを図っています。
- ③ 音楽教室＝コーラスグループとして地域活動を行っています。
- ④ 実年学級＝書道、水墨画、カラオケ、グループなどが誕生しています。
- ⑤ 演劇教室＝市民劇団グループを結成、公演を行っています。

学級、講座からグループ活動へと移行する場合は、担当公民館主事等が自主グループとして活動できるように指導を行っています。

##### (2) 地縁、志縁によるグループの育成

いろいろな学習目的によってできている既存の

グループ、サークル（趣味、学習、まちづくり、まちの政治をみつめよう学級等）への学習情報の提供、学習相談等を行い育成を図っています。

##### (3) グループ育成と地域活動への促進

まちの政治をみつめよう学級（10学級）等の活動について、市長部局等と連携、協力して地域活動に必要な学習、交流、行動・実践等について指導、育成をしています。

##### (4) 生涯学習＝市民ふれあいネットワーク事業の推進

有志指導者のボランティア活動により、グループ等に対して学習活動を行っています。これらのグループ学習を通じて、グループの指導、育成を図っています。

##### (5) グループ代表等の指導

コミュニティカレッジ講座を開催（16～20時間）、地域活動、グループリーダーとしての学習を実施しています。この中では、まちづくりの推進役として、グループのあり方、市役所の業務などを指導しています。

このように、多くのグループが誕生しているが、中央公民館としてはグループの運営方法や学習情報などの提供を行いながら、また学習者として公民館事業への参画、協力を求めることもしています。そのために、グループリーダーからの学習方法、地域活動や先進地グループとの交流等についての相談が増加しています。

#### 5. 今後の課題

今後の課題としては、指導者の育成であり、そのための「指導者養成講座」を開催することを準備中です。

## 第4分科会 学習・交流活動の推進と自治公民館

### 学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える

- 討議の柱
- ・地域の課題解決のための学習、実践活動の推進について
  - ・地域における交流促進の場としての自治公民館の在り方について

助言者	元北九州市教育委員会社会教育部長	仰木忠幹
司会者	京築教育事務所（太平村教育委員会派遣）社会教育主事	平井厚志
記録者	北九州市立折尾公民館 館長	半田百合枝
会場責任者	北九州市立八幡西中央公民館 係長	満井邦章

## 住民の生活に根ざした自治公民館活動を考える

田川市高住町公民館 館長 小路正憲

### 1. 田川市の概要

明治20年代、一農村であった本市は、大手資本の炭鉱開発により急速に人口集中が進み、昭和18年、伊田町と後藤寺町の合併により田川市が誕生した。

石炭産業はわが国の産業・経済発展の原動力として大きな役割を果たし、特に戦後の復興に基幹産業として寄与した

しかし、昭和30年代国のエネルギー政策の転換によって、石炭産業は急速に衰退し炭鉱も次々と閉山して、昭和46年には本市の石炭産業は終息し、また関連産業も衰退していった。この結果多くの困難な問題に直面することになったが第三次総合計画を策定し、緑豊かな潤いのあるまちづくりをすすめている。

平成4年11月には市立美術館が開館、また市民の待望久しかった県立の社会保育短期大学も、4年制の人間科学大学として平成4年に開学した。

### 2. 生涯学習まちづくりのあゆみ

- (1) 昭和61年4月教育施策要綱基本目標を策定「生涯学習の観点から教育行政を総合的、系統的に構築する」をかかげる。
- (2) 昭和61年4月「田川市生涯学習推進検討委員会を設置」

- (3) 昭和63年4月市長を本部長、助役教育長を副本部長とする「生涯学習推進本部」を設置

- (4) 昭和63年7月「田川市生涯学習まちづくり推進会議」を設置

※昭和63年度文部省「生涯学習モデル市町村事業」の指定を受ける。

- (5) 平成5年11月3日市制50周年記念式典において「生涯学習都市宣言」を行った。

### 3. 生涯学習推進体制と組織（略）

### 4. 中央公民館における学習活動

- ① シニアカレッジ田川老人大学、大学院 教養コース、選択コース
- ② 公民館開設講座
- ③ 田川地区自主婦人大学
- ④ 人材バンク事業
- ⑤ 公民館まつりの実施

### 5. 田川市生涯学習校区推進員の設置

市内8中学校区にそれぞれ校区推進員を配置し、中学校区の地区公民館の連絡調整等にあたるとともに、学校開放事業を推進し、学校と地域、社会教育との連携を図っている。

### 6. 同和教育と啓発活動の推進

同和教育の早期解決と市民の人権意識を高めるた

め、毎年同和教育市民講座を開催しリーダー養成のための、「同和教育推進員講座」を開設している。

これを受けて、地区公民館では年間2回以上の地区住民を対象にした「同和講座」が実施されている。

## 7. 地区（自治）公民館の活動

(1) 田川市公民館連絡協議会（市公連）の統一目標と具体的な取り組み

- ① 「同和」問題の解決と人権意識の高揚
- ② いじめ問題の解決と青少年の健全育成
- ③ 世代間交流による地域のコミュニティーづくり
- ④ 健康増進と福祉の地域づくり
- ⑤ 環境美化と「ごみ」減量化の推進
- ⑥ 地域における女性の組織化

(2) 校区連絡協議会の活動

- ① 校区ふれあい事業の推進

## 8. 高住町公民館の活動

高住町公民館では「世代間交流とふれあいを通して、福祉と人権を大切にする明るい町づくり」を基本に運営しており、これらの行事のほか、茶道、カラオケ、生花、俳句、ちぎり絵、日舞、太極拳、民

踊などの講座を開設している。

## 9. 評価と今後の課題

(1) リーダー養成と地域活動

「同和教育推進講座」や中央公民館での講座等で学習して成果を、地域の公民館活動等にリーダーとして生かして欲しいと期待しているが、協力を得ることが難しい。

(2) 公民館活動の格差の是正

83の地区公民館のなかには、短年で館長、主事が交替する者も多く、活動にはかなりの格差がある。

全体の館長・主事の研修会のほかに、新任の館長・主事研修会を開催し「広報たがわ」に毎月1回は“公民館のひろば”のページを設けるなど啓発に努めている。

(3) 同和教育のマンネリ化の克服

25年近く、年2回以上の同和講座を地区住民を対象に開いてきたが、マンネリ化や形骸化を免れず、その内容や方法の見直しと、新たな学習方法の創造が求められている。

# 心の豊かさとは文化の香るまちづくり

勝山町教育委員会 社会教育係長 嶋田政國

## 1. 勝山町の概要

勝山町は、福岡県の北東部に位置し東は行橋市、西は田川郡香春町、南は犀川町、北は苅田町及び北九州市小倉南区に接する総面積33.94㎢の掌形をした町で国指定の綾塚古墳、橋塚古墳をはじめとする多数の古墳や様々な文化芸能を有している町である。

## 2. 地域づくりをめざす人づくり

人びとの価値観の変化と多様化、自由時間の増大そして高齢化社会などの到来の中で、楽しく心豊かで潤いのある充実した生活を送るためには、生涯にわたって自ら学習し、自分自身を切り開いて行くことが大切ではなかろうか。教育委員会では社会教育

の視点から、町のシンボルとして親しまれながら、ここ30年来荒れ果てて訪れる人もいなかった標高427mの障子ヶ岳山頂の城跡をよみがえらせようと、“城攻め”と銘打って参加を呼びかけたところ、町内外から約130人の参加があった。壮大なロマンを求めての“城攻め”で町民の郷土愛をかきたてながら山頂まで雑木、下草を払いながら登山道を整備し、山頂を覆っていた雑草、雑木を切り、かつての本丸、二の丸、馬場、北の丸など整備し、雑木や草を切り払ったところ、ふもとからくっきりと城跡の外観が見えるようになり、この事業を町おこしの一環として取り組んで来ました。



すっかりよみがえった障子ヶ岳の山城の形状。山頂部左側が本丸、右側が北の丸、中央のくぼみは馬場＝勝山町内から

### 3. 障子ヶ岳事業の目的

このたびの事業は、結果的には天候等自然条件に恵まれ、多くの方々の協力が得られ、私達の郷土に対する熱い思いと、その意気を示すことができた上で高く評価できると思います。

しかし、障子ヶ岳を目指したこれら事業は、いくつかの目的を持っており、この目的から考えると、やっと今軌道に乗ったばかりであり、今後お互いの努力でこれを守り育てて行かなければならないと思います。

その第1のねらいは、

- ① 先ず、文化財保護について町内の関心を喚起し、
- ② 障子ヶ岳の復活を図ることを文化財保護運動の出発点として
- ③ 先人が残した貴重な文化遺産を、私たちの手で守り、次の世代に引き継いで行く。

という、文化財保護の立場からの要請でした。しかし、障子ヶ岳事業の目的は、決してそれだけに止まらず、

- ① 住民の奉仕による地域参加を図り、
- ② 参加者の触れ合いを通して、連帯と協調の住民意識を培い、
- ③ 自分が、かけがえのない地域の一員であるとの認識を育みながら、町づくりの運動に、その一人として参加してもらう。

という、社会教育の視点からの一面をも併せ持つ

ものとして、その実施を計画したものです。

今回まで実施された障子ヶ岳の事業を振り返ってみると、おおむね3つの時期に分けることができます。

第1期（昭和62年11月～昭和63年4月）

- 障子ヶ岳の調査活動の前提となる山頂付近の伐採と清掃の実施

第2期（昭和63年5月～平成元年3月）

- イベントを企画して、障子ヶ岳に対する関心を喚起し、障子ヶ岳山頂の清掃事業の定着化を図る。

第3期（平成元年4月～平成3年3月）

- 障子ヶ岳城の歴史を明らかにする調査事業の実施

こうした活動を通じて

- 障子ヶ岳保存協会
- 障子ヶ岳初日の出を見る会
- 障子ヶ岳&さくらの会

などのボランティア団体が結成され、その裾野を拓げて行くことができたのだと思います。

### 4. イルミネーションの点灯を目指して

毎年、町の夏まつりのイベントとして、ボランティア団体へ呼びかけ、この障子ヶ岳の稜線をイルミネーションで夜空に浮かび上がらせてきております。



150匹のコイノボリが泳ぐ中で催しを楽しんだ町民たち＝京都郡勝山町の障子ヶ岳頂上で

今に思えば、障子ヶ岳の稜線を勝山町の夜空にくっきりと浮かび上がらせたいという私たちの夢を実現する試みは、成功するだろうか。

果たして私たちの考える仕掛けで、障子ヶ岳の稜線を、本当に夜空に浮かび上がらせることができるのかは、可能性としてはあり得ても、実際にできるのかは大きな不安があり、試点灯は、夜の障子ヶ岳で実施しなければならず、若干の気負う心を抑えながら発電機等の器材を人の背中や小型キャリアに積んで山頂まで運ばなければならなかった。

また、運ぶための作業道の整備にもたくさんのボランティアの方々の参加が得られてきました。

## 5. これからの課題

公民館は、教育文化、スポーツ等多様な住民の学

習要求に応えつつ、各種学級、講座の開設や各種社会教育団体の育成など、地域における社会教育活動の拠点の場としてきたところである。今後は、体得した知識技術をボランティア活動を通して地域に還元していくことは社会の活性化のために極めて大切なことです。このことが本人自身の「生きがい」ともなり地域社会において強い連帯感を生むことになるのです。

ボランティア活動の活性化を図ることで、希薄化しつつある地域連帯感の輪が高まりこれからの「まちづくり」に良い影響を与えるのではないかと思います。



## 第5分科会 同和教育の推進と公民館

### 同和教育を推進する公民館の在り方を考える

討議の柱 ・同和教育推進のための学習、実践活動について  
・同和問題解決のための啓発活動について

助言者	福岡県教育庁指導第二部同和教育課 啓発班 指導主事	徳田 敬
司会者	南筑後教育事務所（三橋町教育委員会派遣）社会教育主事	立神 裕輝
記録者	北九州市立戸畑中央公民館 社会教育指導員	岡崎 京子
会場責任者	北九州市立戸畑中央公民館 係長	梶尾 昭晴

## 同和教育推進のための学習・実践活動について

鞍手町教育委員会 社会教育課長 吉田 廣文

### 1. 鞍手町の特性

本町は、福岡県の中央に位置する筑豊地域の北部にあって、100万都市・北九州市をはじめ、直方市、宗像市、中間市、宮田町、遠賀町の4市2町に隣接しており、これら大都市や周辺市町との連携の中で、様々な都市機能を相互補完する重要な役割を担う位置にある。

また、県都・福岡市へも約50kmの距離にあるとともに、福岡・北九州両都市圏を結ぶ大動脈・山陽新幹線と九州縦貫自動車道が通過し、両大都市圏の中間点という位置づけにもある。さらに、今後の広域的な道路・交通網の整備等により広域的交流がさらに活発化することが予想され、立地条件に恵まれた発展可能性の高いまちとして、こうした立地優位性をさらに高め、最大限に生かすまちづくりが求められている。

### 2. 鞍手町の概要

福岡県の北部、筑豊地域の北部に位置し、南部、西部及び南東部は丘陵地であり、北部、北東部は沖積層からなる平坦地である。これらの丘陵地を水源とする西川が町の中央を流れ、遠賀川の河口付近で合流している。

昭和30年1月に剣町、西川村、古月村の三ヶ町村

が合併し鞍手町が発足した。面積は35.58km<sup>2</sup>で東西6.5km、南北9.0kmと南北にやや長い町である。

本町は、昔、農業中心の村落であったが、明治初期から石炭採掘が行われ、これが主要産業として発展し、地域経済を支えてきた。しかしながら、昭和30年代後半からのいわゆるエネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、多くの炭鉱離職者が職場を求めて町外に流出し、町の経済は壊滅状態に陥った。この危機的局面に、町では企業誘致、住宅誘致、農業振興を柱とする地域振興計画を立て経済の浮揚を図った。さらに昭和61年には学園都市構想を掲げ、現在、着々と新しいまちづくりを進めている。

### 3. 同和教育推進のための学習

社会教育における同和教育の推進は、福岡県同和教育基本方針や鞍手町同和教育の基調に示しているように、すべての住民が、社会教育のあらゆる機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習をとりいれ、科学的認識を育み、差別の実態を正しく把握し、部落問題解決のための同和教育を積極的に推進しなければならない。

本町、同和教育の取り組みについては、住民を対象とする講演会や研修会の開催、それに地域推進者、指導者の育成、人権問題地区懇談会の実施など幅広



く効果的な学習を目指して推進してきたところである。

#### 4. 人権教育学級の開設

同和問題の啓発推進を地域の核として活動していただく地域推進者、指導者の育成をはかるため、昭和58年度（1983年）から名称を同和教育学級として開設した。対象者は各行政区（42区）より1名～2名（総数50名程度）の代表者を学級生に年間6回の学習を行い、同和問題の理解を深め地域の啓発推進の役割を果たすことを目的とした。

当時の学習テーマは、①部落の歴史、②同和対策事業の必要性、③同和問題と私たち、④同和問題の正しい理解と認識など、部落問題を中心に考える学習内容を設定していた。ある程度の学習効果はあったものの、学習参加者のなかから、学習内容が部落問題に固定化している、差別は部落問題だけではない、他の人権問題についても学習する必要があるなどの意見が多くあり、結局、同和問題の啓発推進は、できるだけ広範な人の理解を求め、住民のニーズにあった取り組みが不可欠な条件であることから平成2年（1990年）部落問題を基底に据えた人権問題の学習を行うよう位置づけ、今までの同和教育学級を人権教育学級に名称を改めた。

そして、この学習の成果を地域啓発の実践に生かすために学習参加対象者を従来に比べ拡大させ地域推進者として「区長、自治公民館長、地区婦人会および老人会の代表」学校関係は「校長、教頭、同和教育推進教員」行政関係では「課長、補佐、係長等」及び町同和教育研究協議会委員などの参加（約200名規模）を要請し学習を深めている。そして、毎年行っている人権問題地区懇談会のときは、地区推進委員として指導者的役割をはたしていただいている。

平成6年度（1994年）からは、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題についての学習会とし、年間6回（1回2時間）開催、学習内容についても、受け身の学習だけではなく、積極的な参加を目指した「参画型学習」を導入した。平成8年度の人権教育学級の学習計画を例示すると、

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 第1回 | 人権問題について考える。     |
| 第2回 | 部落の歴史をふりかえる。     |
| 第3回 | 障害者差別について（参画型研修） |
| 第4回 | 女性問題について         |
| 第5回 | いじめ問題について        |



中央公民館での人権学習

#### 5. 人権問題地区懇談会

地区懇談会は、行政、学校、地域代表者が推進委員となり、地域にでかけ（自治公民館数45館、推進班数16編成）直接住民の方々と同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題についてかたり合う学習会としている。

この取り組みは、本町が20年以上にわたって推進してきた重要な啓発活動の一つであって、実施方法や学習内容など今日まで創意工夫をしながら推進してきた。

平成元年（1989年）からは、名称を同和問題地区懇談会から人権問題地区懇談会に変更し、従来の行政主導型を地域住民主導型へと移行させ地域における自発的、自主的な人権学習のとりくみを求めてきたところである。しかしながら、地域によっては、人権学習の取り組みが消極的なところもあり、また参加者についてもばらつきがあることや、懇談会での学習の深まりがないなど、まだ多くの問題点がある。しかし、今日まで永年続いてきた地区懇談会を定着させ活性化を図っていくためには、地域推進員を中心に地区の実情など緊密な連携をはかり事前協議を十分に行いながらすすめることが重要である。

具体的には、

- ①懇談会の実施時期については、人集めの問題を配慮して年度当初の自治区の行事計画にくみ入れて、できるだけ多くの人が参加できるような日程を調整する、
- ②懇談会での学習内容の中身を、身のまわりのことから人権問題を据えた学習方法にするなど参加

しただれでもがかたり合える懇談会を目指す。  
 ③同和問題の学習については、差別の実態や現実がみえてくるような、例えば、差別事象や被差別体験など具体的事実に基づく学習を取り入れる。

などの懇談会のあり方についてきめ細かな検討、研究を積み重ねて多くの参加者のもとで充実した効果的な学習を深めることができるよう努力を続ける必要がある。

## 6. 町全体の同和教育推進

(1) 人権教育学級	5月～8月	6回	行政、学校、地域代表者が対象
(2) 同和問題啓発強調月間行事	7月初日	1回	① 街頭啓発、12ヶ所地点、啓発物配布 ② 講演会、全町民対象
(3) 人権問題地区懇談会	9月～12月	各館1回	45ヶ所の自治公民館で開催
(4) 人権週間行事	12月初日	1回	① 町内一周啓発パレード、広報車 ② 講演の集い、全町民対象
(5) 地域推進者の人権学習会	2月	1回	地域代表（区長、公民館長等）
(6) 町企業内同和問題研修推進員の研修会	7月、2月	2回	従業員20人以上の事業所対象
(7) 企業研修会	随 時	各所1回	上記事業所の従業員対象
(8) 町同和教育研究協議会	随 時		各社会教育関係団体等の代表

## 7. おわりに

一人でも多くの方々に「同和問題」を理解し、正しく認識していただくうえで啓発は重要である。日

常生活のなかで一人ひとりが同和教育の指導者になり得るよう、学習を深めることが大切である。



# 本町における人権フェスタの取り組み

三橋町教育委員会 同和教育係長 西田親廣

## 1. 三橋町とは……

本町は筑後平野南端部の一角を占め、福岡県山門郡の北西部に位置し、河川及びクリークを境に西を柳川市、北を大木町に接し東西7.1km、南北4kmの面積16.4km<sup>2</sup>を有しています。

町の西部を南北に西鉄大牟田線及び国道208号線が貫通し、町の中央部を東西に国道443号線が貫通しています。また、本町は西鉄大牟田線柳川駅を有し、福岡市へ47分、久留米市、大牟田市へ20分弱の時間距離であり、比較的道路交通条件に恵まれています。人口は18,500人、世帯数5,200世帯で平坦なクリーク農村地帯です。

## 2. 「同和」問題町民意識調査をふまえて

本町における同和问题町民意識調査の結果64.1%の人が18歳未満に「同和」について認識している状況にあります。さらに、どうして知りましたかとの問いに、家族、学校の友達、近所の人からと答えた方が55.4%となっています。このことから年齢の若い時期から啓発活動が必要であると思われます。次に、「同和」地区のイメージについてお尋ねしたところ、約2割の方がなんとなくこわい、自分たちと違うといったイメージがあることが分かりました。

このことから、学習会や啓発の成果は、徐々に出てきてはいるものの、根強い差別意識は依然として残っており、特に地区周辺は、その傾向が強いといえます。

## 3. 公民館における人権教育のとりくみ

本町には、公民館として中央公民館、各小学校ごとに校区公民館（5館）さらに地区公民館40館があります。中央公民館においては各講座開設の際に人権講座を実施することを条件に進めていますし、校区公民館においても年1回ではありますが人権講座を開設しているところです。地区公民館においては、モデル公民館を受けた公民館に必修講座として開設を依頼し、実施している状況です。

本町における町民意識調査でも明らかのように、「同和」地区のことを知り得た知識の提供者は自分のすぐ近くの人であることです。このことは、地域全体で真剣に「同和」問題を理解し、認識すること

が必要であると思われます。

このような現状のなかで、これからの啓発活動では、各校区ごとのきめ細かな学習と交流が大切であると同時に、地域あげてのイベントも効果的ではないかと考えたところです。

## 4. 初めて取り組む「人権フェスタ」

地域あげてのイベントの必要性を感じながら、解放子ども会の年間計画の取り組みを、思い切って地域の人々に呼びかけました。

第1回目の話し合いをもつ中で「この地域には、校区あげての祭りがなかもんの。この際、地域を盛り上げるためにも、人権フェスタをやろうやなかかん。」

人権とか、「同和」とかいう文字に抵抗を示す意見もでるのではないかと心配していただけに、参加者（校区の各種団体の役員）全員の賛同の声に、明るい展望を持つことができました。

当日のメイン会場を「社会教育集会所」とし、キャッチフレーズを『出会い、ふれ合い、語り合い～愛～』と決めました。

目的は、①多くの人達と、人権問題について、共に考えていく機会とする。②地域での交流を図ることにより、お互いの結びつきを深める機会とする。の2点を確認しました。

計5回の実行委員会と再三の事務局会のなかで、また質問教室参加の中高生も積極的に参加するなかで、“全戸用のチラシ作成と配布”“協力券・バザー券作成と販売”“手作りの看板、ステージ作り”“もよおし広場・展示会場作り”等々手作りの「人権フェスタ」成功に向け準備は着々と進み、ついに当日を迎えることになりました。

## 5. 第1回人権フェスタ

当日は真夏日よりでしたが、開始と同時に多くの人の参加があり、「子どもみこしパレード」で幕をあげた後、実行委員長（校区公民館長）の「地域あげての、初めての企画ですが、この会を成功させたい。そして、来年度も是非やりたいものです。」と、力強い開会挨拶がありました。

一番の人気はバザー広場で、テント前には、人だ

かりができました。各団体の役員も子ども達も汗だくになりながら、分担された仕事に精を出していました。

ステージでは、クイズやゲーム・カラオケ、地元高校生の生バンド演奏等で盛り上がりを見せました。

展示広場では、人権パネルや生花や習字等を展示することにより、活動の一端を公開することができました。また、参加者の手描きのヒマワリで飾りたてた「人権の塔」も好評を得ました。夕方には仕事を終えた大人の参加も増え、地域の人々の語らいが、あちこちで行われていました。

夕闇迫る頃、行政職員を中心にした生バンドの友情出演もあり、演奏が終盤に近づく頃には花火をあげて、ムードも最高に達しました。

閉会の挨拶で、副実行委員長（区長会長）が「人権フェスタの2つの目的が達成できました。この催しが益々発展することを期待します。」と、興奮気味に話された姿が印象的で、楽しいひと時も幕を閉じました。

#### 6. 反省会（実行委員会）

各方面から、「良かった」との評価をいただきましたが、ムードだけで押し流されないよう、日を改めて話し合いを持ちました。

出席者からは、「大盛会だった。来年も是非やろう。」「集会所でやることに意義がある。」等の声が上がりました。それだけに、業務関係の細かいことも大切ですが、人権フェスタとして将来的に、どう定着させていくのかを展望しなければなりません。

当面は、地域の多くの人々が集会所や周辺に足を運ぶような楽しい催しを中心にしながら、交流を図っていくことを確認しました。

#### 7. みんなの思いを束ねながら

地区の親達のいくつかの声です。

「良か思いつきばせりゃしゃったね。ほんに大変やろばってん、来年も頑張ってくれんね。」

「ようけ、人の集まったやんね。良かこったい。地区の者も、よう来とるばい。」

この言葉には、とにかく地域での交流を図りたいという思いがひしひしと感じられます。今、支部の親達の前向きな考えに支えられながら、質問教室や解放子ども会、ヒューマンライツ等の取り組みが、地区外に広げられています。その成果が着々と表れ、今回の成功につながったことは言うまでもありません。

子ども達も、次のような感想を述べています。「準備やバザーの仕事は大変きつかった。でも、楽しい1日だった。来年もやりたい。」

「質問教室の生徒として、自分に当てられた仕事は、最後まで果たす気持ちでやりとげた。」

このような様々な思いを大事にしながら、「出会い、ふれ合い、語り合い ～愛～」はまさに、今から新たな一步を踏み出すことになるのだと思います。

#### 8. これからが大事

何か行事をやれば、ある程度の盛り上がりは作れるものですが、その成果を、どう広げていくのかが一つの課題です。さいわいにも、今回の取り組みの中で、各種団体の役員さん達の積極的な姿は、人権・「同和」問題を考えていく上で、大きな力になりました。これからも、質問教室やヒューマンライツの行事等を中心にしながら、お互いの変革を図る地域啓発をめざさねばなりません。



————— ヌ      ㄗ —————

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

## 参 考 資 料

1. 「地域における生涯学習機会の充実方策について」  
（答申）生涯学習審議会（平成 8年 4月24日）  
—— 抜すい ——
2. 福岡県公民館大会年表
3. 県内公立公民館一覧

地域における生涯学習機会の  
充実方策について（答申）

平成8年4月24日

生涯学習審議会

## はじめに

本審議会は、平成7年5月15日、文部大臣から「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」及び「学習成果の活用方策について」審議要請を受け、その後、前者のテーマについてワーキング・グループを編成し、論点を整理しつつ、総会において審議してきた。このたび、その結果を、「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申として取りまとめた。

生涯学習の振興については、本審議会は平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申を行った。この答申では、生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような社会と定義している。そして、当面重点を置いて取り組むべき課題として、①社会人を対象としたリカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に対する学習機会の充実、の四つを挙げるとともに、学習者の立場に立って、生涯学習全般にわたる振興方策を提言している。

これまで、この答申を踏まえ、国・地方を通じて生涯学習振興のための関連施策が積極的に展開され、かなりの進展を見るに至った。しかし生涯学習社会の実現という大きな目標に照らしてみると、なお、改善すべき点が多く残されている。どこに問題があり、今後何をなすべきか。現状を見ると、既に生涯学習の意義については多くの人々の理解が得られつつある。学習意欲も高まってきている。当面の課題は、このように高まりつつある学習意欲にこたえる学習機会をいかに拡充するかということであろう。多くの人々が所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行などの社会の成熟化に伴って、学習に生きがいや楽しみを見いだしたいと願っている。また、科学技術の高度化、情報化・国際化の著しい進展、産業構造や雇用形態の変化などに伴い、新たな知識・技術を習得したいと考える人も増えている。こうした学習者に対して、適切な学習機会を提供する必要がある。学習活動の機会を提供する側の工夫改善の努力が望まれている。

したがって、本答申では、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という視点から検討を加え、提言を取りまとめることにした。取りまとめに当たっては、機関や施設を四つの類型に分け、それぞれがどのような課題を抱えているか、現状を改善するためにとるべき方策は何かということを検討し、具体的な施策を提言した。四つの類型とそれぞれの審議の観点は以下のとおりである。

第一は、大学をはじめとする高等教育機関である。高等教育機関は高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。高等教育機関においては、既に生涯学習機能を十分に発揮しているところや、様々な改革努力を行ってきているところも見られるが、生涯学習の推進という観点から社会



の期待に十分にこたえるには、更に全体として広く社会に開かれなければならない。年齢に関係なく人生のいつでも必要な時に必要な学習ができる場として高等教育機関が自ら変わっていかねば、真の生涯学習社会は実現しないと言っていい。また、社会人学生を受け入れることに加えて、施設の開放などによる地域社会への貢献も一層期待される。したがって、ここでは「社会に開かれた高等教育機関」という観点から課題を整理し、「社会人の受入れの促進」及び「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第二は、小・中・高等学校など初等中等教育の諸学校である。これらの学校は、人間形成の基礎を培う場であるとともに、生涯学習の基礎を身に付ける場でもある。すなわち、自分で考え、判断し、行動する力を養い、生涯にわたって学習を続けるための意欲と能力を培う場である。また、子どもは地域社会の中で様々な教育的な影響を受けて育っており、学校がその機能を十分に発揮するためには、地域社会と良好な連携・協力関係を維持し、地域社会とともに発展するように努める必要がある。特に、学校週五日制が導入され、またいじめ問題への対応が課題となっている今日、学校と家庭や地域社会との連携の必要性はますます大きくなっている。さらに、学校の施設は地域住民の学習活動の場として活用され、それを通じて地域社会づくりや人々の連帯感をはぐくむことにも役立つものであり、地域社会への一層の開放が求められる。したがって、ここでは「地域社会に根ざした小・中・高等学校」という観点から課題を整理し、「地域社会の教育力の活用」、「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第三は、社会教育・文化・スポーツ施設である。これらの施設においては、既に地域の人々の活発な学習活動が展開されている。これらの施設は本来、地域住民の多様な学習ニーズにこたえるために整備されたものであり、生涯学習機会を提供する場として最も基本的な役割を担っている。地域住民にとって、これらの施設は今後とも生活の質を高める上で欠かすことのできない存在である。さらに、学習を通じて人間関係を深め地域意識を涵養し、豊かな地域づくりを進めていく上でも一層重要なものとなっていくであろう。特に青少年の学校外活動をより豊かで充実したものにするために、これらの施設の果たすべき役割は大きい。今後の課題は、ますます多様化し高度化する地域住民の学習ニーズにいかにか柔軟、迅速、的確にこたえていくかということであろう。したがって、ここでは「地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設」という観点から課題を整理し、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」、「組織運営の活性化」を進めるため必要な施策を提言した。

第四は、各省庁や企業の研究・研修のための施設である。もとより、これらの施設は、それぞれの専門分野に関する研究・研修を目的に設置されているものであり、教育活動を本来の業務とするものではない。しかし、それらが有する専門的で高度な人的資源、施設設備、知識、情報、技術などは、生涯学習という観点から見て、貴重な学習機会を提供し得る可能性を持っている。これらの施設は様々な資源を活用して、人々の多様化し高度化

する学習ニーズにこたえ、これからの生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。したがって、ここでは「生涯学習に貢献する研究・研修施設」という観点から課題を整理し、「多様な学習機会の提供」、「地域社会との連携」を進めるため必要な施策を提言した。

なお、これら四つの類型を超えて、横断的、総合的に取り組むべき課題については、「おわりに」で必要な施策を改めて提言した。

関係する機関や施設においては、本答申に盛り込まれた提言に沿った取組を積極的に展開し、地域住民の期待にこたえる生涯学習機能を一層充実強化されるよう強く望みたい。また、行政あるいは企業などにおいてはこれらの提言に沿って適切な対応策を講じるよう要望する。

## Ⅱ 地域社会に根ざした小・中・高等学校

子供たちの生活は、学校ばかりでなく家庭や地域社会での生活すべてから成り立っている。子供たちはそれぞれの生活を通して学び、成長していく。豊かな人間として成長していくには、知・徳・体のバランスのとれた成長が必要であり、子供の生活全体を通して適切な教育が行われることが大切である。特に、今日、子供たちは社会的な価値観の大きな変化や、マスメディア等を通じてもたらされる様々な社会的風潮の影響を強く受けており、学校は社会から孤立して教育を進めることはできない。学校が適切に教育活動を展開するためには、家庭、地域社会との密接な連携が不可欠である。特に、学校週五日制の円滑な実施、いじめ問題への適切な対応を進めていくためには、学校・家庭・地域社会の三者の連携が一層必要とされている。この連携・協力のためには、学校を社会に積極的に開いて、学校が抱えている問題、置かれている状況などを地域社会の人々に理解してもらい、地域社会が持つ多様な教育力を生かすことが大切になる。同時に、学校は地域社会の一員として積極的に地域社会に貢献していくことも大切である。つまり、生涯学習時代の学校として期待される教育機能を十分に発揮し得るために、地域社会に根ざした学校として、地域社会に開かれ、地域社会とともに発展していく姿勢が求められる。

学校教育ではただ単に知識を一方的に身に付けさせるのではなく、自ら学ぶ意欲や自分で考え、判断し、行動する力を高め豊かにすることが重要である。学校でこのような教育を推進することは、生涯を通じて学び続けようとする意欲と能力を培うことにつながる。そのためには、子供たちが様々な対象に進んでかかわり、自分の課題を見いだし、解決できるような教育活動を積極的に展開することが大切である。その際、学校内の教職員だけで取り組まなければならないと考える必要はない。地域社会から様々な支援を得ることによって、学校の教育機能をより一層効果的に発揮することができると考えられる。このような認識の下に、学校は、その教育活動に地域社会の人材の協力を得るなど、地域社会の持つ教育力の活用に関心をもち、心掛けることが大切である。

他方、地域住民のために学校を活用することも考えるべきである。学校が地域社会の住民に対して学習機会を提供したり、施設を開放したりすることにより、地域社会へ貢献するのである。こうした貢献により、地域の人々と学校との連帯意識が高められ、学校がその本来の機能を果たすに当たって大きな力となる。

したがって、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、幼稚園が地域社会に根ざした学校として発展していくためには、「地域社会の教育力の活用」と「地域社会への貢献」を当面の目標とし、その達成に向けて必要な方策を強力に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

## 1 地域社会の教育力の活用

### (1) 地域社会の人材等を活用した教育活動

地域社会には、職業や経験を通して培った高い資質や能力を持つ様々な人々がいる。これらの人々の専門的な知識や技能などを学校の教育活動に適切に活用することによって、教育活動の多様化とその質の向上に大いに資することが期待できる。しかし、現在のところ地域の人々による学校の教育活動への参加・協力が日常的にどの学校でも見られるという状況にはなっていない。自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの育成を重視する教育が進められている今日、地域社会の多様な人材、社会教育・文化・スポーツ施設、地域の文化財、産業施設、さらには、森林・河川・海浜などの自然の持つ教育機能などを有効に活用することが望まれる。

#### ○特別非常勤講師制度の活用

昭和63年の教育職員免許法の改正により、社会人の学校教育への登用を可能とする制度である特別非常勤講師制度が導入された。この制度により、特定の領域において優れた知識・技能を持つ者については、教員免許状を持っていなくても、都道府県教育委員会の許可を受けて教科の領域の一部やクラブ活動を担当する非常勤講師として採用され、教室で直接子供に指導できることになった。平成6年度からはこのような非常勤講師配置のための国による助成措置も講じられている。平成6年度には高等学校を中心に全国で延べ2,328人がこの制度の活用により教壇に立っているが、小・中学校においては必ずしも実績は多くない。この制度の一層の活用を望みたい。そのため、教育委員会は、この制度の活用を各学校に広く促すとともに、地域の人材を授業に有効に活用するシステムを作るべきである。例えば、教員や指導者となり得る人材を発掘して、登録制度を設け、候補者名簿を作成すること（特別非常勤講師人材バンク）などが考えられる。また、地域の人々にも、学校からの求めに応じて、積極的に学校教育に協力する姿勢を持つことを期待したい。

#### ○学校行事や部活動での専門家の活用

学校行事等の特別活動や部活動などの指導においても、地域の人々の積極的な協力を得ることが大切である。この場合も、教育委員会は学校と地域の人材を結び付ける役割を積極的に果たすことが大切である。

#### ○社会教育施設等の活用

自ら学ぶ意欲や思考力などを育てるためには、様々な生活体験や活動体験を通じて自ら考え学ぶことができる機会を増やすことが大切である。学校においては、そのための方途の一つとして、社会教育・文化・スポーツ施設の一層積極的な活用が求められている。これまで、少年自然の家などを利用して学校の集団宿泊活動が行われてきているが、様々な施設を活用して学校の教育活動を充実させることが期待される。例えば、公民館、博物館、美術館などの施設において、学校教育に即した内容で事業を企画したり、社会科や理

科、美術などの授業の一部をこれらの施設において、施設の専門的職員の協力を得て行うことを考えてもよい。

こうしたことを着実に推進するためには、市町村教育委員会において、適切な指導助言や財政上の措置など地域や学校の実情に合わせた積極的な対応を図ることが必要である。市町村教育委員会の創意と工夫が期待される。なお、こうした地域の教育資源の活用を考える場合にはいわゆる教育機関・施設に限らず、広く、森林・河川・海浜などの自然環境も視野に入れて、検討されることが望ましい。

## (2) 学校に対する地域社会の支援

地域社会が学校に対して必要な支援を行うことは、学校教育の機能を高める上で特に大切である。学校週五日制の円滑な実施、いじめ問題への適切な対応、学校を取り巻く教育環境の改善など、緊急の課題が生じている。これらの課題への実効性ある対応のためには、学校と家庭・地域社会との密接な連携が重要である。また、社会からの様々な支援の受入れは、ややもすると閉鎖的になりがちな学校のこれまでの慣行や雰囲気の見直しの契機にもなる。

### ○PTA活動の活性化

学校に対する地域社会の支援の拡充のためには、地域の人々が、自分たちの学校として愛着を感じ、学校の問題を共有しようとする気持ちを持つことが大切である。そのためには、学校側からその現状を知らせ、課題を理解してもらい、その上で協力を求めることが必要である。

このためには、PTA活動の一層の活性化が不可欠である。PTAは、学校からの求めに応じ学校の諸活動に必要な支援・協力を行うとともに、学校を取り巻く課題を十分把握しながら、会員自らがやりがいを感じられるような、自主的な事業に取り組むことが重要である。また、組織的な活動ばかりでなく、個々の会員が各自の都合に合わせて柔軟に参加できるような多様な活動形態を工夫するとともに、職業を持つ人々が参加できるよう夜間や休日に活動の時間を設定するなどの工夫も考えられる。さらに、学校に対する地域社会の支援を拡充していくための一つの方策として、例えば、市町村教育委員会が核となり地域の社会教育団体や学識経験者などの参加を得て設けられる地域の教育問題に関する連絡協議の場に、PTAも積極的に参加していくことも考えられる。

PTA活動は、男女共同参画社会へ向けてのモデルともなるべき活動であり、男女両性がいろいろな場で共に参画していくことが求められる。父親の積極的な参加を促すために、各種の会合などの開催時間や場所を見直すことも必要になる。さらには、PTA活動への参加が保護者としてまた地域社会の構成員として当然のことであるとの認識が、企業を含め社会全体に広がる必要がある。行政としても、そのような意識の高まりや環境の醸成に向けて努力すべきである。

### ○ボランティアによる支援

学校に対する地域社会の支援としては、地域の高齢者の会などのボランティア活動を行う団体等に呼び掛け、その協力を得ることも考えられる。このことについては、世代を超えたふれあい活動の実施、地域の伝統的な文化や技能の伝承、校庭の整備・花壇の世話など学校の環境整備への協力など、様々な支援が考えられる。

## 2 地域社会への貢献

### (1) 地域住民への学習機会の提供

学校は、子供たちに対する教育の場というばかりではなく、地域社会の貴重な学習の場でもある。学校の持つ教育機能や施設を開放して、地域住民に学習機会を提供することに対する、地域住民の期待は大きい。また、このことは学校の機能をよりよく発揮する上においても是非必要なことである。

#### ○開放講座等の充実

地域住民への学習機会として学校の開放講座への期待は大きい。現在、高等学校、専修学校においては国庫補助を受けて開放講座が行われてきているが、一層の拡充が望まれる。また、地域によっては、小・中学校でも実施しているところがある。こうした講座の実施に当たっては、それぞれの学校の特色や教職員の意欲を生かす配慮が必要である。教職員にとって、講座の実施はある程度の負担にはなるという面はあるものの、一方で、地域住民への指導や教授を通じて得るところも少なくないと考えられる。地域の人々の学校への理解も深まることになる。今後、講座の実施に当たっては、受講者の利便を考慮して多様な時間帯に実施されるようにする必要がある。

なお、幼稚園においても地域の実情に応じて、子育て相談や子育てに関する講座などの取組が行われているが、今後一層それらの取組を推進し、幼稚園が地域の幼児教育のセンター的役割を果たすことが求められる。

### (2) 施設開放の促進

学校施設の開放は、現在、小・中・高等学校を合わせて平均9割の学校で実施されている。しかし、その開放の日数や時間は学校により様々であり、近年の地域住民の学習ニーズの増大に対して必ずしもその需要を満たしているとは言えない。一方、開放時に事故があった場合に学校側が責任を問われるのではないかと懸念が開放を妨げる要因となっているとの指摘もある。

地域において学習活動のためのまとまった施設設備が不足している現状では、学校施設の開放は、地域住民が身近な場所で多様な学習を行う上で極めて有効であり、その促進が強く期待される。

#### ○開放実施体制の整備

学校施設開放の促進のためには、開故事業の実施上の責任がどこにあるかを明確にしておくことが必要である。この点については、従来、学校開故事業の実施上の責任は開故事業の主体である教育委員会にあるとされている。事業の具体的な運営は、教育委員会が直接、あるいは地域住民のボランティアによる開放実施委員会を通して行い、校長は事業についての管理責任を負わないことになっている。体育施設の開放については昭和51年の文部省通知により、学校開放時の管理体制の仕組みが明確にされている。また、校舎などの施設の開放についてもこれまで指導がなされてきているが、なお、実態として学校にとって負担になっている例も見られる。施設開放に対する学校関係者の懸念を払拭し、開故事業の実施体制を確立するため、教育委員会においては、学校ごとに施設の管理や利用者の安全確保・指導に当たる管理指導員の適切な配置、地域住民の協力を得た委員会の整備など必要な措置を講ずることが求められる。また、教育委員会は、開故事業にともなう事故に対応するため、参加者や指導者を対象とする各種保険制度について周知することも必要である。

### ○学校施設の高機能化

学校施設は、子供たちの学習活動にとって最も適切な環境となるよう整備されることが前提であるが、地域の人々の学習の場として活用することも大切であることから、それに対しても快適で機能の高い学習環境として整備される必要がある。このため、施設設備の機能の高度化を図るほか、関連する文教施設等との有機的な連携や施設の複合化などにより、多様な学習機会を提供することについても柔軟に検討すべきである。

開放を円滑に進めるためには、あらかじめ学校の建設の段階で開放にも配慮した設計が行われることが大切である。文部省により示されている学校施設整備指針においても、クラブハウスの設置など開放に関する事項が規定されており、地域の実情に応じた適切な配慮が望まれる。

学校施設の機能の高度化を図るためには、地域の実情に応じて、例えば、学校の校庭と市民公園、あるいは学校プールと市民温水プールなど、学校施設と地域の施設との一体的な整備を行うことも考えられる。また、学校施設と隣接する地域の施設との間での相互利用を図ることも考えられる。いずれの場合にも、学校教育に支障の生じないように十分配慮すべきことは言うまでもない。

### ○余裕教室の活用

生徒の減少に伴って生じている余裕教室の有効な活用も当面の大きな課題になっている。余裕教室の活用にあたっては、コンピュータ教室など教育活動を一層充実させる観点からの転用がまず考えられるべきである。特に、いじめなど生徒指導上の諸問題への対応に関連して、近時、カウンセリング室の整備のための緊急3か年整備計画が策定されたところであり、その促進が期待される。このほか、更に活用の余地のある場合には、地域住民の学習活動を積極的に支援する観点から、社会教育・文化・スポーツ施設への転用も検討すべきである。なお、地域の実情に応じては、更に学童保育・デイサービスセンター等福祉

施設や備蓄倉庫等地域防災のための施設などへの転用も考えられる。

#### ○週末等における学校施設の活用

週末等に子供たちの身近な場を活用して、社会教育・文化・スポーツの様々な活動が総合的・継続的に展開されることが望まれるが、学校施設の活用もその一つとして考えることが大切である。子供たちが、学校など身近な場に集い、地域社会の人々との交流の中で楽しく体験活動をすることは、月2回の学校週五日制の実施とあいまって極めて有意義である。また、地域の多くのボランティア等の協力を得て子供たちのための多様な活動の機会を用意し、その中から子供たちが自分の気に入ったものを自由に選択できるようにすることが必要である。その点で、文部省が平成8年度から新たに実施する予定の「ウイークエンド・サークル活動推進事業」の活用が期待される。

#### ○災害時の避難場所としての整備

災害時において学校がまず果たすべき役割は児童生徒の安全確保であるが、被災者の避難場所としての役割も期待されている。このため学校教育のための施設としての機能向上を図りつつ、施設設備、運営の両面にわたる防災機能の充実・強化を図る必要がある。特に施設設備面については、学校施設の耐震性能の強化を図るとともに、備蓄倉庫等の防災機能の整備を図ることも重要である。また、学校施設を活用して地域の防災施設（耐震性貯水槽・備蓄倉庫等）を整備するに当たっては、学校教育活動に支障のないよう十分配慮するとともに、適切な管理体制を整える必要がある。平成7年1月の阪神・淡路大震災の際には、教職員の献身的な活動により、学校施設は避難場所として大きな役割を果たした。とりわけ、学校と地域社会との日ごろからの関わりが深く、地域社会に対する連帯意識の強いところにおいては、救援活動がより円滑に行われたとの指摘もある。学校は災害時の避難場所として使用されることも考慮し防災機能の整備を図るとともに、地域社会の学校であるとの観点から、地域社会の連帯感を培うシンボリックな施設として充実することが必要である。



### Ⅲ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設

公民館や図書館・博物館・美術館あるいは生涯学習センターなどの社会教育施設においては、これまでも地域社会における生涯学習の中心的な場として活発な活動が展開されている。文化会館・音楽ホールなど各種の文化施設あるいは体育館・スポーツセンターなどのスポーツ施設も同様である。さらに、最近では、民間の事業者によるカルチャーセンターなども活発な事業を行っている。これらの施設は地域住民の多様な学習ニーズにこたえ多種多様な学習機会を提供しており、それを通じて地域住民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担っている。これら施設は今後とも生涯学習振興の上で重要な役割を担う存在であり、一層の機能の充実と活性化が求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、何よりも地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえるものでなければならない。そのためには、多様化・高度化する学習ニーズに適切に対応した事業活動を展開することが重要である。社会がますます高度化・複雑化する中で、多くの人々は様々な課題に対処し、より豊かで充実した人生を送るため、身近なところで自由意志に基づく学習をし、自己を高めたいと考えている。また、月2回の学校週五日制が実施されている中で、青少年の学校外活動の重要性が改めて指摘されている。さらにいじめや登校拒否の問題が深刻な状況にあることから、こうした問題に的確に対応するため、家庭や地域社会の教育力の充実が求められている。そのようなニーズにこたえる場として地域社会に存在する社会教育・文化・スポーツ施設には、今まで以上により積極的にその教育的機能を発揮することが求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、多様化・高度化するだけでなく新たに生じてくる地域住民の学習ニーズを常に的確に把握し、それにこたえた学習機会を積極的に提供していくことが求められる。なかでも積極的に拡充を図る必要があるのは、平成4年の答申でも指摘した、いわゆる現代的課題に関する学習である。変化する社会の中で充実した生活を営んでいくためには、様々な現代的課題についての理解を深めることが必要となってくる。例えば、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの課題がある。学習機会を提供する側においては、こうした現代的課題の重要性を認識し、そのための学習機会の充実を図ることが強く求められる。その際、民間の教育事業者や関係団体の活力を生かすことをはじめ、大学や各種の研究・研修施設等の提供する学習機能の活用についても配慮することが必要である。

また、地域住民の学習ニーズに適切にこたえるには、事業活動面での充実を図るのみならず、それを動かす組織自体が活性化していなければならない。時代のニーズに合った新しい事業に取り組む進取の気性に溢れた施設運営が行われることが肝要である。地域住民の学習ニーズは社会の変化に対応して常に変化しており、それに即応する新しい事業の展開が求められるからである。組織が沈滞してはニーズの変化をとらえることも、斬新

な発想を生み出すこともできず、新しい事業も生き生きした活動も展開できない。常に組織運営の活性化を図り、活力を維持・増大していくことは極めて重要である。

したがって、社会教育・文化・スポーツ施設が常に地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえていくことができるようにするために、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」と「組織運営の活性化」を当面の目標とし、その達成に向けて必要な方策を強力に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

## 1 多様化・高度化する学習ニーズへの対応

### (1) 多様で総合的な学習機会の提供

人々の生涯学習のニーズは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含む様々な分野にわたり、広範かつ多様に現れる。個々の施設が孤立してはそれに十分にこたえることはできない。社会教育施設だけでなく様々な施設を総合的、計画的に配置し活用することにより、多様な学習機会の提供が可能になる。その際、森林などの自然、貴重な文化遺産、あるいは産業施設なども地域の学習資源として、視野に入れておくことが大切である。施設の総合的な整備によって、地域住民の学習拠点が形成され、様々な年齢層の人々が自由に交流し多様な学習が促進される。さらに、地域全体の学習環境が整うことにより、学習を進める雰囲気がおのずから醸成されることも期待される。

#### ○総合的な計画の整備

多様な施設の総合的な整備のためには、地域全体での総合的、有機的な学習施設整備計画を作ることが大切である。地域のまちづくり計画等の中にしっかりと位置付けられることにより、施設の整備は着実に進展することであろう。

なお、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に規定される地域生涯学習振興基本構想は、民間の活力を活用しながら地域における総合的な学習機会を整備しようとするものであり、地域の生涯学習機能の飛躍的な向上に資すると考えられる。各都道府県において具体的な構想の作成が積極的に進められることが期待される。

### (2) 施設間の広域的な連携の促進

関係施設間にネットワークを形成し、相互の機能の広域的な連携・協力体制を整備することにより、地域における生涯学習機能を総合的に発揮することが期待される。

#### ○行政部局間の連携強化

社会教育・文化・スポーツ施設においては、それぞれの施設の職員の努力により、多様な学習機会の提供が行われてきている。他方、地域住民の学習ニーズの高まりに応じて、首長部局および関連施設での学習機会提供も盛んに行われるようになってきている。このため、

教育委員会や他の行政部局で行われる各種の事業の実施について、学習者の立場に立って、行政部局間の連携・調整を図ることが必要になってきている。そのため教育委員会が積極的な役割を果たすことが期待される。

なお、教育委員会が実施する事業の内容は、どちらかと言うと、これまで趣味・文化・教養などに偏る面も見られたが、今後は、職業に係る知識・技術の向上や市民意識・社会連帯意識などに関する学習、あるいは、介護等の生活技術の習得に係る学習などを含め、新たな学習ニーズにこたえる適切な内容の事業を積極的に実施すべきである。このためには、それらの学習に関係する行政部局・施設の協力・支援を得ることが必要であり、その観点からも、教育委員会と他の行政部局間の連携・調整を図る必要がある。

### ○民間との連携強化

人々の多様な学習ニーズに柔軟にこたえるためには、多様な学習機会が提供されなければならない。学習機会の提供や学習支援を行うのは公的施設ばかりではない。一般の個人・グループあるいは民間教育事業者などを広い視野でとらえ、これらと適切な連携を進める必要がある。このため、民間の教育事業者と公的施設との連携のあり方が現実的な課題となり、連携のための新たなルール作りが必要になってきている。平成7年9月の文部省通知により、公民館における民間教育事業者の施設利用が、社会教育法上許容される旨の法解釈が明確に示されたことは、公民館事業における民間との連携を考える上において有意義である。今後とも関係者の相互の理解の下に適切な連携関係を作っていくことが求められる。生涯学習関連施設・民間事業者間の円滑な意思疎通を図るための協議会・情報交換会が幾つかの都道府県で開催されるようになってきているが、こうした機会の拡充と機能強化が期待される。

### ○コーディネート機能の強化

異なる種類の施設間で形成された広域的なネットワークが有機的・効率的に機能するためには、連携の中心となる中核的な機関が不可欠である。これには、一般に地域の生涯学習推進センターが当たっているが、ネットワークを形骸化させないようにするためにも、生涯学習推進センター自体の体制整備が必要になる。この場合、特に、コーディネート機能の強化が大切である。地域住民の学習ニーズを的確に把握し、これに即応した学習機会の提供を企画し、関係施設間の事業の調整を図るなど、ネットワークが生き生きと統合的に機能するようにする必要がある。このため、生涯学習全般にわたって企画・調整・助言などの支援能力を持った専門的職員をセンターなどに配置することが大切である。コーディネーター養成も急がれる課題であり、国立教育会館社会教育研修所などでの研修の拡充が望まれる。

### ○学習情報ネットワークの構築

施設間のネットワークを円滑かつ迅速に動かすためには、構成施設等の学習情報のオンラインネットワークの構築が欠かせない。このため、現在、国では西暦2,000年を目途に、

全国的な学習情報のネットワークづくり，全国的な中核機関づくりが進められている。様々な分野で構築されつつあるネットワークを統合した総合的な学習情報システムの利用が早期に実現することを期待したい。その際，他の学習情報関連システムとの連携にも配慮が望まれる。都道府県においても，国の補助制度を活用しながら，情報ネットワークの構築が進められている。おおむね，順調な整備状況と言えるが，各都道府県・市町村によっては情報を検索できる端末が少ないこと，最新の情報が入力されていないことなど，学習者にとって必要な情報が得られるまでにはなっていないところもあり，引き続き努力が求められる。なお，社会通信教育事業も，今日の学習ニーズに応じて，多様に展開してきており，生涯学習を進める上で重要な役割を担うに至っている。これらに係る学習情報についても，情報ネットワークにおいて適切に提供されることが望まれる。

### (3) 情報化・マルチメディア化への対応

学習機会へのアクセスに対する時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ，より質の高い効率的な学習を可能にするものとして，各種の学習施設における情報化・マルチメディア化への対応に対する人々の要請は特に高い。また，個人の自主的な学習を進める上での有力な手段としても，期待は大きい。

#### ○情報化による事業の革新

施設においては，事業の実施や施設の運営に情報関係施設設備を積極的に導入することが必要になっている。これに伴って，情報関係の機器・システムのもとでマルチメディアを用いた学習プログラムを開発するなど新しい事業の内容・方法の革新を図る必要がある。同時に，職員の関係知識・技術の習得が迅速に進むよう研修等の改善を図る必要がある。

#### ○情報提供のマルチメディア化

現在整備が行われつつある生涯学習情報提供システムは，文字や数値による案内情報等が中心である。しかし，科学技術の進歩により音声・図形・画像・映像等を効果的に組み合わせたマルチメディア形態の情報提供が可能になっている。このため，地域住民に親しみやすく利用しやすい情報提供を行うためにも，システムのマルチメディア化を図ることについて検討を行う必要がある。また，インターネットなどの情報通信網の発展を視野に入れた先行的な研究開発が求められる。

### (4) 学校教育との連携・協力

今日の学校教育では，自ら考え，判断し，行動するなどの資質・能力を重視する教育が展開されている。こうした教育を進めていく上で，自然環境や日常生活の中での体験学習が効果的である。社会教育・文化・スポーツ施設などが学校と連携して，こうした事業を展開していくことが求められており，その連携・協力の推進の在り方や具体的な方向が課題となっている。

## ○「学社融合」の理念に立った事業展開

従来、学校教育と社会教育との連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分でなかった。この反省から、現在、国立青年の家、少年自然の家においては、学校がこれらの青少年教育施設を効果的に活用することができるよう、「学社融合」を目指した取組が行われている。

この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。このような学社融合の理念を実現するためには、例えば、学校が地域の青少年教育施設や図書館・博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設を効果的に利用することができるよう、それぞれの施設が、学校との連携・協力を図りつつ、学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発し、施設の特徴を活かした事業を積極的に展開していくことが重要である。これによって、学校だけでは成し得なかった、より豊かな子供たちの教育が可能になるものと考えられる。今後、こうした学社融合の理念に立った活動を積極的に推進していくためには、国としても、必要な調査研究や先導的な事業に対する支援などを行うことが求められる。

また、学校と家庭・地域社会との適切な役割分担と連携を図りつつ学社融合を円滑に推進していくためには、その基盤を整備していくことが重要である。学校と施設間の人事交流の一層の促進や、学校教員が青少年教育施設等で体験的な研修を行うような機会を拡充することなども検討される必要がある。

## ○ 学校週五日制への対応

平成4年9月から実施されている学校週五日制は、これからの時代に生きる子供たちの望ましい人間形成を図るため、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身に付けるようにしようとするものである。この学校週五日制は子供たちの生活にゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験の機会を豊富にする契機となるものであり、地域社会における学校外活動充実の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設には大きな期待が寄せられている。

現在、休業土曜日には、全国各地の青年の家、少年自然の家などの青少年教育施設において、子供たちや親子を対象としたキャンプ、自然探索などの事業の実施や青少年団体による活動が活発に行われている。また、例えば、公民館においては体験を通じたふるさとについての学習やサークル活動が、図書館においては子供たちを対象とする読書会が、博物館においては科学教室などが実施されている。さらに、これらの博物館・美術館においては、休業土曜日の子供の入場料を無料としているところも多い。

今後、社会教育・文化・スポーツ施設においては、これらの事業の一層の充実を図ると

ともに、施設の特徴を生かし子供の興味や関心に応じた新しいプログラムを開発・提供することが求められる。その際、施設がそうした事業を展開するには、地域の青少年団体や住民のボランティアなどの積極的な協力を得ることが重要である。これにより、子供たちに対し創意にあふれた多様な活動の機会の提供が期待される。なお、平成8年度から文部省が実施する「ウイークエンド・サークル活動推進事業」は、週末等において学校施設などの子供たちに身近な場を活用して様々な体験活動を展開するものであり、これに対する社会教育・文化・スポーツ施設の連携・協力が求められる。

また、市町村教育委員会においては、自ら事業を計画するほか、施設や団体の活動に関する情報を子供たちや保護者等に迅速かつ適切に提供することや、施設や団体等に対し事業の企画や運営に助言や支援を行うことなど、格段の配慮を行うことが必要である。

### ○地域ぐるみの活動の展開

社会教育・文化・スポーツ施設が学校と連携・協力していくためには、これらの施設を中心とした地域ぐるみの活動が展開される必要がある。特に、現在、学校週五日制の実施やいじめ問題への対応などを契機に、子供の育成に関して地域社会の持つ教育機能の充実・向上が求められている。このため、これらの施設においては、子供たちのためにやりがいのある楽しい活動機会を積極的に提供していくとともに、社会教育関係団体、ボランティアグループなどと協力して、子供たちの健全な育成のための適切な事業が行われるようにいろいろな啓発事業を行うことも求められる。これらの活動が円滑・的確に行われるよう教育委員会による支援も必要である。

また、子供たちが基本的な生活習慣・態度等を身に付ける上で、家庭の果たす役割は特に大きい。家庭の教育力の向上のために、社会教育施設等において、家庭教育についての学級・講座の実施、親子で活動する機会の提供、家族一緒の文化・スポーツ活動の機会の提供などの多様な学習機会の提供や相談事業の充実などの支援が必要である。

こうした地域ぐるみの活動が活発に行われるためには、企業におけるこれらの活動への支援も必要である。この点については、平成8年3月に（社）経済団体連合会が取りまとめた「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」においても指摘されているところであるが、労働時間の短縮、弾力的な労働時間管理、休暇取得の促進などの実施、進学時期の子供を持つ職員への転勤時期・場所等についての配慮など、社会人が地域社会や家庭で活動・生活するためのゆとりをもたらすよう企業が具体的な対応をとることが求められている。

## 2 組織運営の活性化

### (1) 人的体制の整備

施設の機能が十分に発揮できるかどうかは、事業の実施や施設の運営管理を担う職員体制にかかわる面が大きい。学芸員、司書、アートマネジメント担当職員、スポーツプロ

グラマー等の専門的職員、あるいは様々な分野の指導者等に優秀な人材を得て、機能的な業務体制を編成することが重要である。社会の変化や学習ニーズの多様化の中で常に生起する新たな課題に迅速かつ的確に対応できるかどうかは、それに対応し得る能力と意欲を持った人材を確保し、機能的な組織運営を行うことにかかっていると看做しても過言ではない。

### ○専門的職員の確保・養成

人的体制の整備のためには、各施設の事業を担当する専門的職員に優秀な人材を確保するとともに、研修により資質の向上を図ることが必要である。その際、特に、地域住民との対応において意思の疎通を円滑、適正に図ることが求められていることにかんがみ、そのような観点からの研修も配慮される必要がある。社会教育主事等の専門的職員の養成や研修の充実について、本審議会社会教育分科審議会の報告（平成8年4月）を踏まえ適切な方策が講ぜられることを期待したい。

### ○ボランティアの受入れ

人的体制の整備の上では、施設職員とともに、施設業務に対して協力・支援を行うボランティアも重要な要素となる。ボランティア活動は、施設にとってその組織運営の活性化に重要であるばかりでなく、ボランティア自身にとっても、自己開発・自己実現につながる学習の場として、学習成果を生かす場として、あるいはボランティア相互の啓発により学習を活性化するものとして重要である。こうした点から、積極的にボランティアの受入れを進めることが必要である。その際、社会教育主事、学芸員、司書などの資格を有しながら実際の業務に就いていない者が多数存在することから、こうした有資格者の持つ専門的知識やそれぞれの多様な経験等を活用することが有意義である。データベース（人材バンク）の創設を行うなど、国と関係機関・団体等との連携・協力の下に、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れに当たっては、施設の業務全体の中でボランティアが有効な活動を進められるようにするため、先導的な取組を行っている施設の事例を普及させたり、あるいは研究協議を行ったり、ボランティアや職員の研修を実施したりすることも必要である。

### （2）利用者の立場に立った施設の運営

自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるには、施設は、施設の管理者側の都合ではなく、利用者側の立場に立った事業の実施、施設の運営に十分配慮する必要がある。

### ○アクセスの改善

利用者が社会教育・文化・スポーツ施設をできるだけ利用しやすいように、施設の開館日・開館時間については、地域の実情に応じつつ、可能な限り弾力的な扱いをすることが必要である。また、身近なところで施設の利用が可能になるよう、分館の拡充などが求め

られるとともに、施設間のネットワーク化の推進により、施設のサービスが柔軟に受けられるようにする必要もある。施設の利用の改善を図る上では、施設内の設備など学習環境の充実も大切な課題である。学習者の特性（子供、高齢者、障害者、外国人など）に配慮した施設設備の整備や事業運営の工夫も求められる。

#### ○住民参加による運営

施設の事業の運営に当たっては、施設の管理者が事業の企画・実施を含めて施設の運営全般に責任を持って行うことが当然であるが、施設や地域の実情に応じて、地域住民が事業の企画や運営に何らかの関与ができるようにすることも考えられる。例えば、事業の企画・運営・広報などを行う委員会に委員として参加したり、ボランティアとして指導のスタッフに加わったりすることなどがあろう。こうした事業運営への住民の参加は、地域の施設としてより利用者の立場に立った施設の運営に資するところが大きいと考えられる。

#### （3）新しい学習課題に対する運営の改善

地域住民を取り巻く社会環境の急激な変化の中で、新たな学習課題も生起してきており、施設としてそうした課題に対応できるように運営を工夫することが必要になっている。常に新たな需要を的確に把握し、新しい事業展開や運営の改善を図っていくことは、施設がその組織の活力を維持していく上にも大切である。

#### ○国際化・情報化等への対応

国際化・情報化・高齢化等の社会の変化への対応や男女共同参画社会の形成など現代的課題に関する学習の推進について、地域の実情に応じた積極的な取組が期待される。

このうち国際化に関しては、社会教育・文化・スポーツ施設において外国の文化の紹介、外国人との交流事業、通訳など国際交流ボランティアの養成、日本語指導者講座の実施、地域に居住する外国人のための情報誌・ガイドブックの発行など様々な事業が行われてきている。今後ともこれらの事業の拡充を図る必要がある。特に、最近では、個人やグループによる様々な国際交流の活動が行われるようになってきており、国際交流に係る関係団体の育成、関連情報の収集と提供などの充実が求められている。また、マルチメディアなどの情報化の進展に伴い、学校ばかりでなく広く社会教育の分野においても、コンピュータの操作、通信システムの活用など様々な情報活用能力の育成に関する学習機会の提供が求められる。このほかにも、高齢化に対応したライフプランづくりや、成人・高齢者の社会参加支援のための学習機会、男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会の開発や充実を図ることなど多様な学習機会の提供が求められている。

これらの事業の展開に当たっては、各施設とも職員の資質能力の向上、指導体制の整備を図る必要がある。それぞれの施設は、これらの課題に関連する首長部局やその機関、学校等と連携を図りながら事業に取り組むことが求められる。また、施設は社会教育団体やその他の関係団体にはこれらの事業に自発的に取り組むことを奨励しつつ、これら団体と連携を図ることも重要である。



## ○学習者への支援

人々の学習形態は学級・講座や講演会のほか、共通の学習ニーズで構成される学習グループ、図書・メディアを活用した個人学習など多様化が進んできている。社会教育・文化・スポーツ施設においては、このような学習グループや個人の自主的な学習活動を積極的に支援するとともに、こうした学習グループ等の育成に向けた支援・協力を行う必要がある。自主的な学習への支援方策として、学習者の幅広い選択が可能になる多様な内容の提供、学習相談や助言事業の改善・充実、視聴覚教育メディアの開発、学習情報提供システムの充実などが検討される必要がある。

## (4) 財政面での充実

財政面での充実は、活力ある施設の運営のための重要な基盤の一つである。質の高い事業を多様に展開していくためには、職員など関係者の創意・工夫とともに、必要な財政的な裏付けの確保が不可欠である。

## ○財源の確保

公的な社会教育・文化・スポーツ施設が、今後、より高度な事業や情報化等に対する新たな機能の充実等を積極的に推進していくためには、まず、施設の設置者が施設の運営体制の充実を図るとともに、運営経費など財政的な基盤の整備に従来にも増して努力することが必要である。また、施設においても、施設の事業の充実のために自助努力を行う姿勢が求められる。特に、様々な財政上の制約の下においては、施設運営のための独自の財源を確保することも大切である。社会教育法においては公民館の維持運営のため市町村は特別会計や基金を設けることができる旨規定されているところであり、こうした既存の仕組みなどを積極的に活用することが期待される。また、支援のための財団が地域レベルあるいは施設単位に設置できれば、安定的に事業運営や施設維持をすることができる。その際、広く民間からの資金協力を得ることが望まれる。そのためには、例えば、各種行事・イベント等を開催し、継続的に広報を実施するなどして、生涯学習の重要性や施設の事業の必要性について民間の関心と理解を深めるような努力と工夫が必要である。

また、それぞれの施設においても、利用者の適切な経費負担を含め、施設の有する多様な機能を効果的に活用するような事業展開に努めることが必要である。そうした努力や工夫によりもたらされる蓄積を当該施設等の財源に充て地域住民のための事業の充実や施設運営のために活用することにより、財政基盤の充実の面のみならず、施設の組織運営の活性化のためにも極めて大きな効果を及ぼすものと考えられる。

## ○適切な料金設定のもとでの事業展開

現在、公的な施設においては、その公共性を考慮し講座等の受講料などは無料あるいは教材費などの実費に限ることが一般的である。地域住民のための公共的な利用に供することを目的とする本来的な性格から、そのこと自体は今後とも否定的にとらえるべきことで

はない。特に、青少年の学校外における多様な学習の場の確保や学校週五日制の導入など新たな課題への積極的な対応という観点から、学校が休みの土曜日に博物館の入場料を子供について無料にする等の取組も行われており、一層の拡充が必要である。しかし、事業内容や参加者、地域における学習機会提供の状況によっては、適切な料金設定の下での事業展開の在り方について検討することも必要と考えられる。その際、地域住民の学習ニーズや参加者の特性、あるいはそれぞれの施設としての事業の必要性や優先度、民間教育事業者など他の学習関連施設の設置状況や事業の実施状況などを十分考慮することが必要である。

<地域に根ざした小・中・高等学校>

地域社会の人材の活用

○特別非常勤講師許可状況（平成6年度）

	許可件数	主な教授内容
小学校	2	造形
中学校	232	英会話、書写
高等学校	2,068	看護学、英会話、家庭、工業、商業
特殊教育諸学校	26	看護学、工業、美術
合計	2,328	

○山梨県教育委員会「授業支援スタッフ派遣事業」

県教育委員会が指定した小・中学校（教育事務所ごとに小学校1校、中学校1校）に、予め募集・登録した地域在住の専門家を授業支援のために派遣する事業。（年間、小学校は24回、中学校18回）  
教科等の授業の中でその専門的な知識や技能を活用して指導する。授業担当教員と広い意味でのチーム・ティーチングのような形になる。派遣に当たり、県教育委員会は旅費と報償費を予算措置。

○大分県湯布院町「ジュニア・ハイ・ゼミナール」

町教育委員会は、中学校の生徒を対象に希望アンケートを採りそれに基づいてジュニア・ハイ・ゼミナールを実施している。開催日時は第2と第4の水曜日、午後3時から5時まで。年間19回開催。実施されるコースは、茶道・生花・クッキング・シネマ遺跡探検・バンド（ロック）という文化系の活動である。町のボランティアが、茶道は中央公民館で、その他は中学校で指導する。なお、これらの活動は学校の部活動の一環に位置付けられている。（平成7年度）

○福岡県飯塚市「飯塚市人材派遣事業」

市教育委員会は地域の老人大学・大学院の修了者などのボランティアを募り、小・中学校等へその要請に基づき派遣している。派遣されたボランティアはゲートボールなどのスポーツ・レクリエーション、陶芸・紙細工などの工芸、書道・絵画などの教科学習等において指導の補助などを行う。また、ボランティアは学校教育の現状に対する理解を深めるため、事前と事後の研修会に参加する。この事業は老人大学・大学院、教育委員会、小・中学校、各種団体等の代表者からなる運営委員会での協議に基づき、企画・実施されている。

### ○栃木県鹿沼市「鹿沼図書館ボランティア」

司書資格を持つ市民あるいは研修により必要な知識・能力を身につけた市民のボランティアが、学校図書館や公民館図書室公立図書館の要請に応じ、それらの図書館に派遣され、図書館の運営に当たる。これに対し、教育委員会、市立図書館が連携して助成・支援している。

### ○千葉県市川市「コミュニティースクール事業」

すべての市立学校において、地域の人々や社会教育施設専門職員などを講師として学校に招き、生活科・社会科・理科からクラブ活動までの教育活動について指導上の補助を行ってもらったり、体験学習や地域教材の収集に協力してもらったりする。また、このほか、学校施設開放や公開講座・講演会の実施、校庭キャンプ・ハイキングなど学校・家庭・地域社会が一体となつてのふれあい活動を行う。

これらの事業を行うため、事業の全体的な計画を行う市川市コミュニティースクール推進会議と事業を実施する各学校ごとのコミュニティースクール委員会（学校教職員・PTA代表・自治会・体育指導員等から成る）を設置する。

### ○埼玉県志木市立志木第三小学校

学校に対する地域社会の協力・支援を得るため、ボランティアバンクを設置し地域の人々に登録をしてもらっている。

#### 登録分野と内容

- ・学習支援：童話などの読み聞かせ、昔の遊びの指導、郷土の歴史・外国の話など
- ・学習環境整備：水田や畑の貸し出し、田植え・稲刈りの指導など
- ・生活環境整備：校庭の除草・花作り・ペンキ塗り・施設設備の修理など

### ○静岡県教育委員会「スクールフロンティア推進事業」

中学校教育の活性化を目的に、県教育委員会は平成8年度から中学校が特別活動や授業などにおいて改善を企画する場合に、民間の有識者を派遣しアドバイスをを行うこととしている。県内の企業経営者・ジャーナリスト・芸術家・スポーツ関係者・保護者など15名をスクールフロンティアとして選考・登録し、応募に基づいて指定した中学校（企画推進校）にその学校改善計画のテーマに応じて派遣する。

アドバイザーは1人が年6回学校を訪問する。企画推進校は15校（2年間指定）、6年間で計45校。企画テーマとしては地域を巻き込んだ学校行事、ボランティア活動の推進、体験学習や地域人材を生かした学習など各学校においてさまざまに考えられる。

### ○宮崎県「子供と技能士のふれあい教室：技能チャレンジ体験学習」

小学校6年生・中学校2年生に対し、てん刻・ネームプレート・ミニ菜園などの創作を通じて技能への関心を高め、優れた日本の伝統文化に触れさせる体験学習を実施する。各種技能士会の技能士が製作指導に当たる。宮崎県技能士会連合会が県の委託を受け県内9校の小・中学校で実施。

## P T A活動

### ○宮城県岩出山小学校P T A「おやじセミナー」の実施

父親のP T A活動への積極的な参加や家庭教育への理解を促進するために、週末、もしくは休日の前日の夜に、父親だけの参加による懇談会やセミナーを開催している。おやじセミナーが実施されて以来、親子球技大会、両親学級、地区P T A活動に父親の参加が増えている。

### ○千葉県東清小学校P T A「心豊かで実践力ある子どもの育成」をめざした活動

「人は心」の樹文字の制作や全父母による一声運動により、優しい心が根付くような雰囲気作りを進めるとともに、福祉バザーや収穫祭などを通して社会に奉仕する心、自然を愛する心を育てようとするなど、長期間にわたって多彩な活動を実践している。

## 開放講座

### ○高等学校等の開放講座実施状況（平成6年度に国の補助を受けて行ったもの）

高等学校	878講座	30,274人参加
専修学校	238講座	10,034人参加

## 施設開放

### ○学校施設開放状況(平成5年度)

小学校	93.5%	
中学校	88.6%	
高等学校	63.4%	文部省施設助成課・生涯学習振興課調べ
計	89.0%	(注：公立学校のみ)

### ○東京都世田谷区立中町小学校・玉川中学校

両校が一体となった建物の中にあり、施設の相互利用を可能としながら、地域開放施設は整備している。小学校と中学校の間に公園的なスペースを作り、せせらぎやベンチ等のほか「ふれあいホール」を設け、地域の人々との交流を図るようになっている。温水プール、格技室、和室なども開校中でも地域への開放ができるように、通路・階段等に配慮した設計が行われている。常駐係員がそれらの利用受付・管理・清掃等を行うっている。

### ○東京都杉並区立第十小学校

屋外運動場は隣接する蚕糸の森公園と共用されており、学校や団体の利用がないときは区立公園として地域に開放されている。温水プールも学校使用時以外は区民プールと位置づけられており、地域の人々に利用されている。

また、校舎についても屋内運動場・会議室・音楽室などが開放されている。開放する部分と開放しない部分とがシャッターや扉により明確に区分され、開放のための管理室等も整備されている。これらの開放施設の管理責任は、学校利用時間帯は校長が、地域利用時間帯は教育委員会が負うものとされている。

### ○東京都練馬区「学校体育施設開放事業」

区内各学校には学校開放運営委員会が置かれ、これによって学校施設開放事業が実施されている。学校開放運営委員会は区教育委員会と委託契約を結び、開放事業の運営に責任を持つ。

運営委員会の任務は学校施設開放事業に係る管理運営、開放施設の管理、管理指導員の選任、施設利用に係る調整、学校と教育委員会との連絡調整などである。管理指導員の謝金及び必要用具の購入など開放に必要な経費は教育委員会から支払われる委託費により賅う。

また、運営委員会は地域スポーツ振興に寄与する学校開放のため、スポーツ大会、レクリエーション大会、ハイキング、野外活動等の自主事業も主催している。

運営委員会の構成：学校教職員、PTA、町会・自治会関係者、青少年委員、体育指導員、学校開放管理指導員、利用者団体代表者など

<地域住民のニーズにこたえる社会・文化・スポーツ施設>

総合的な学習機会の提供

### ○千葉県市川市「メディアパーク」

市川市には、市立のメディアパーク（中央図書館・映像文化センター・教育センター・中央こども館からなる複合施設）と千葉県立の現代産業科学館が隣接して整備され、多様な学習機会が集中的に提供されている。

### ○福岡県宗像市「宗像ユリックス」

文化施設（イベントホール、ハーモニーホール、視聴覚室、図書館、プラネタリウム、展示室、会議室など）、スポーツ施設（温水プール、フィットネス、プール、多目的広場、テニスコート、パットゴルフ場など）を併せて持つ総合公園。この施設により多様な学習、文化・スポーツ活動が一つの地域で実施できるようになっている。

## ○広島県「地域生涯学習振興基本構想」

広島県は生涯学習振興のための構想を作成し、平成8年4月に生涯学習振興法に基づく国の承認を受けた。計画の対象となる地域は広島市中区を中心に東区・南区の一部を含む、概ね760ヘクタールの地域である。

この区域内には公民館、美術館、体育館、図書館、青少年センター、女性会館等の多様な機関が集積するとともに、カルチャーセンター、スポーツセンター等約280の民間事業者が集積している。また、この地域は電車、バス等の発着点に当たり、県内各地からのアクセスも容易である。

この区域において民間事業者の能力や国の支援を活用しつつ合同企画展等の民間との連携事業や全国生涯学習フェスティバル等の全国的な事業を重点的に行い、生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うこととしている。

### 施設間の広域的な連携

## ○千葉県千葉市図書館情報ネットワーク

市内の公立図書館（9館）、大学図書館（8館）、短期大学図書館（2館）、国立研究所等の図書館（2館）、公益法人の図書館（2館）、企業の図書館（4館）の計27館（平成7年度）で構成する「図書館情報ネットワーク協議会」を設け、それぞれをネットワークで結び、相互協力によりその情報提供機能を強化し、資料の相互貸借等などの図書館サービスの向上を図る。

## ○両毛広域都市圏公共施設相互利用

栃木県、群馬県の20市町村内の住民は在住する市町村以外の公共施設を在住市町村の施設と同様に、割り増し料金や使用制限なく相互に自由に利用できるようになっている。（平成7年4月から）

対象となる施設：・文化会館・市民会館等の大規模集会施設

- ・陸上運動場、野球場、テニスコート、プールなど運動施設
- ・キャンプ場、森林公園などレクリエーション施設
- ・公民館、図書館、博物館、美術館等の教育・文化・展示施設
- ・青少年ホーム等の研修施設

## ○新潟県「いきいき県民カレッジ」

県、市町村の首長部局及び教育委員会、県立社会教育施設、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、財団法人などの実施する講座を体系化してまとめ、県民に情報提供や学習機会の提供を行うとともに、独自の単位認定を行い奨励証を付与し学習を奨励する。

### 公民館と大学との連携

## ○山形県山形市「山形市民大学」

市民の高度化する学習関心にこたえて、市内8公民館を会場に各館ごとに地域の特色を生かした学科を設け山形市民大学を実施している。市民大学の企画や運営には地元の山形大学、東北芸術工科大学の積極的な協力を得るとともに、両大学の教員の他、民間の専門家等を講師に依頼している。

市教育委員会社会教育課が事務局を担当し、学科運営委員会は学科長（各公民館長）、市民代表、主任教授、事務局員で構成するなど市民参加のもとで学習機会提供が進められている。

### 専修学校等と地方公共団体との連携

## ○専修・各種学校の「神奈川ニューライフカレッジ」

（社）神奈川県専修学校各種学校協会は県内の専修学校・各種学校が開設する講座を、「神奈川ニューライフカレッジ」として統合・実施している。独自の単位制が取られ、一定の単位数の修得により総合認定書が付与され、学習の奨励が図られている。

さらに、これらの講座は神奈川県が主催する「かながわオープン・カレッジ」（県・市町村、大学、短期大学、専修学校、各種学校、カルチャーセンター等が提供する講座を5つのコース、3つのレベルに分けて総合的に開講するシステム）で提供される講座群の一部を構成しており、一つの講座の受講は、両方のカレッジの単位になる。

### 行政部局間の連携

## ○福岡県「生涯学習フェアの開催」

県の生涯学習推進会議に参加している行政各部局（教育委員会、各首長部局）が相互に連絡を取りながら、「高齢化社会を生きる」とか「21世紀を生き抜く人生設計」とかの総合的なテーマのもとにそれぞれ教育事業を計画し、テナント方式（出店方式）でフェア（2日間）に参加している。

このことにより部局での事業が調整され、内容の重複等がなくなり、また、同一場所で事業が実施されるので多様な学習を効率よく提供できる。

### 教育委員会等と民間事業者との連携

## ○山形県天童市

天童市市民プラザが主催する講座（21講座）を、第3セクターの（株）スポーツプラザ天童に委託している。受講者の募集はスポーツプラザ天童が独自に行う。



## ○東京都荒川区

区が全額出資する（財）ACC荒川区地域振興公社（職員は区からの派遣職員と公社独自の職員からなる）は、主催する年間50の講座の企画・運営をよみうり・日本文化センターに委託して実施している。受講料はセンターに払われ、そこから施設使用料が区に払われる。受講生の募集はセンターが行い、公社は広報誌に講座の案内をする。

## ○静岡県「生涯大学葵学園」

県が60歳以上の人を対象に、県内4地区10会場で県立大学等の協力を得て主催する「生涯大学葵学園」の講座のうち、専門課程の「美術」の企画・運営については、（株）県民カルチャーセンター、静岡放送（株）に委託して実施している。

## ○大阪市「大阪学講座」

市及び（財）大阪都市協会が主催する「大阪学講座」を朝日カルチャーセンターに委託している。講座内容の決定、講師の選定、市民へのPR、受講者募集・決定・通知等は市・（財）協会が行い、受講手続きの受付、講師依頼、会場設営、資料作成等はカルチャーセンターが行う。

## 行政と民間事業者等との連絡協議会

### ○東京都・民間生涯学習機関等連絡協議会

都や区の行政と大学、短期大学、専修学校、各種学校、カルチャーセンター、商工会議所などの代表者とを構成メンバーに、生涯学習の推進に関し情報・意見交換、協議を行い、相互の意思疎通の円滑化を図り、都内の学習資源の有効活用に資することを目的として設置されている。

## 情報ネットワーク

### ○生涯学習情報提供システム整備事業

人々の学習活動を支援するため、都道府県と市町村が連携・協力しコンピュータ等を活用して、都道府県内における学習機会、施設、団体・サークル等の生涯学習情報を適切に提供する体制の整備を行っている。平成8年4月現在39都道府県において整備されている。

### ○まなびねっとシステム

人々の日常生活圏の拡大、学習活動の広域化などにより今後ますます拡大する学習ニーズに的確に対応するため、より広域的・全国的な生涯学習情報を利用者に簡便に提供するための体制（まなびねっとシステム）の整備に向けて検討を行っている。現在、生涯学習情報提供システムの情報、文部省所管の生涯学習関係機関の情報とを一元的に検索できるようにするシステムの開発や全国的に提供す

るにふさわしい情報のデータベース化を図り試験的に提供することなどの調査研究を進めている。

### ○国立婦人教育会館のWINET

国立婦人教育会館婦人教育情報センターは、国内外の女性及び家族に関する文献や学習情報を各種データベースとして作成し、オンラインサービスシステム(WINET)により全国の婦人教育施設、教育委員会、大学等に提供している。

(データベースの内容)

文献資料 (①図書、②地方行政資料、③和雑誌記事、④新聞記事)

学習情報 (①大学等での女性学関連講座、②女性関連施設、③都道府県等が行う女性及び家庭教育に関する事業、④女性に関する国際交流事業)

### ○文化情報総合システム

文化財情報・美術情報、地域文化情報など文化に関する総合的な情報基盤を整備することとしている。

文化財情報システム・美術情報システム

国立博物館・美術館等が収蔵する文化財や美術品に関する情報等のデータベース化とともに、全国の国公立博物館・美術館・地方公共団体・文化庁等の間のネットワーク化を図る。

地域文化情報システム

全国の公立文化施設の施設・事業概要の情報、芸術家・芸術団体の事業概要情報、地方公共団体の文化行政情報についてのデータベース化とともに、公立文化施設・芸術団体・地方公共団体等の間のネットワーク化を図る。

### ○国立オリンピック記念青少年総合センターにおける青少年教育情報の提供

全国の青少年教育関係施設の状況や学習プログラムに関する事例その他、各種青少年関係文献・映像資料等の情報を収集し、データベース化等による整理を行い、調査報告書や資料年報、施設ガイドブックの作成・配布を行うとともに、レファレンスを行い、ネットワークシステムにより常時国立青少年教育施設にデータを提供している。今後、青少年教育に関する情報センターとしての使命を果たすため、計画的に整備することとしている。

## 情報化への対応

### ○電子博物館パイロット事業(平成8年度より実施予定)

最新のマルチメディア関連技術(超高精細映像、三次元立体映像(3D)、ヴァーチャル・リアリティー等)を利用した電子博物館モデル構想について国立科学博物館を中心に研究開発する

研究内容: マルチメディア・データベースの開発、マルチメディア展示の開発、他の博物館・学校・社会教育施設等とのネットワーク化等

### ○新潟県柏崎市立図書館（愛称：ソフィアセンター）マルチメディアの構築

従来の図書館機能を備えつつ、マルチメディアやハイビジョン等の新しいメディアを導入した発展型・参加型の図書館を目指す。劣化等の関係で開架書架におけない貴重な資料やコレクション等の文化遺産を電子メディアで保存し、市民が自由に利用できる機能を持つとともに、市民が積極的に情報の受発信や交流に参加できる機能を持つ。

### ○新しい教育メディア研究開発・利用促進事業

マルチメディア時代に向け、通信系マルチメディアを利用した対話型の遠隔講座の開設など新しい教育メディアの研究開発を行うほか、多様な教育メディアの効果的な利用促進を図る事業を展開する。このため、高速のISDN回線を利用した遠隔講座のあり方に関する調査研究を行うこととし、平成8年度は国立婦人教育会館と都道府県の社会教育施設等の会場を通信回線で結んだ講座の実施を計画している。

## 学社連携・融合

### ○広島県立沼南高等学校「市民農園講座」

学校の農場を学校開放事業として都市部に住む市民に貸し出している。教職員と生徒は、「生活園芸」の授業の一環として苗の植え方、野菜の育て方、農具の使い方等を指導する。この活動により、生徒は、学習内容の定着を図るとともに、コミュニケーション能力の伸長を図ることができる。

### ○自然教室推進事業

小・中学校の児童生徒を豊かな自然環境の中で、一定期間規律ある集団宿泊生活を通じて行う学校教育活動（学校の年間教育計画に位置づけ、教科などの授業を含めたものとする）について、国は地方公共団体または学校法人に助成する。

### ○国立那須甲子少年自然の家「子ども科学セミナー“風のマジック、太陽の不思議”」

小学生（5・6年）、中学生 50名を対象に、1期2泊3日、2期3泊4日を継続して、国立科学博物館・国立福島工業高等専門学校・東北電力株式会社の研究者・教員・専門家による講義・実験・実習・観察等を催した。（平成7年度）

### ○国立夜須高原少年自然の家「星座・惑星の天体学習教室」

小学生（4－6年）、中学生 50人を対象に1泊2日の日程で、当少年自然の家と福岡県青少年科学館において、施設の専門員・公立学校の教員等の指導により、天体観測・講義を行った。（平成7年度）

## 施設ボランティア

## ○国立科学博物館「教育ボランティア制度」

- 活動内容：「総合案内所」で入館者への施設・展示・事業の案内や説明。  
「たんけんフロア」、「観察センター」での子どもへの指導助言。  
「ティーチャーズセンター」での相談対応、情報提供  
「サイエンスシアター」、「フライトシュミレーター」の入場者整理・誘導・装置運用。  
講座・実験・観察会等の準備・受付・指導補助・引率 等々
- 受け入れ：希望者について面接の上登録予定者を選定し、登録前研修を行う。  
研修修了者に対し試験及び面接を行い、登録する。6ヶ月の仮登録の後登録。1年ごとの登録更新。（平成8年度登録者227人）
- 養成・研修：毎年数回、生涯学習社会における博物館の役割、ボランティアの意義、青少年に対する指導のあり方、展示説明の方法、各活動の具体的な方法等についての研修を実施する。
- 活動方法：各自、週1-2回活動の曜日を決め、その曜日ごとに活動。教育ボランティア活動推進室が時間、希望分野などを調整。

## 住民参加による施設運営・事業実施

### ○東京都墨田区「すみだ生涯学習センター」

区民が主体的な事業の企画・運営に当たる体制として、すべて区民により構成される「学習推進委員会」が設置されている。学習推進委員会（委員は36名、他に協力員もおり、これを含めて約100名）は、次の3つの事業の企画・実施を行う。

1. 「下町コミュニティーカレッジ」事業  
9つのジャンルに前期・後期併せて100の講座が開かれる。  
講師は主に区民の中から選考される。
2. 学習情報誌「みらい」の編集・発行等広報事業
3. 団体・サークルへの支援事業（情報交換、活動発表の場の提供等）

### ○静岡県清水市「清見潟（きよみがた）大学塾」

清水市に、市民の自主運営によるユニークな生涯学習システム「清見潟大学塾」がある。「大学ごっこ」を自称し、遊び心を大切にしている。講師（市民教授）は全員公募制で誰でも立候補できる。各々の講座は講師による独立運営方式をとっている。講座数100余、市民教授70人余、塾生は2,000人を超える。事務局は中央公民館に置かれ、行政は事業の企画運営への協力、市の広報への事業案内の掲載、施設提供、事務局職員の配置などを通じて活動を支援している。

### ○茨城県日立市「ひたち生き生き百年塾」

日立市では、市民主導型の生涯学習のまちづくり「ひたち生き生き百年塾」をすすめている。誰でも気軽に指導できる市民教授制度を採用しており、漬物指導など幅広い分野において市民が教授として登録され（800余名）、学校・公民館・コミュニティセンター・市民の各種グループの学習事業で指導を行っている。近年、地元の大学でも市民教授による学生向けの講座が開設されている。

○岩手県金ヶ崎町「町民総合大学事業」

10人以上の町民が独自の学習を希望してグループを作ると、そのために特別コースとして事業が開かれる。学習計画の企画や運営はそのグループで行い、町からは講師謝金に対する補助がなされる。

## 生涯学習審議会委員名簿

(平成8年4月1日現在)

氏名	現職
荒 卷 禎 一	京都府知事
有 馬 真 喜 子	財団法人横浜市女性協会理事長
石 塚 貢	海洋科学技術センター理事長
磯 邊 律 男	株式会社博報堂代表取締役会長
◎伊 藤 正 己	前日本育英会会長
井 内 慶 次 郎	財団法人放送大学教育振興会会長
生 内 玲 子	交通評論家
大 野 重 男	社団法人中央青少年団体連絡協議会会長
大 野 忠	静岡県教育委員会教育長
大 森 厚	学校法人中央工学校理事長
岡 野 俊 一 郎	財団法人日本オリンピック委員会理事
川 村 皓 章	財団法人日本レクリエーション協会副会長
木 村 孟	東京工業大学長
塩 谷 稔	日本電子総合サービス株式会社代表取締役社長
清 水 畏 三	学校法人桜美林学園理事長
道 正 邦 彦	財形住宅金融株式会社代表取締役会長
○鳥 居 泰 彦	学校法人慶應義塾理事長，慶應義塾大学長
橋 口 宇 子	前社団法人日本PTA全国協議会母親委員会委員長
浜 口 義 暁	生物系特定産業技術研究推進機構理事長
原 ひろ子	お茶の水女子大学教授
福 川 伸 次	株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長
藤 原 房 子	ジャーナリスト
邊 見 正 和	財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会理事長
政 野 澄 子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
増 井 俊 明	前都立九段高等学校長
森 英 恵	デザイナー

(◎印は会長，○印は副会長)

## 福岡県公民館大会年表

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町 中央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきかー社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設置基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営のあり方を求めて。	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか。	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区 文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待ーとくに市民性の向上を中心としてー
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果すべき公民館の役割は何か。
第14回	昭和41年5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的・生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。	住民の創造的・生活の確立のために (分科会テーマ)

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題		全体討議テーマ
第15回	昭和42年 5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのため施設の充実と配置のあり方		地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年 5月 28日～29日	北九州市八幡市 民 会 館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて		社会生活の都市化と公民館の課題 (記念講演)
第17回	昭和44年 5月 31日～6月 1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館のあり方と役割 (記念講演)
第18回	昭和45年 5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年 5月 25日～26日	飯塚市文化 セ ン タ ー	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう		岐路にたつ70年代の選択 (記念講演)
第20回	昭和47年 7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える		明日を創る公民館の新路線 (記念講演)
第21回	昭和48年 5月 30日	福岡市立少年文化 会 館 ホ ー ル	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割 (シンポジウム)
第22回	昭和49年 6月 6日	(八女市) 市 町 村 会 館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対 面 討 議 全 体 討 議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年 6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす 公民館の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年 6月 3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための 公民館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講 演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年 9月 22日	北九州市小倉南 市 民 セ ン タ ー	住民の学習要求に応えるための 公民館のあり方を考える	分科会(9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年 7月 5日	太宰府勤労者 体 育 セ ン タ ー	地域住民の学習要求に応えるための 具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域と社会教育
第27回	昭和54年 7月 3日	大川市文化 セ ン タ ー	多様化する地域住民の学習 要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年 6月 12日	中間体育文化 セ ン タ ー	地域住民の実際生活に即した 公民館の在り方について	パネル討議 講 演	地域住民の実際生活に即した 公民館の在り方について



大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第29回	昭和56年6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	講演 シンポジウム(3)	青少年をとりまく諸問題 に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	講演 分科会(8)	住民が主体となる公民館 の在り方を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」－今、公民館は地域住民とともに何をしなければならないか－	講演 分科会(9)	「現代の青少年問題を考える」－思いやりのある社会づくりのために－
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	講演 パネル討議(3) 分科会(2)	ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える	講演 分科会(8)	生涯教育の推進と公民館 の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演 分科会(7)	生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演 分科会(7)	「豊かな心を育てる地域 社会の役割」
第36回	昭和63年7月27日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	講演 分科会(7)	「生涯学習社会における 公民館の役割」
第37回	平成2年11月21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民館のあり方を考える	講演 シンポジウム(1) 分科会(4)	生涯学習社会における公 民館の役割
第38回	平成3年7月31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演 分科会(5)	地域に根ざした公民館活 性化の提言
第39回	平成4年7月30日	久留米市石橋文化センター	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演 分科会(5)	学校週5日制……公民館 はどうする!!
第40回	平成5年9月17日	大牟田市大牟田文化会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演 分科会(5)	ボランティアの心
第41回	平成6年7月29日	田川市田川文化センター	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演 分科会(5)	生涯学習社会における公 民館の役割
第42回	平成7年8月3日	行橋市民会館	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演 分科会(5)	公民館を元気に未来的に しよう!! －“愛されるため”の魅力ア ップ…インテリジェント化－

## 県内公立公民館一覽

## 北九州市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0887	S56・4・2	2,200㎡	10人
2	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1丁目6-43	571-2712	S54・11・1	1,970	14
3	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5丁目1-5	941-4220	S51・4・29	2,859	10
4	若松中央公民館	〒808 若松区本町3丁目13-1	751-8683	S60・7・1	1,542	10
5	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区平野1丁目1-1	671-6561	H5・7・30	1,967	12
6	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2,652	11
7	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区中本町7-20	882-4281	S62・2・5	905	14
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 " 風師3丁目9-20	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 " 稲積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 " 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	704	4
5	大里東部公民館	〒800 " 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	693	3
6	東郷公民館	〒801 " 大字黒川384	341-1126	H2・1・11	705	4
7	早鞆公民館	〒801 " 新開6-11	331-2025	S63・11・8	715	4
8	松ヶ江公民館	〒800-01 " 恒見町21-1	481-0290	S41・4・23	719	3
9	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	941-2763	S58・4・22	733	4
10	板櫃公民館	〒803 " 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	770	4
11	霧丘公民館	〒802 " 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
12	小倉東公民館	〒802 " 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	678	4
13	篠崎公民館	〒803 " 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	白銀公民館	〒802 " 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
15	富野公民館	〒802 " 上富野5丁目6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
16	日明公民館	〒803 " 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	540	4
17	南小倉公民館	〒803 " 熊谷1丁目26-15	582-7328	S60・11・27	960	2
18	企救公民館	〒802 小倉南区北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	645	4
19	広徳公民館	〒803 " 南方2丁目5-37(6.1.付)	963-0158	S63・11・18	706	4
20	志徳公民館	〒803 " 徳力4丁目17-5	963-3101	S53・12・2	709	4
21	城野公民館	〒802 " 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1,327	4
22	曾根公民館	〒800-02 " 下曾根4丁目23-38	471-7710	S48・8・21	704	4
23	沼公民館	〒800-02 " 沼緑町1丁目11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
24	東谷公民館	〒803-01 " 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	724	4

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	南 曾 根 公 民 館	〒800-02 小倉南区朽網西3丁目6-39	471-8566	S 56・9・30	710㎡	4人
26	守 恒 公 民 館	〒803 “ 守恒2丁目8-36	936-1446	H 5・10・21	709	4
27	湯 川 公 民 館	〒800-02 “ 湯川1丁目8-33	941-1751	S 55・10・16	710	4
28	横 代 公 民 館	〒802 “ 横代東町4丁目13-1	962-1731	S 52・9・2	785	4
29	吉 田 公 民 館	〒800-02 “ 中吉田6丁目27-5	471-4603	S 61・10・3	711	4
30	両 谷 公 民 館	〒803-02 “ 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S 50・5・10	706	4
31	島 郷 公 民 館	〒808-01 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S 45・4・20	657	4
32	高 須 公 民 館	〒808-01 “ 高須北1丁目1-2	741-5707	H 3・4・25	720	4
33	枝 光 公 民 館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S 51・12・1	715	4
34	枝 光 北 公 民 館	〒805 “ 大字枝光1763番地の10	661-2437	H 6・4・22	709	4
35	大 蔵 公 民 館	〒805 “ 大蔵2丁目4-13	652-3817	S 48・2・11	677	4
36	尾 倉 公 民 館	〒805 “ 尾倉1丁目15-2	661-0516	S 52・12・3	706	4
37	高 見 公 民 館	〒805 “ 荒生田2丁目3-10	651-2101	S 49・11・1	733	4
38	槻 田 公 民 館	〒805 “ 宮の町2丁目2-10	651-3816	S 49・11・1	648	4
39	前 田 公 民 館	〒805 “ 桃園4丁目1-1	661-1584	S 51・9・3	704	4
40	八 幡 大 谷 公 民 館	〒805 “ 中央2丁目1-1	661-1092	S 48・10・1	625	4
41	浅 川 公 民 館	〒807 八幡西区浅川学園台2丁目23-2	692-9469	H 4・7・10	706	4
42	穴 生 公 民 館	〒806 “ 鷹の巣3丁目3-1	641-6026	H 5・9・11	719	4
43	永 犬 丸 公 民 館	〒807 “ 大字永犬丸1932-1	603-1055	S 53・10・1	725	4
44	沖 田 公 民 館	〒807 “ 三ヶ森4丁目6-1	612-3881	S 46・4・5	670	4
45	折 尾 公 民 館	〒807 “ 光明2丁目2-50	601-8991	S 57・4・16	707	4
46	香 月 公 民 館	〒807-11 “ 香月中央1丁目7-1	617-0203	H 2・6・25	976	4
47	熊 西 公 民 館	〒806 “ 山寺町6-30	641-3407	S 48・4・5	619	4
48	黒 崎 公 民 館	〒806 “ 藤田4丁目1-1	641-4106	S 50・9・1	1,132	4
49	上 津 役 公 民 館	〒806 “ 上の原2丁目2-16	612-3568	S 59・6・28	717	4
50	木 屋 瀬 公 民 館	〒807-12 “ 大字野面770	617-1127	S 57・11・26	704	4
51	陣 山 公 民 館	〒805 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S 61・4・12	710	4
52	千 代 公 民 館	〒807-11 八幡西区千代2丁目27-1	611-6405	H 6・4・20	710	4
53	則 松 公 民 館	〒807 “ 則松2丁目9-1	602-2010	S 55・4・1	705	4
54	八 児 公 民 館	〒806 “ 町上津役東1丁目17-1	613-2555	S 55・4・24	710	4
55	浅 生 公 民 館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S 49・11・11	844	3
56	一 枝 公 民 館	〒804 “ 一枝1丁目8-1	881-1029	S 56・4・10	505	3

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
57	鞆ヶ谷公民館	〒804 戸畑区西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S 55・10・24	520㎡	3人
58	沢見公民館	〒804 “ 小芝2丁目1-4	881-5689	S 35・ 5・13	476	3
59	三六公民館	〒804 “ 小芝3丁目12-2	881-0958	S 47・12・ 6	519	3
60	天籟寺公民館	〒804 “ 夜宮2丁目4-15	881-1028	H 3・ 4・18	520	3
61	戸畑大谷公民館	〒804 “ 東大谷2丁目12-33	881-0067	S 31・ 6・ 6	334	3
62	戸畑大谷西公民館	〒804 “ 菅原2丁目12-12	881-3148	S 40・ 4・ 5	294	3
63	中原公民館	〒804 “ 中原東2丁目2-35	881-1038	S 56・ 4・16	519	3
64	西戸畑公民館	〒804 “ 南鳥旗町3-17	881-2330	S 50・ 8・ 1	502	3
65	東戸畑公民館	〒804 “ 千防3丁目1-12	881-1019	S 52・ 4・21	514	3
66	牧山公民館	〒804 “ 牧山4丁目1-22	881-1041	S 58・ 4・20	410	3
67	牧山東公民館	〒804 “ 新川町3-25	881-3177	H 4・ 8・ 5	524	3

福岡市

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S 52・7・16	3,036㎡	12人
2	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S 58・8・26	4,725	14
3	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S 55・3・23	3,854	10
4	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S 53・7・22	5,058	11
5	城南市民センター	〒814-10 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S 59・8・1	4,028	10
6	早良市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S 57・2・14	4,034	13
7	西市民センター	〒814 西区姪浜町957-1	891-7021	S 63・3・1	3,190	12
1	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S 29・4・1	519	2
2	当仁公民館	〒810 " 唐人町3丁目1-11	751-6824	S 28・4・1	287	2
3	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S 29・4・1	288	2
4	奈良屋公民館	〒812 " 奈良屋町1-6	271-4461	S 29・4・1	288	2
5	御供所公民館	〒812 " 御供所町6-6	281-5512	S 29・4・1	263	2
6	大浜公民館	〒812 " 大博町7-16	281-0343	S 28・4・1	361	2
7	箕子公民館	〒810 中央区大手門3丁目10-7	711-2268	S 29・4・1	282	2
8	警固公民館	〒810 " 警固1丁目11-2	731-4655	S 29・4・1	281	2
9	西新公民館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S 28・4・1	379	2
10	春吉公民館	〒810 中央区春吉1丁目17-13	761-2528	S 29・4・1	288	2
11	住吉公民館	〒812 博多区住吉5丁目6-1	441-6955	S 29・4・1	267	2
12	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S 28・4・1	537	2
13	堅粕東光公民館	〒812 博多区東光2丁目15-2	411-7792	S 28・1・1	521	3
14	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S 28・4・1	290	2
15	千代公民館	〒812 博多区千代1丁目20-11	651-0066	S 28・4・1	284	2
16	原公民館	〒814 早良区原2丁目5-2	821-6414	S 27・1・1	292	2
17	長尾公民館	〒814-01 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S 27・1・1	291	2
18	吉塚公民館	〒812 博多区吉塚2丁目21-15	611-6320	S 28・4・1	279	2
19	東住吉公民館	〒812 " 博多駅前4丁目11-12	431-1271	S 27・1・1	287	2
20	筥松公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-2608	S 28・1・1	525	2
21	平尾公民館	〒810 中央区平尾3丁目29-23	531-6885	S 29・4・1	281	2
22	高宮公民館	〒810 " 大宮2丁目2-11	531-0029	S 29・4・1	332	2
23	姪浜公民館	〒819 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S 28・1・1	312	3
24	席田公民館	〒812 博多区空港前3丁目19-32	611-0315	S 27・1・1	460	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目25-42	541-1088	S27・1・1	293㎡	2人
26	花畑公民館	〒815 “ 花畑3丁目35-6	566-9061	S27・1・1	332	2
27	月隈公民館	〒816 博多区大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	460	2
28	箱崎公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-7708	S27・1・1	宮松共用	2
29	老岐公民館	〒819 西区拾六町3丁目21-2	881-1093	S27・1・1	332	2
30	能古公民館	〒819 “ 能古657-9	881-0873	S28・4・1	292	2
31	玄洋公民館	〒819-01 “ 今宿1丁目17-24	806-9811	S27・1・1	332	2
32	今津公民館	〒819-01 “ 今津734-1	806-2021	S27・1・1	333	2
33	玉川公民館	〒815 南区向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	331	2
34	高取公民館	〒814 早良区高取1丁目10-1	851-9705	S28・4・1	331	2
35	鳥飼公民館	〒814-01 城南区鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	428	2
36	西高宮公民館	〒815 南区高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	281	2
37	赤坂公民館	〒810 中央区赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	331	2
38	日佐公民館	〒816 南区横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	282	3
39	田隈公民館	〒814-01 早良区野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	301	2
40	香椎公民館	〒813 東区香椎駅前2丁目13-4	661-3258	S30・2・1	348	2
41	多々良公民館	〒813 “ 多々良1丁目56-2	691-3767	S30・2・1	441	2
42	名島公民館	〒813 “ 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	290	2
43	那珂公民館	〒816 博多区那珂3丁目8-9	471-9329	S35・4・1	303	2
44	板付公民館	〒816 “ 麦野1丁目29-12	581-1117	S30・4・5	336	2
45	那珂南公民館	〒816 “ 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	331	2
46	大楠公民館	〒815 南区大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	274	2
47	金武公民館	〒819 西区大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	485	2
48	和白公民館	〒811-02 東区和白3丁目28-31	606-3001	S35・8・27	280	2
49	周船寺公民館	〒819-03 西区周船寺3丁目3-1	806-1371	S36・4・1	302	3
50	元岡公民館	〒819-03 “ 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	331	2
51	北崎公民館	〒819-02 “ 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	309	2
52	春住公民館	〒812 博多区博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	2
53	香住丘公民館	〒813 東区香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	S37・4・1	331	2
54	若久公民館	〒815 南区若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	278	2
55	笹丘公民館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	289	2
56	室見公民館	〒814 早良区室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	293	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
57	舞 鶴 公 民 館	〒810 中央区舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	332㎡	2人
58	宮 竹 公 民 館	〒816 南区五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	271	2
59	別 府 公 民 館	〒814-01 城南区別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	282	2
60	南 当 仁 公 民 館	〒810 中央区今川2丁目11-15	741-9053	S40・4・12	332	2
61	千 早 公 民 館	〒813 東区千早6丁目2-21-101	661-3240	S40・7・12	337	2
62	百 道 公 民 館	〒814 早良区百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	332	2
63	小 笹 公 民 館	〒810 中央区平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	496	2
64	七 隈 公 民 館	〒814-01 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	332	2
65	長 住 公 民 館	〒815 南区西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	495	2
66	老 司 公 民 館	〒815 “ 老司3丁目1-8	565-1700	S45・4・1	332	2
67	志 賀 公 民 館	〒811-03 東区大字志賀島736-60	603-6706	S46・4・5	337	2
68	西 戸 崎 公 民 館	〒801-03 “ 西戸崎5丁目1-1	603-0201	S46・4・5	497	2
69	西 花 畑 公 民 館	〒815 南区皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	267	2
70	原 西 公 民 館	〒814 早良区原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	496	2
71	東 吉 塚 公 民 館	〒812 博多区吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	2
72	玄 界 公 民 館	〒819-02 西区大字玄界島21-3	809-1243	S49・4・1	195	2
73	筑 紫 丘 公 民 館	〒815 南区筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	267	2
74	早 良 公 民 館	〒811-11 早良区早良2丁目9-33	804-2420	S50・3・1	1,064	2
75	長 丘 公 民 館	〒815 南区長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	289	2
76	堤 公 民 館	〒814-01 城南区樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	302	2
77	下 山 門 公 民 館	〒819 西区下山門4丁目14-38	881-8383	S50・4・1	296	2
78	若 宮 公 民 館	〒813 東区若宮3丁目27-1	662-5454	S51・4・1	286	2
79	弥 永 公 民 館	〒816 南区弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	2
80	美 和 台 公 民 館	〒811-02 東区美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	272	2
81	城 浜 公 民 館	〒813 東区城浜団地32-2	671-6181	S52・4・2	276	2
82	東 花 畑 公 民 館	〒815 南区屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	282	2
83	和 白 東 公 民 館	〒811-02 東区高美台2丁目3-10	607-2442	S53・4・1	283	2
84	原 北 公 民 館	〒814 早良区南庄4丁目4-11	831-7556	S53・4・1	282	2
85	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	287	2
86	飯 倉 公 民 館	〒814-01 早良区飯倉7丁目29-27	846-0818	S54・1・4	286	2
87	板 付 北 公 民 館	〒816 博多区板付2丁目2-20	574-0651	S54・2・1	281	2
88	東 月 隈 公 民 館	〒816 “ 東月隈1丁目23-11	504-1360	S54・4・1	289	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
89	美野島公民館	〒812 博多区美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283㎡	2人
90	城南公民館	〒814-01 城南区茶山6丁目21-5	843-9418	S54・9・1	290	2
91	内浜公民館	〒819 西区小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	298	2
92	賀茂公民館	〒814-01 早良区賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	2
93	有田公民館	〒814-01 “ 次郎丸2丁目21-31	861-7679	S55・4・1	280	2
94	壱岐南公民館	〒819 西区野方2丁目6-1	812-0686	S55・4・1	281	2
95	片江公民館	〒814-01 城南区片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	2
96	金山公民館	〒814-01 “ 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	282	2
97	舞松原公民館	〒813 東区水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	2
98	福浜公民館	〒810 中央区福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	281	2
99	南片江公民館	〒814-01 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	287	2
100	野芥公民館	〒814-01 早良区野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	288	2
101	西陵公民館	〒819 西区上山門3丁目5-1	891-6342	S56・5・11	281	2
102	香椎東公民館	〒813 東区香椎台1丁目3-7	672-7098	S57・4・1	282	2
103	弥永西公民館	〒816 南区弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	298	2
104	東若久公民館	〒815 “ 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	324	2
105	大原公民館	〒814 早良区原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	291	2
106	四箇田公民館	〒811-11 “ 大字四箇520-5	811-2180	S57・4・1	289	2
107	壱岐東公民館	〒819 西区橋本1丁目14-2	811-2185	S57・4・1	291	2
108	石丸公民館	〒819 “ 石丸2丁目37-1	881-4983	S57・9・1	281	2
109	鶴田公民館	〒815 南区鶴田3丁目7-2	566-2593	S58・4・1	282	2
110	田島公民館	〒814-01 城南区田島3丁目7-29	822-0307	S58・4・1	287	2
111	福重公民館	〒819 西区福重4丁目24-33	882-1839	S58・4・1	281	2
112	愛宕公民館	〒819 “ 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	290	2
113	三筑公民館	〒816 博多区三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	342	2
114	飯原公民館	〒814 早良区原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	301	2
115	奈多公民館	〒811-02 東区雁の巣1丁目6-8	607-4697	S60・4・1	292	2
116	青葉公民館	〒813 東区青葉3丁目10-8	691-9799	S60・4・1	292	2
117	野多目公民館	〒815 南区野多目2丁目18-31	565-4223	S60・4・1	285	2
118	堤丘公民館	〒814-01 城南区堤1丁目26-18	861-4821	S61・4・1	298	2
119	城原公民館	〒819 西区上山門1丁目27-2	891-7966	S61・4・1	292	2
120	高木公民館	〒816 南区高木3丁目11-7	585-1332	S61・12・1	303	2



名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
121	有 住 公 民 館	〒814 早良区有田7丁目22-1	822-0352	S 61・12・1	301㎡	2人
122	香 椎 浜 公 民 館	〒813 東区香椎浜2丁目4-31	682-1697	S 62・4・1	332	2
123	大 池 公 民 館	〒815 南区寺塚2丁目9-11	511-4231	S 63・4・1	333	2
124	香 椎 下 原 公 民 館	〒813 東区下原1丁目4-2	682-6334	H元・4・1	331	2
125	弥 生 公 民 館	〒816 博多区那珂4丁目9-2	451-4534	H元・4・1	386	2
126	塩 原 公 民 館	〒815 南区塩原1丁目27-2	541-0547	H 2・4・1	332	2
127	田 村 公 民 館	〒814-01 早良区田村3丁目22-13	862-7349	H 2・9・1	332	2
128	東 箱 崎 公 民 館	〒812 東区箱崎7丁目16-23	632-4127	H 3・4・1	393	2
129	千 早 西 公 民 館	〒813 東区千早3丁目3-3	683-3933	H 4・4・1	303	3
130	柏 原 公 民 館	〒815 南区柏原5丁目20-10	565-8978	H 4・4・1	331	2
131	内 野 公 民 館	〒811-11 早良区内野8丁目1-5	804-8512	H 4・4・1	331	2
132	今 宿 公 民 館	〒819-01 西区今宿青木138-1	806-0242	H 4・4・1	334	2
133	飯 倉 中 央 公 民 館	〒814-01 早良区飯倉2丁目21-1	851-3565	H 4・9・1	331	2
134	小 田 部 公 民 館	〒814 " 小田部6丁目6-10	851-8846	H 5・4・1	332	2
135	西 長 住 公 民 館	〒815 南区西長住2丁目29-15	551-3515	H 5・9・1	331	2
136	入 部 公 民 館	〒811-11 早良区大字東入部字飛松329-18	803-1247	H 5・9・1	331	2
137	脇 山 公 民 館	〒811-11 " 大字脇山字野中2474-4	803-1815	H 6・9・14	497	2
138	松 島 公 民 館	〒813 東区松島3丁目15-11	612-1533	H 8・4・1	496	2
139	百 道 浜 公 民 館	〒814 早良区百道浜3丁目6-24	845-5859	H 8・4・1	496	2

〔上記建設年月日の欄は開設年月日を記入。〕

## 大 牟 田 市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大牟田中央公民館	〒836 原山町13-3	(0944) 53-1502	H 4・3・10	1,619㎡	5人
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S 45・3・31	495	2
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S 55・3・31	962	2
3	吉野地区公民館	〒837 大字白銀781-3	58-3479	S 63・3・31	1,031	2
4	三池地区公民館	〒837 大字三池629-2	53-8343	H 4・9・1	1,389	2
5	手鎌地区公民館	〒836 大字手鎌1300-42	56-6008	H 5・11・15	1,443	2
6	駛馬地区公民館	〒836 馬込町1丁目20-1	57-5443	H 6・12・9	1,376	2

## 久 留 米 市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S 34・10・13	2,659	9
--	-----------	-----------------	-------------------	------------	-------	---

## 直 方 市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(09492) 5-2241	S 54・4・27	2,196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481-3	8-0143	S 29・12・28	305	(3)

## 飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	〒820 飯塚14-67	(0948) 22-3274	H 8・2・29	2,400	4
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S 45・4・1	703	3
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S 46・3・31	880	3
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S 47・3・30	833	3
4	菰田公民館	〒820 菰田177	23-6819	S 48・3・31	805	3
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-46	23-6028	S 49・3・31	836	3
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S 51・3・1	803	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S 49・9・1	1,470	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S 57・8・31	935	3

## 田 川 市

	田川市中央公民館	〒825 大字伊田2550-1	(0947) 44-5110	S 60・8・30	2,281	6(1)
1	(田川市中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S 38・11・3	1,068	(6)

## 柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字本町87-1	(0944) 73-8111			(2)
--	----------	---------------	-------------------	--	--	-----

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	柳 河 公 民 館	〒832 大字新町5-2	72-5478	H 4・3・	621㎡	3人
2	城 内 公 民 館	〒832 大字本町53-1	73-9556	S 63・3・	131	3
3	矢 留 公 民 館	〒832 大字矢留本町150番地	73-8398	H 6・3・	672	3
4	東 宮 永 公 民 館	〒832 大字下宮永町132-1	73-6793	S 57・7・	1,058	3
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町1490	73-6792	H 7・3・	679	3
6	昭 代 公 民 館	〒830-03 大字久々原126	73-6790	S 55・7・	753	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 上字矢加部251-3	73-6791	S 60・7・	765	3

### 山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(0948) 52-1222	S 46・3・31	1,314	(8)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	52-0104	S 47・3・31	541	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1515	52-1377	S 61・9・	115	2
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	52-0224	S 46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	52-1369	S 50・3・31	630	2

### 甘 木 市

1	上秋月公民館	〒838 大字上秋月1732-1	(0946) 25-0457	S 50・11・	595	3
2	秋月公民館	〒838 大字下秋月670	25-0458	S 31・7・	909	3
3	安川公民館	〒838 大字下淵737	22-2017	S 38・3・	669	3
4	甘木公民館	〒838 大字甘木770-3	22-2117	S 29・7・	1,096	3
5	馬田公民館	〒838 大字馬田1286	22-2140	S 60・4・	660	3
6	立石公民館	〒838 大字頓田299-1	22-2101	S 34・5・	359	3
7	福田公民館	〒838 大字小隈219-1	22-2158	S 62・4・	540	3
8	蟻城公民館	〒838 大字林田242	22-3004	S 58・4・	401	3
9	金川公民館	〒838 大字屋永3266	22-2242	S 35・5・	346	3
10	三奈木公民館	〒838 大字三奈木4260	22-3114	S 53・10・	588	3
11	高木公民館	〒838-14 大字黒川3968-2	29-0750	S 53・3・	176	3

### 八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町586	(0943) 22-5332	S 43・3・31	1,025	5
1	八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	23-5276	S 56・3・31	738	3
2	八女市西公民館	〒834 大字新庄385-1	24-5272	S 54・3・31	731	3

筑 後 市

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井880-1	(09425) 3-2516	H 8・3・30	128㎡	13人

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(0944) 88-0015	S 49・2・15	1,319	(4)
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	-----

行 橋 市

	行橋中央公民館	〒824 大橋1丁目9-26	(09302) 2-3911	H元・11・31	1,699	3
1	行橋公民館	〒824 大橋1丁目9-26	2-2296	H元・11・31	36	2
2	仲津公民館	〒824 大字道場寺1517-1	2-1001	H 3・2・15	655	2
3	椿市公民館	〒824 大字長尾494-1	2-1061	S 52・3・31	349	2
4	延永公民館	〒824 大字上津熊76-1	4-7401	S 55・3・31	577	2
5	稗田公民館	〒824 大字前田352-1	2-1759	S 59・3・31	540	2
6	今元公民館	〒824 大字今井2092-1	4-3059	S 60・3・31	558	2
7	泉公民館	〒824 大字西泉4-2-1	2-5022	S 60・3・31	566	2
8	今川公民館	〒824 大字寺畔41-2	5-1070	S 63・3・31	574	2
9	養島公民館	〒824 大字養島129-1	2-5010	S 63・3・31	360	2
10	行橋北公民館	〒824 大字行事3-17-50	3-5010	H元・3・31	576	2
11	行橋南公民館	〒824 南大橋2丁目3-27	3-6700	H 2・3・31	597	2

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 大字八屋1860	(0979) 82-2402	S 51・10・10	603	3
1	角田公民館	〒828 大字松江368-1	82-2701	S 36・11・16	362	2
2	山田公民館	〒828 大字二郎丸243	82-2666	S 49・3・30	353	2
3	八屋公民館	〒828 大字八屋1381-4	82-2775	S 52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 大字赤熊484-1	82-3196	S 53・3・7	418	2
5	三毛門公民館	〒828 大字三毛門914-4	82-2671	S 37・11・15	459	2
6	黒土公民館	〒828 大字久路土1179-1	82-2670	S 35・9・26	507	2
7	千束公民館	〒828 大字千束167	82-2250	S 57・3・25	480	2
8	横武公民館	〒828 大字薬師寺61-1	82-2669	S 47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒828 大字下河内960-1	88-2001	S 34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒828-01 大字岩屋143	88-2002	S 55・2・29	247	2
11	大村公民館	〒828 大字大村1534-4	82-7753	S 63・4・1	146	2

中 間 市

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	中間市中央公民館	〒809 大字中間5881-2	(093) 246-2321	S 53・3・31	1,981㎡	9人

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S 47・3・31	1,768	11
1	二日市地区公民館	〒818 大字二日市753-1	923-1111	S 29・3・31	320	2
2	山口コミュニティセンター	〒818 大字古賀196-1	922-2551	H 8・4・1	971	2(1)
3	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫634-1	926-2913	S 54・3・31	387	(1)
4	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S 37・10・6	215	(1)
5	山家コミュニティセンター	〒818 大字山家2850-1	926-2809	H 6・6・24	1,476	2(1)

春 日 市

	春日市中央公民館	〒816 大谷6丁目24番地	(092) 575-4121	S 42・3・29	1,886	4(4)
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	------

小 郡 市

	小郡市中央公民館	〒838-01 小郡255-1	(0942) 72-2111	S 45・3・31	659	1(8)
1	味坂校区公民館	〒838-01 下西鱒坂253-1	73-3858	H 3・3・31	538	2
2	御原校区公民館	〒838-01 稲吉437-11	72-9038	H 4・11・27	569	2
3	立石校区公民館	〒838-01 千潟2056-1	73-2768	H 7・3・31	608	2

宗 像 市

	宗像市中央公民館	〒811-34 大字須恵348-2	(0940) 33-2548	S 49・6・25	1,896	4
1	日の里地区公民館	〒811-34 日の里1丁目16-1	37-1587	S 54・3・25	1,049	3
2	(自由ヶ丘分館)	〒811-41 大字自由ヶ丘3-12-11	32-5594	S 47・12・1	529	3

太 宰 府 市

	太宰府市中央公民館	〒818-01 観世音寺1丁目3番1号	(092) 921-2101	S 61・11・3	3,825	7
--	-----------	---------------------	-------------------	-----------	-------	---

前 原 市

1	波多江公民館	〒819-11 大字池田571-1	(092) 322-1614	S 58・4・1	730	3
2	前原中央公民館	〒819-11 大字前原1303-1	322-2481	H 6・4・1	1,908	3
3	前原南公民館	〒819-11 大字篠原675-1	324-1763	S 60・3・31	751	3
4	加布里公民館	〒819-11 大字神在1112	322-3026	S 42・4・1	195	3
5	長糸公民館	〒819-11 大字川付876-1	323-2032	S 29・4・1	649	3
6	雷山公民館	〒819-11 大字蔵持838-6	323-0078	H 5・4・1	646	3人
7	怡土公民館	〒819-15 大字井原916	322-7815	S 61・4・10	751	3

(筑 紫 郡)  
那 珂 川 町

名称の ( ) は分館  
職員数の ( ) は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民館	〒811-12 大字後野120	(092) 952-2092	S 50・ 3・30	1,530㎡	3人
1	南畑地区公民館	〒811-12 埋金853-11	952-7687	H 5・ 2・28	421	0
2	北地区公民館	〒811-12 片縄5丁目86	952-8852	S 58・ 2・28	400	2

(柏 屋 郡)  
宇 美 町

	宇美町中央公民館	〒811-21 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S 54・ 2・28	1,453	2(4)
--	----------	--------------------	-------------------	------------	-------	------

篠 栗 町

	篠栗町中央公民館	〒811-24 大字尾仲47-1	(092) 948-2222	H 5・ 3・31	4,978	(9)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	-----

志 免 町

	志免町中央公民館	〒811-22 志免980	(092) 935-7100	S 54・ 3・24	3,570	2(9)
--	----------	---------------	-------------------	------------	-------	------

須 恵 町

	須恵町公民館	〒811-21 大字上須恵1180-1	(092) 934-0030	H 6・ 6・11	4,483	(3)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	-------	-----

	川子地区公民館	〒811-21 大字上須恵1290-34	932-4786	S 58・ 2・20	400	(2)
--	---------	----------------------	----------	------------	-----	-----

新 宮 町

	新宮町中央公民館	〒811-01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S 49・ 3・25	1,776	6(8)
--	----------	--------------------	-------------------	------------	-------	------

久 山 町

	久山町公民館	〒811-25 大字久原3632	(092) 976-1111	S 45・10・	2,299	(4)
--	--------	------------------	-------------------	----------	-------	-----

柏 屋 町

	柏屋町中央公民館	〒811-23 大字仲原127	(092) 938-1410	S 49・ 3・30	2,273	(7)
--	----------	-----------------	-------------------	------------	-------	-----

1	茶屋地区公民館	〒811-23 大字内橋381-6	939-2502	H 7・ 3・23	332	1(1)
---	---------	-------------------	----------	-----------	-----	------

2	坪見地区公民館	〒811-23 大字内橋132-9	938-1207	H 7・ 3・23	333	1(1)
---	---------	-------------------	----------	-----------	-----	------

古 賀 町

	古賀町中央公民館	〒811-31 中央2丁目13-1	(092) 944-1931	S 60・ 9・30	3,282	4
--	----------	-------------------	-------------------	------------	-------	---

1	蕨内地区館	〒811-31 大字蕨内883-1	943-4948	S 42・ 2・ 7	528	(1)
---	-------	-------------------	----------	------------	-----	-----

(宗 像 郡)  
福 間 町

	福間町公民館	〒811-32 福間町大字手光2222	(0940) 43-2100	S 63・ 7・20	4,356	4
--	--------	---------------------	-------------------	------------	-------	---

津 屋 崎 町

	津屋崎町中央公民館	〒811-33 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S 47・	821	2
--	-----------	---------------------	-------------------	-------	-----	---

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	勝 浦 公 民 館	〒811-35 大字勝浦2274- 2	52-0601	S 46・	212㎡	1人
2	宮 司 公 民 館	〒811-33 大字宮司1188	52-0071		1,119	1

玄 海 町

	玄海町公民館	〒811-35 大字江口465	(0940) 62-2111			(5)
--	--------	-----------------	-------------------	--	--	-----

大 島 村

	大島村公民館	〒811-37 大島村1765	(0940) 72-2321	S 51・	916	(2)
--	--------	-----------------	-------------------	-------	-----	-----

(遠 賀 郡)

芦 屋 町

	芦屋町中央公民館	〒807-01 中ノ浜4- 4	(093) 222-1681	S 53・ 8・31	4,097	2(1)
1	(山鹿公民館)	〒807-01 山鹿2862	223-1892	S 47・ 4・ 1	595	1(1)
2	(芦屋東公民館)	〒807-01 緑ヶ丘4-22	222-1981	H 2・10・ 1	575	1

水 巻 町

	水巻町中央公民館	〒807 大字頃末880- 5	(093) 201-0401	S 61・10・15	3,192	13
1	水巻町南部公民館	〒807 下二東3丁目3番21号	(093) 202-2472	H 5・ 3・31	984	4

岡 垣 町

	岡垣町中央公民館	〒811-42 大字吉木1072- 1	(093) 282-0162	S 47・ 3・15	1,307	4
1	岡垣町東部公民館	〒811-42 大字山田17	282-0035	S 49・	980	1
2	“ 西部公民館	〒811-42 大字内浦145	282-7476	S 53・	652	0

遠 賀 町

	遠賀町中央公民館	〒811-43 大字今古賀513	(093) 293-1355	S 50・ 8・31	2,242	1(1)
--	----------	------------------	-------------------	------------	-------	------

(鞍 手 郡)

鞍 手 町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S 56・10・31	2,667	(10)
--	----------	------------------	-------------------	------------	-------	------

小 竹 町

	小竹町中央公民館	〒820-11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S 54・ 2・20	1,647	(8)
1	小竹町北公民館	〒820-11 大字勝野2379- 1	(09496) 2-6629	S 45・ 3・17	480	0

若 宮 町

	若宮町中央公民館	〒822-01 大字高野572	(09495) 2-0859	S 49・ 4・18	1,121	4(10)
--	----------	-----------------	-------------------	------------	-------	-------

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	吉川支館	〒822-01 大字脇田16	4-0301	S 35・	301㎡	0人
2	中支館	〒822-01 大字稲光711-1		S 35・	113	0
宮田町						
	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S 51・12・10	1,432	5(6)
(嘉穂郡)						
桂川町						
	桂川町公民館	〒820-06 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S 43・8・1	866	(10)
嘉穂町						
	嘉穂町公民館	〒820-03 大字牛隈201	(0948) 57-0080	S 43・3・25	779	(8)
稲築町						
	稲築町公民館	〒820-02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S 45・12・20	1,488	4(1)
碓井町						
	碓井町公民館	〒820-05 上臼井446-1	(0948) 62-2270	S 56・10・5	202	(5)
筑穂町						
	筑穂町中央公民館	〒820-07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S 55・10・15	2,305	1(11)
穂波町						
	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S 53・8・31	1,795	3(6)
庄内町						
	庄内町公民館	〒820-01 大字有安830-3	(0948) 82-3344	S 34・9・30	1,428	3(6)
穎田町						
	穎田町公民館	〒820-11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S 47・6・1	1,034	1(8)
(朝倉郡)						
杷木町						
	杷木町公民館	〒838-15 池田483-1	(0946) 62-0178	S 37・3・31	1,108	5(2)
朝倉町						
	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野2047-1	(0946) 52-1111	S 39・3・20	719	1(3)
三輪町						
	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(0946) 22-2770	S 49・5・	1,546	1(1)
夜須町						
	夜須町中央公民館	〒838-02 大字篠隈246	(0946) 42-3121	S 60・3・	2,515	1(8)
小石原村						
	小石原村公民館	〒838-16 大字小石原941-9	(0946) 74-2234	H 1・9・	676	1(1)



宝珠山村

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山6425	(0946) 72-2301	S 54・2・28	883	4

(糸 島 郡)

二丈町

	二丈町中央公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S 45・11・30	1,866	(3)
1	福吉公民館	〒819-16 大字吉井4017	326-5501	S 49・4・15	652	2
2	一貴山公民館	〒819-16 大字石崎81	325-0151	S 53・2・28	651	2
3	深江公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S 54・11・30	1,866	2

志摩町

1	中央公民館	〒819-13 大字初18	(092) 327-1734	S 60・9・13	1,553	2
2	桜野公民館	〒819-13 大字桜井5942	327-0259	S 46・4・1	446	2
3	引津公民館	〒819-13 大字御床2165-3	328-0855	H 3・1・31	763	2
4	芥屋公民館	〒819-13 大字芥屋26-7	328-2009	S 59・3・20	493	2

(浮 羽 郡)

吉井町

	吉井町中央公民館	〒839-13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S 48・3・20	1,270	3(8)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	------

田主丸町

	田主丸町中央公民館	〒839-12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S 48・6・9	1,230	(5)
--	-----------	--------------------	-------------------	----------	-------	-----

浮羽町

	浮羽町公民館	〒839-14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S 56・3・23	2,840	6(6)
1	田籠公民館	〒839-14 大字田籠1151-1	7-6776	S 54・1・31	335	2
2	山春公民館	〒839-14 大字山北783	7-4699	S 53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839-14 大字古川479	7-7088	S 53・1・23	343	2
4	御幸公民館	〒839-14 大字朝田589-1	7-2004	S 42・2・20	274	2
5	妹川公民館	〒839-14 大字妹川2329-5	7-6505	S 48・1・31	154	0
6	新川公民館	〒839-14 大字新川2515	7-6557	S 50・3・17	154	0
7	小塩公民館	〒839-14 大字小塩2548-1	7-4835	S 51・3・22	282	0

(三 井 郡)

北野町

	北野町中央公民館	〒830-11 大字中273-1	(0942) 78-2308	S 63・10・31	2,822	(4)
--	----------	------------------	-------------------	------------	-------	-----

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

大 刀 洗 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大刀洗町中央公民館	〒830-12 大字富多819	(0942) 77-2670	S 52・12・15	940㎡	3(4)人

(三 瀨 郡)

城 島 町

	城島町公民館	〒830-02 大字檜津748-1	(0942) 62-2111	S 54・4・	1,030	1(5)
--	--------	-------------------	-------------------	---------	-------	------

大 木 町

	大木町公民館	〒830-04 大字八町牟田255-1	(0944) 32-1047	S 53・9・	1,128	1(3)
--	--------	---------------------	-------------------	---------	-------	------

三 瀨 町

	三瀨町公民館	〒830-01 大字玉満2949-1	(0942) 64-3020	H 5・3・31	2,067	1(7)
--	--------	--------------------	-------------------	----------	-------	------

(八 女 郡)

黒 木 町

	黒木町公民館	〒834-12 大字桑原244-2	(0943) 42-1111	S 47・12・12	1,972	7
--	--------	-------------------	-------------------	------------	-------	---

上 陽 町

	上陽町中央公民館	〒834-11 大字北川内483-1	(0943) 54-3131	S 47・12・30	722	7
--	----------	--------------------	-------------------	------------	-----	---

立 花 町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1130	(0943) 23-5141	S 49・6・29	354	4(1)
1	北山公民館	〒834 大字北山2692	23-4656	S 49・3・31	280	0
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	35-0001	S 49・3・31	280	0
3	辺春公民館	〒834 大字上辺春394-2	36-0001	S 49・3・31	280	0

広 川 町

	広川町中央公民館	〒834-01 大字新代1804-1	(0943) 32-1111	S 43・12・	671	1(7)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-----	------

矢 部 村

	矢部村中央公民館	〒834-14 大字北矢部10528	(0943) 47-2122	S 63・5・1	1,105	2
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-------	---

星 野 村

	星野村中央公民館	〒834-02 星野村13102-1	(0943) 52-3111	S 49・3・25	729	1(1)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	------

(山 門 郡)

瀬 高 町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄792-1	(0944) 62-5201	S 52・3・20	2,266	2(9)
1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	63-8773	S 48・4・31	416	1
2	上庄公民館	〒835 大字上庄185-2	63-2986	H元・7・1	202	0
3	清水公民館	〒835 大字大草L1(仮地番)	62-5823	H 5・3・31	516	3

名称の( )は分館

職員数の( )は兼任……外数

大 和 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大和町中央公民館	〒839-02 大字栄231	(0944) 76-1111	S 55・3・21	2,162㎡	1(3)人

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(0944) 73-4489	S 55・9・10	2,141	1(7)
--	----------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒835-01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S 42・2・11	719	1(2)
--	--------	-------------------	-------------------	-----------	-----	------

(三 池 郡)

高 田 町

	高田町公民館	〒839-02 大字濃施480	(0944) 22-5595	S 45・3・31	1,169	2(4)
--	--------	-----------------	-------------------	-----------	-------	------

(田 川 郡)

香 春 町

	香春町中央公民館	〒822-14 大字高野987-1	(0947) 32-2162	S 50・10・31	517	3(1)
1	(香春校区公民館)	〒822-11 新町	2-6923	S 56・7・30	205	1

添 田 町

	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田538-1	(0947) 82-0616	S 42・6・30	592	2(2)
	そえだ公民館	〒824-06 大字庄952	82-2559	S 63・6・30	2,201	2(2)
1	津野公民館	〒824-04 大字津野6059	84-2001	S 55・3・31	353	1(1)
2	彦山公民館	〒824-07 大字落合800	85-0702	S 56・5・30	458	1(1)
3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2465	82-3404	S 56・6・20	408	1(1)
4	野田公民館	〒824-06 大字野田1623-1		S 56・3・30	298	(1)

金 田 町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(0947) 22-0425	S 57・3・31	588	(7)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	-----

糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒822-12 糸田2395	(0947) 26-0038	S 48・7・31	1,158	2(6)
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	------

川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S 38・3・	700	1(4)
--	----------	----------------	-------------------	---------	-----	------

赤 池 町

	赤池町公民館	〒822-11 大字赤池1148、1149	(0947) 28-2004	S 48・10・31	612	1(2)
--	--------	-----------------------	-------------------	------------	-----	------

方 城 町

	方城町中央公民館	〒822-12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S 48・7・	1,180	1(3)
--	----------	------------------	-------------------	---------	-------	------

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

大 任 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大任町公民館	〒824-05 大字大行事3180-1	(0947) 63-2242	S 48・4・1	1,810㎡	3(6)人

赤 村

	赤村中央公民館	〒824-04 大字内田1188-1	(0947) 62-3003	S 59・	31	3(1)
--	---------	--------------------	-------------------	-------	----	------

(京 都 郡)

苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800-03 京町2-5	(093) 436-0061	S 54・10・12	3,834	4
1	小波瀬コミュニティセンター	〒800-03 大字新津1682-4	(09302) 3-1000	H 元・8・1	1,257	3
2	西部公民館	〒800-13 大字鋤崎481-1	(09302) 3-8100	H 6・3・25	1,585	3
3	北公民館	〒800-03 若久町1丁目3-7	(093) 434-9000	H 4・2・28	1,542	3

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824-02 大字本庄641-1	(09304) 2-0001	S 61・4・25	1,600	2(1)
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	-------	------

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824-08 大字黒田79	(093032) 2092	S 43・	611	2
1	(諫山分館)	〒824-08 大字岩熊1177		S 29・	103	(1)

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824-01 大字豊津1118	(093033) 3115	S 46・3・16	1,734	1
--	----------	------------------	------------------	-----------	-------	---

(築 上 郡)

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829-03 大字高塚756	(09305) 6-0251	S 47・2・28	2,076	2
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	H 4・12・21	3,401	1(9)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

築 城 町

	築城町公民館	〒829-01 大字築城251	(09305) 2-0001	S 46・2・13	1,277	1(2)
1	下城井公民館	〒829-01 大字安武155	2-2886	S 47・2・31	547	0
2	上城井公民館	〒829-01 大字本庄2111-2	4-0823	S 51・6・8	519	0

新 吉 富 村

	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(0979) 72-2072	S 49・7・20	663	1(1)
1	新吉富村コミュニティセンター	〒871-09 緒方588-1	(0979) 72-2507	H 5・4・1	578	1(1)

# 大 平 村

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下1496-1	(0979) 72-2005	S 4・8・	964㎡	1(1)人
1	金 代 公 民 館	〒871-09 大字西友枝582-1		S 40・	74	(1)
2	小 畑 公 民 館	〒871-09 " 3437		S 33・	101	(1)
3	横 川 公 民 館	〒871-09 " 2455	72-4167	S 39・	109	(1)
4	仙 代 公 民 館	〒871-09 " 2140-2	72-3120	S 42・	110	(1)
5	東 上 公 民 館	〒871-09 大字東上2792	72-4159	S 39・	169	(1)
6	土 佐 井 公 民 館	〒871-09 大字土佐井397-3	72-2781	S 41・	210	1(1)
7	下 唐 原 公 民 館	〒871-09 大字下唐原856-1	23-3498	S 31・	231	1(1)
8	小 池 公 民 館	〒871-09 " 2148-15		S 47・	127	(1)

(平成 8 年 5 月 1 日現在)



公民館のあたたかい経営はほころび活動に大きな力になります。

# 公民館 総合補償制度

行事傷害補償  
賠償責任補償  
職員災害補償

●制度の問い合わせ・取扱いセンター  
☎ 0120-42-2324 (電話料金無料)

株式会社 公民館補償センター  
〒150 東京都渋谷区神宮前5-38-10

●制度提供 社団法人 全国公民館連合会  
●制度提携保険会社 安田火災海上保険株

